

青森県犯罪被害者支援ハンドブック

令和8年6月改訂

青 森 県

目 次

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題	
（1）犯罪被害者等の置かれた状況	1
①直接的被害	1
②事件後に直面する状況	1
（2）具体的に困難な状況	2
①心身の不調	3
②生活上の問題	4
③周囲の人の言動による傷つき	5
④加害者からの更なる被害	7
⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）	7
参考 捜査、裁判の流れ	8
2. 支援に携わる際の留意事項	
（1）犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	12
①基本的な支援対応の流れ	12
②具体的な対応のあり方	12
《具体的な対応にみる留意点》	14
《支援者自身のケア》	15
（2）被害類型別特徴と対応上の留意点	16
【殺人等遺族への対応】	16
【暴力犯罪等により傷害（障がい）を負った人への対応】	19
【交通事故に遭った人への対応】	21
【性犯罪被害に遭った人への対応】	23
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】	26
【ストーカー被害に遭った人への対応】	28
【虐待された子どもへの対応】	30
3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携	
（1）犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスについて	33
（2）ワンストップサービスの実現に向けた連携強化	34
（3）多機関ワンストップサービスの実際	35
①多機関ワンストップサービスの目的	35
②多機関ワンストップサービスの仕組み	35
③多機関ワンストップサービスの対象とする範囲	36

④コーディネーターの配置	36
⑤コーディネーターの業務	36
⑥犯罪被害者等が居住する市区町村の参画	39
⑦支援調整会議	40
⑧関係機関・団体との情報共有	41
(4) 多機関ワンストップサービス運用上の留意点	43
①情報集約の重要性	43
②喫緊の課題に対する支援の提供	43
③ニーズ把握の方法	43
④大規模事件等の場合	45
⑤都道府県間・市区町村間の連携	45
⑥多機関ワンストップサービスでの支援終結	45
⑦特定の犯罪被害者等を含むものを対象とした仕組みとの連携	46
⑧多機関ワンストップサービスを活用しない場合の支援	46
(5) 機関内ワンストップサービスについて	47
①機関内ワンストップサービスの目的	47
②機関内ワンストップサービスの仕組み	47
③機関内ワンストップサービス運用上の留意点	53
(6) 犯罪被害者等と支援担当者の心理的ケアについて	54
①犯罪被害者等の心理的ケア	54
②支援担当者の心理的ケア	57

4. 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- (1) 青森県 . . . 61
- (2) 市町村 . . . 63
- (3) 青森県警察 . . . 72
- (4) 第二管区海上保安本部 . . . 77
- (5) 法テラス青森 . . . 79
- (6) 公益社団法人 あおもり被害者支援センター . 82
- (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金 . 84
- (8) 被害者団体 . . . 85
- (9) あおもり性暴力被害者支援センター . 85

<司法関連>

- (再掲)法テラス青森 . . . 88
- (10) 地方裁判所・簡易裁判所 . . . 88
- (11) 家庭裁判所 . . . 90
- (12) 検察庁 . . . 92
- (13) 青森県弁護士会 . . . 95
- (14) 青森県司法書士会 . . . 96

<刑事施設・保護観察所等>

- (15) 矯正管区 . . . 98
- (16) 刑事施設 . . . 98
- (17) 少年院 . . . 99
- (18) 少年鑑別所 . . . 100
- (19) 地方更生保護委員会 . . . 101
- (20) 保護観察所 . . . 102

<人権・外国人対応>

- (21) 青森地方法務局 . . . 104
- (22) 外国人在留総合インフォメーションセンター . 105

<医療・福祉>

- (23) 青森県立精神保健福祉センター . 106
- (24) 福祉事務所 . . . 107
- (25) 保健所 . . . 107
- (26) 市町村保健センター . . . 108

- (27) 社会福祉協議会 . . . 108
- (28) 地域包括支援センター . . . 109
- (29) 医療機関 . . . 110
- (30) 青森県公認心理師・臨床心理士協会 . 110
- (31) 公益社団法人 青森県社会福祉士会 . 111
- (32) 青森県精神保健福祉士協会 . . . 111

<就労関連>

- (33) 労働基準監督署 . . . 113
- (34) ハローワーク . . . 113
- (35) 総合労働相談コーナー . . . 114
- (36) 独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構青森支部 . . . 115
- (37) 公共職業能力開発施設 . . . 116

<女性・子ども>

- (38) 配偶者暴力相談支援センター . . . 117
- (39) 青森県男女共同参画センター . . . 118
- (40) 青森県女性相談支援センター . . . 118
- (41) 児童相談所 . . . 120
- (42) 青森県子ども家庭支援センター . . 120
- (43) 児童家庭支援センター 太陽 . . . 121
- (44) 乳児院・児童養護施設・児童自立
支援施設・児童心理治療施設 . . . 121
- (45) 母子生活支援施設 . . . 122
- (46) ファミリー・サポート・センター . 123
- (47) 青森県教育委員会 . . . 123
- (48) 学校 . . . 124
- (49) 独立行政法人 日本スポーツ振興
センター . . . 125

＜交通事件＞

- (50) 青森県交通事故相談所 . . . 126
- (51) 青森県交通安全活動推進センター . . . 126
- (52) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター青森県支部 . . . 127
- (53) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター仙台支部 . . . 127
- (54) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター . . . 128
- (55) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 . . . 128
- (56) 独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA) 青森支所 . . . 129
- (57) 公益財団法人 交通遺児等育成基金 . 131
- (58) 公益財団法人 交通遺児育英会 . 132

＜インターネット上の誹謗中傷＞

- (59) 違法・有害情報相談センター . . . 133
- (再掲) 青森地方法務局 (人権相談) . . . 133
- (60) 誹謗中傷ホットライン . . . 133

＜その他＞

- (61) 公益財団法人 青森県暴力追放県民センター . 134
- (62) 認定NPO法人 あおもりいのちの電話 . 135

5. ニーズに応じた解決手段

- (1) 総合的相談 . . . 136
- (2) 心身の不調 . . . 136
- (3) 生活上の問題
 - ① 仕事上の困難 . . . 137
 - ② 不本意な転居など住居の問題 . . . 138
 - ③ 経済的な困窮 (問題) . . . 139
 - ④ 子育てに伴う問題 (経済的支援以外) . . . 142
 - ⑤ 福祉全般 . . . 143
 - ⑥ 報道やインターネットサイトに関すること . . . 143
- (4) 加害者に関すること . . . 144
- (5) 捜査、裁判に伴う問題 . . . 146

6. 資料

- 「犯罪被害申告票」書式 (モデル案) . . . 150
- 相談受理票 (兼情報提供票) 様式 . . . 151
- 個人情報提供同意書様式 . . . 153
- 犯罪被害者等支援調整会議開催申出書兼個人情報提供同意書 . . . 154
- 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式 (モデル案) . . . 155

参考文献等	156
用語等索引	157

7. 関係機関・団体一覧

(1) 犯罪被害者支援の主な相談窓口一覧	159
(2) 警察署一覧	160
(3) 検察庁一覧	161
(4) 裁判所一覧	161
(5) 福祉事務所一覧	162
(6) 保健所一覧	162
(7) 児童相談所一覧	163
(8) 配偶者暴力相談支援センター一覧	163
(9) 年金事務所一覧	164
(10) 全国健康保険協会	164
(11) 税務署一覧	164
(12) 市町村犯罪被害者等施策窓口担当課一覧	165
(13) 市町村における条例の制定等の状況	166
(14) 市町村支援業務実施状況一覧	167
(15) 市町村社会福祉協議会一覧	171
(16) 青森県地域包括支援センター一覧	173

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等

が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

（1）犯罪被害者等の置かれた状況

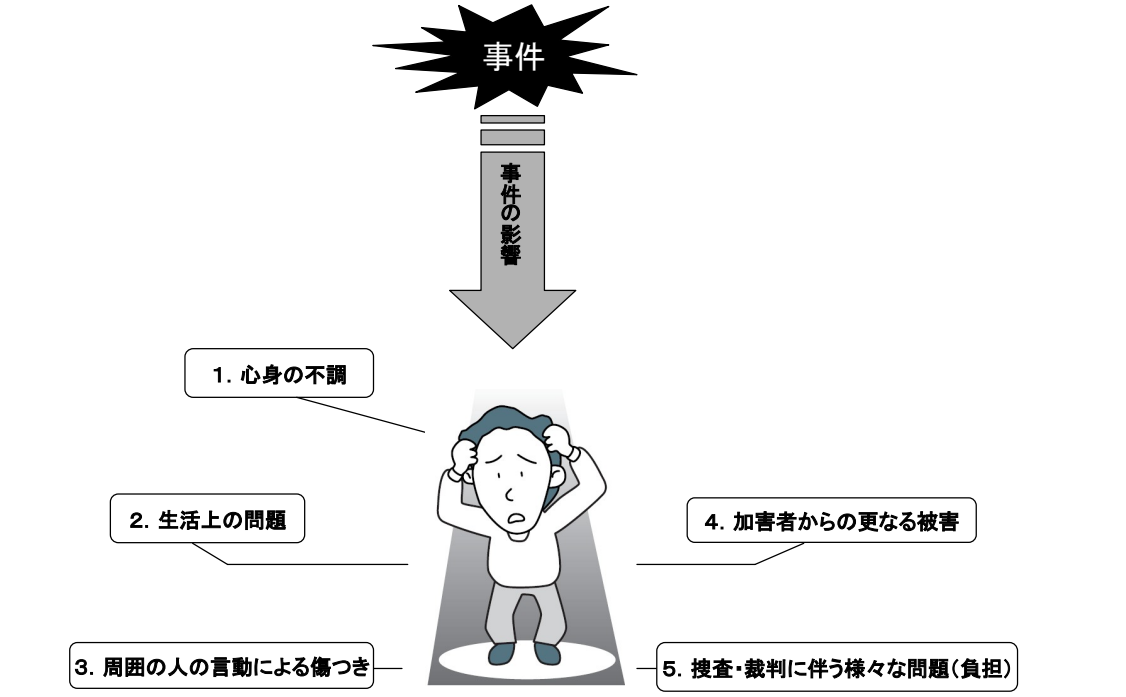
①直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ。）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

②事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。

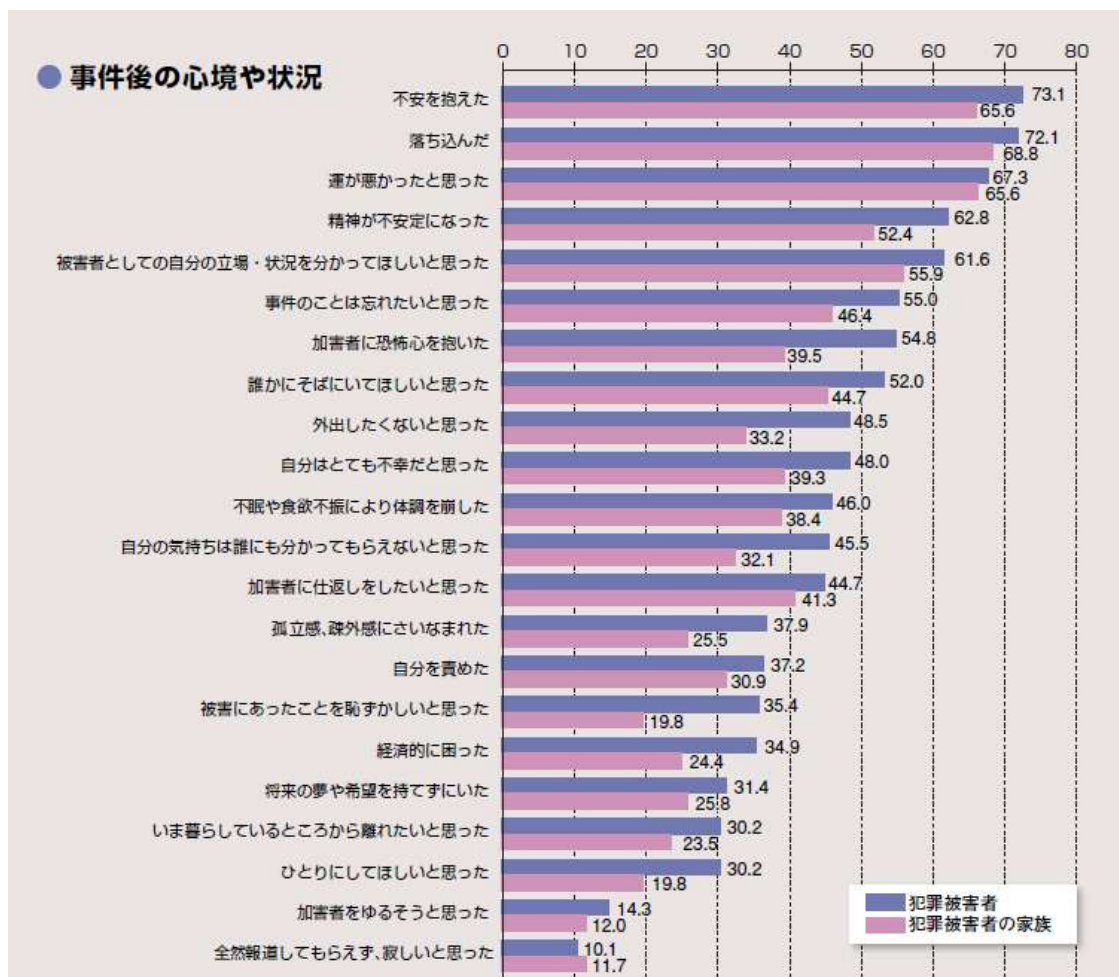


¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

<事件後の心境や状況>



※内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」による。

①心身の不調²

【直後】

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えたりするため、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

【中長期】

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする

² 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照。

- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む。）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（P. 134 参照）。

コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

・ 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいけなくなったりすることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

・ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になったりすることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき(二次被害)

犯罪の被害には、生命・身体・財産などに対する直接的な被害だけでなく、その被害に起因する様々な被害（二次被害）を伴うことがあります。

・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされた

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

り、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

・支援者

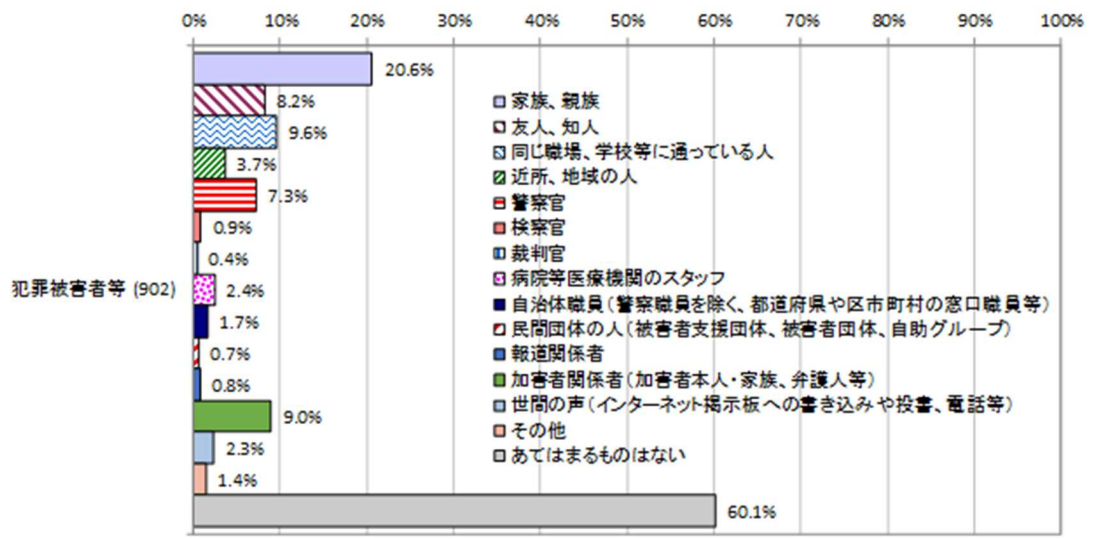
日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感ずることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更には人や社会への不信を募らせることにもなります。

・インターネット上の誹謗中傷等

SNSなどインターネット上の書き込みによる誹謗中傷を受けたり、個人情報勝手にインターネット上に公開され拡散されたりするなどの被害に遭うことがあります。

<事件後に受けた言動等で傷つけられた経験・相手>

事件後に、人々の言動や態度によって気持ちが傷つけられたと感じたことがあるか、ある場合その相手について尋ねたところ、「家族、親族」との回答比率が20.6%と高く、次いで「同じ職場、学校等に通っている人」(9.6%)、「加害者関係者」(9.0%)となっている。



※警察庁 平成29年度「犯罪被害類型別調査」調査結果報告書による。

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかとという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護士から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

コラム ー被害に遭われた方の手記ー

被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読むことで、犯罪被害者等の置かれた状況をよく知り、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援の重要性について理解を深めることができます。

○警察庁ホームページ「被害者等や支援者の声」

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sesaku/higai_koe.html

○公益社団法人あおもり被害者支援センター発行「想い」

青森県内の被害に遭われたご遺族の方の手記集です。

大切なご家族を亡くされた被害によって、向き合うこととなった困難やつらい心情を寄せて下さいました。

この「想い」を通じ、被害者等の置かれている現状を知り、理解を深めていただけたらと思います。お手元にとってご覧になりたい方は、センター事務局までご連絡下さい。

(連絡先) 公益社団法人 あおもり被害者支援センター

TEL : 017-718-2085 FAX : 017-718-2098 E-mail : info@aomori-vs.com



参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を特定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「公判」のプロセスをとります。

※加害者が20歳未満の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどして、犯罪事実を明らかにすることを言います。警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃亡や証拠隠滅のおそれがある場合には、犯人を逮捕して捜査を行い、48時間以内にその身柄を書類と共に検察官に送ります⁴。これを受けた検察官が、その後も継続して犯人の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、犯人は最長で20日間勾留されることとなります。そして、犯人が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、犯人を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言い、起訴された者を「被告人」と言います。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審査だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④公判

犯人が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P.94 参照）。

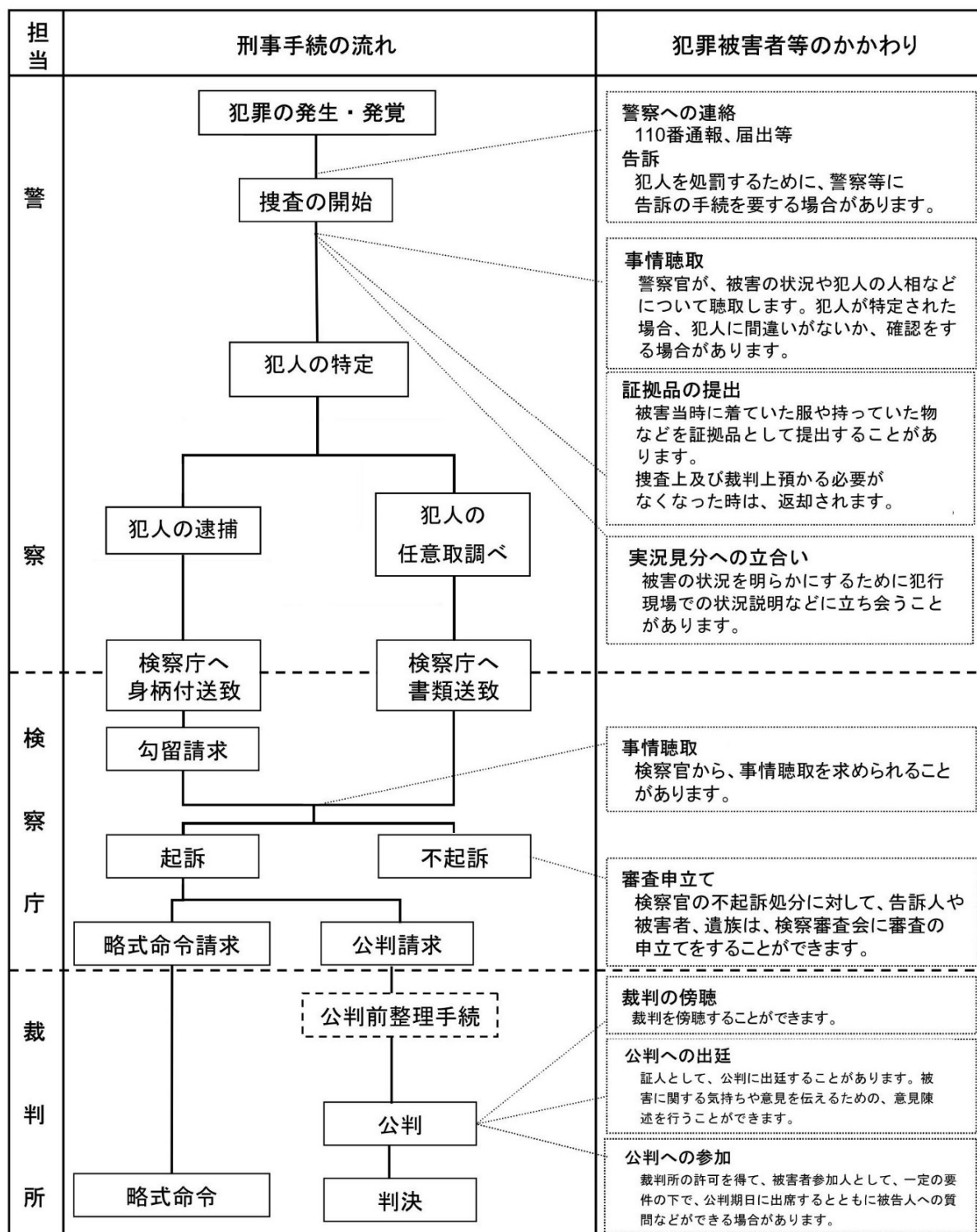
⑤刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行うことができます（民事裁判の流れ：P.11 参照）。

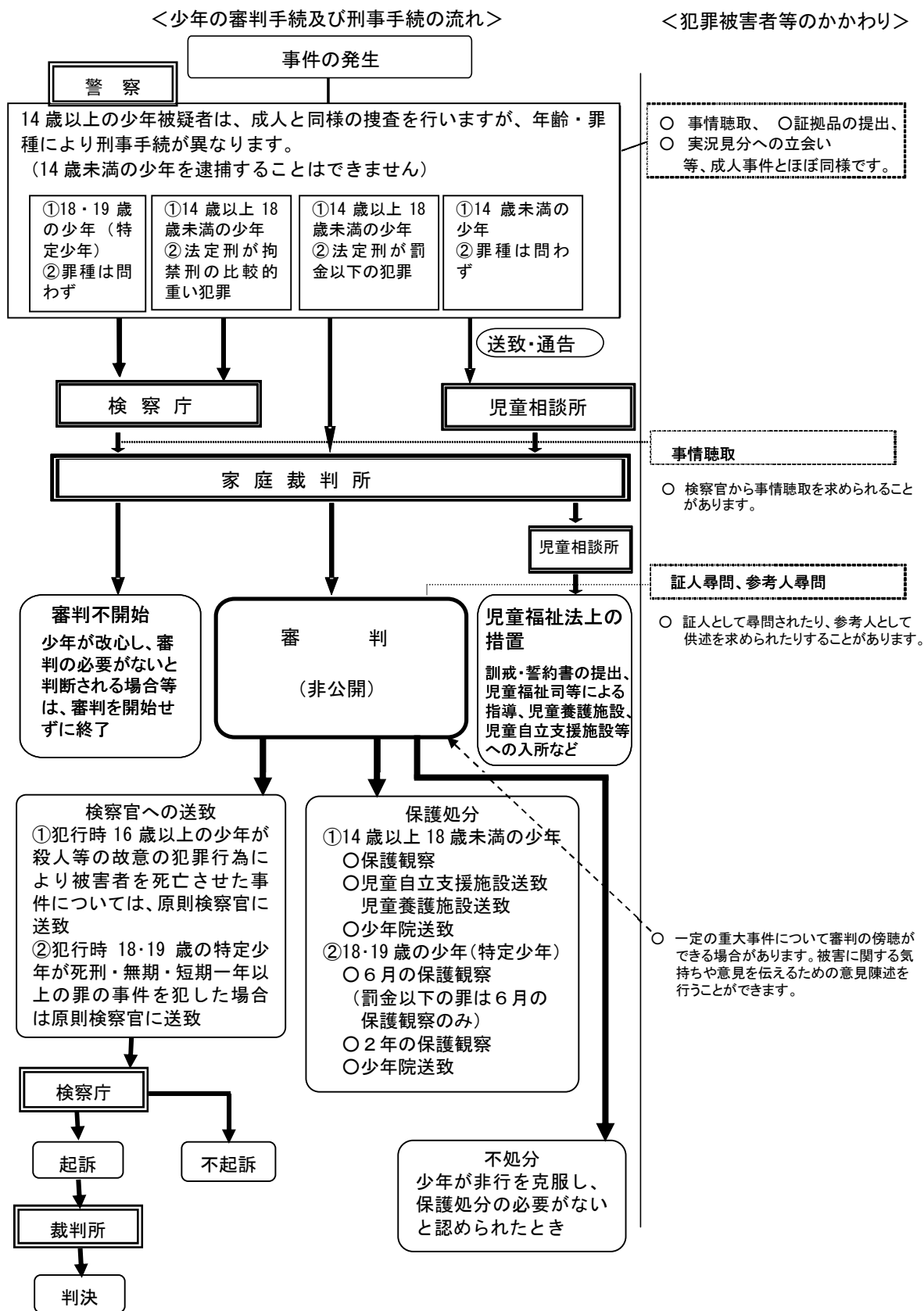
なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の犯人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：P.89 参照）。

⁴ 犯人の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、検察庁に送られる前に犯人が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

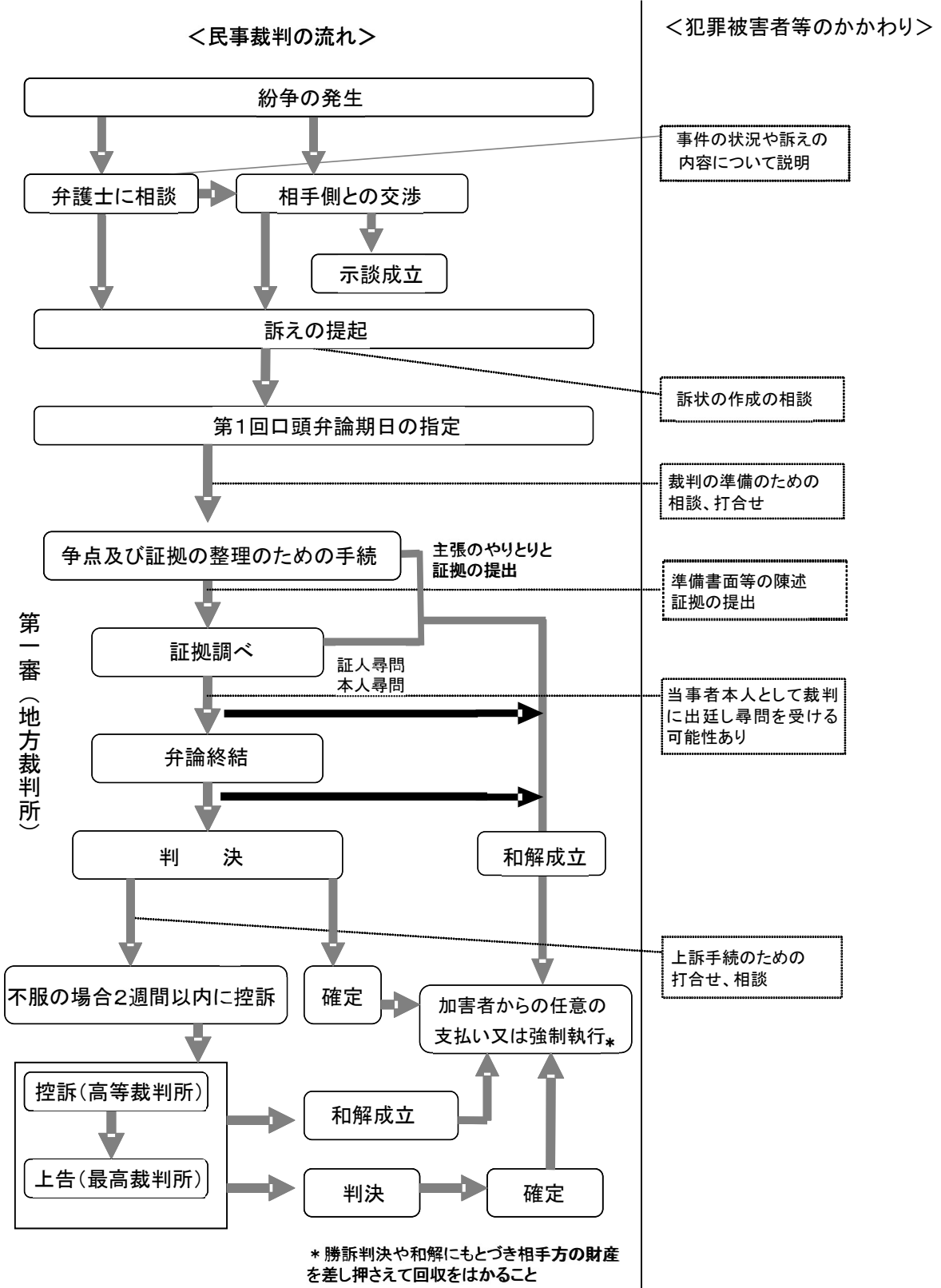
<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



＜地方裁判所における一般的な民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



2. 支援に携わる際の留意事項

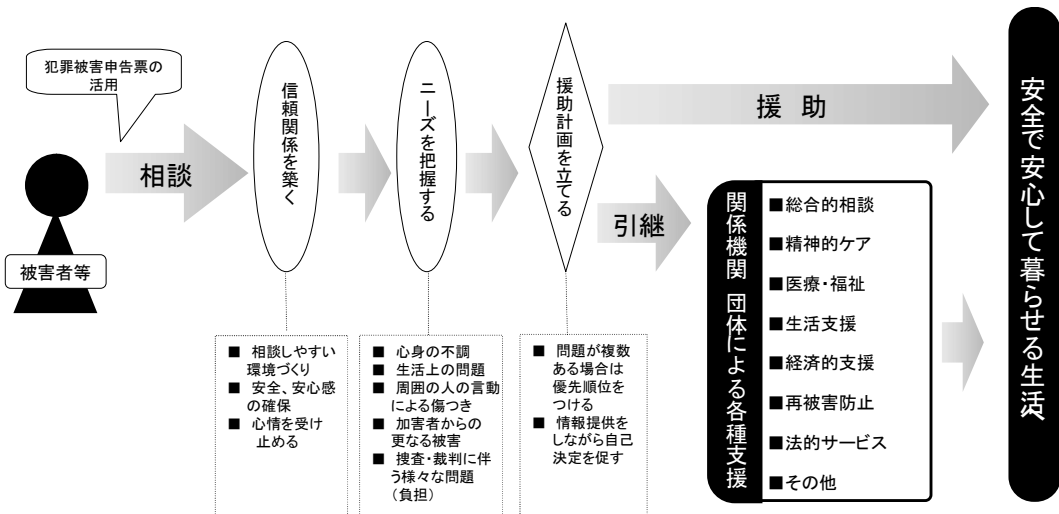
「1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ県民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

①基本的な支援対応の流れ(チャート)

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



②具体的な対応のあり方

●相談しやすい環境をつくる

- ・来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにしたりする。
- ・電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・犯罪被害申告票（P. 150）を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

●安全確保を優先する

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるとどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

●相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない。）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある。）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける。）
- ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛であったりする場合がある。）

●相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

●援助計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

●問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する（P. 33 以降参照）。

●秘密保持に留意する

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

●被害からの回復を焦らない

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

●適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子どもがいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

<対処方法の例>

- ・ 支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息、睡眠をきちんととる。

(2) 被害類型別特徴と対応上の留意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P. 136～参照）。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなつたりする場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の事実を知った日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先)

警察署 (P. 160)、市町村 (P. 165～170)

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、ご遺体を警察署から自宅等まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)、第二管区海上保安本部 (P. 78)

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)、年金事務所 (P. 164)、勤務先庶務担当

●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなってから4か月以内に所得税等、10か月以内に相続税について申告をしなければならぬ場合があります。

(連絡先)

税務署 (P. 164)、青森県弁護士会 (P. 96)、青森県司法書士会 (P. 97)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、給付金が支給されます。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)

★犯罪被害者等見舞金等

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族、又は重傷病を負った被害者に対して見舞金等を支給する制度です。

(連絡先)

県 (P. 61)、市町村 (P. 165～170)

★遺族基礎年金 (P. 63)

国民年金加入中の方や、老齢基礎年金の受給権者であった方（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る。）等が死亡したとき、一定の要件を満たす子のある配偶者又は当該子に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、25年以上加入期間がある老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級又は2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先)

年金事務所 (P. 164)、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等 (P. 84)

奨学金が給与されます。

(連絡先)

(公財)犯罪被害救援基金 (P. 84)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→P. 143 参照

【暴力犯罪等により傷害(障がい)を負った人への対応】

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費支出 (P. 73)

身体犯の事件立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担することができます。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P. 139 参照

障がいを負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金(重傷病給付金、障害給付金) (P. 72)

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、給付金が支給されます。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)

★特別障害者手当 (P. 64)

精神又は身体に著しく重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅等の20歳以上の方に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)

★身体障害者手帳の交付 (P. 64)

身体に障がいのある方本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)

★障害者控除

本人又は扶養親族等が所得税法上の障がい者に該当する場合に、障がいの程度に応じて一定額の所得控除が受けられます。

(連絡先)

税務署 (P. 164)

★障害基礎年金 (P. 64)

国民年金加入中や、20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日のある病気やけががもとで、一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。(※一定の要件があります。)

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)

★障害厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先)

年金事務所 (P. 164)、共済組合、勤務先庶務担当

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当 (P. 68)

精神又は身体に中度以上の障がいがある20歳未満の児童を家庭で監護している父母又はその他の養育者に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)

★障害児福祉手当 (P. 68)

精神又は身体に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護が必要な在宅等の20歳未満の方に支給されます。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先)

警察本部・警察署 (P. 77/P. 160)、(公財)青森県暴力追放県民センター (P. 134)

【交通事故に遭った人への対応】

(特徴)

交通事故は、殺人・強盗などの事件と比べて、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認したりしておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先)

(公財)交通事故紛争処理センター仙台支部 (P. 127)、青森県交通事故相談所 (P. 126)、青森県交通安全活動推進センター (P. 126)、(公財)日弁連交通事故相談センター青森県支部 (P. 127)、(一社)日本損害保険協会そんぽADRセンター (P. 128)、(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 128)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自

賠償保険が適用されない場合に、自賠償保険と同様の補償を受けることができます。
(連絡先)

損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与（一部給付あり）します。

(連絡先)

(公財)交通遺児育英会 (P. 132)

★交通遺児育成基金事業

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満のお子様が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、拠出金を安全・確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えて、お子様が満19歳に達するまで育成給付金が給付されます。

(連絡先)

(公財)交通遺児等育成基金 (P. 131)

★生活資金等の給付

交通事故により保護者を亡くした方の義務教育終了前のお子様又は交通事故によって重度後遺障害が残った方のお子様がいる、特に生活状態が困窮しているご家庭を対象に、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を給付します。

(連絡先)

(公財)交通遺児等育成基金 (P. 131)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先)

(独)自動車事故対策機構 (NASVA) 青森支所 (P. 129)

【性犯罪被害に遭った人への対応】

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.3「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、アルコールや薬物への依存、対人関係の障がい、自傷行為や自殺企図などに至ることもあるとされています。

また、被害者にとって、加害者が男性であれば男性に、加害者が女性であれば女性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者の希望により女性又は男性の支援者が対応することが必要です。

(対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

被害者に対して警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお被害者が届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人が納得した決断をできるように、対話を重ね、最も本人のニーズに合った対応を提案することが重要です。警察では、本人の希望する性別の警察官が対応するようにしています。

(連絡先)

性犯罪被害相談（性犯罪被害 110 番）

#（シャープ）8103（「ハートさん」全国共通番号）

0120-89-7834（フリーダイヤル）

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係（P. 75/P. 160）

コラム —性犯罪の公訴時効期間が延長されました—

（公訴時効期間などに関しては令和5年6月23日から施行、新罪名（不同意性交等罪、不同意わいせつ罪など）は令和5年7月13日から施行）

時効期間は、被害に遭った時（18歳未満の場合は18歳になった時）から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

●警察へ届出できない場合

やむを得ない事情により警察に届出できないことがあります。その場合は、本人の同意を得て「あおり性暴力被害者支援センター」に連絡してください。センターでは、性別を問わず、性暴力被害者やその家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートします。

(連絡先)

あおもり性暴力被害者支援センター（りんごの花ホットライン）（P. 87）

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

(連絡先)

警察署（P. 160）

治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避できる可能性があります。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるため、被害後すぐに受診することが重要です。

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、医療機関において、犯人の体液等を採取しておく必要があります。犯人の体液等は、捜査や公判で重要な証拠となり得ます。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

●性感染症検査

被害による性感染のおそれがある場合には、性感染症検査を行う必要があります。

●診断書料や処置料等の公費負担

立証のため必要となる診断書や、緊急避妊処置や性感染症検査等が必要と認められた場合、その処置や検査に要した費用を公費で負担することができます。

●病院への付添い

上記に記載の緊急避妊や性感染症検査などの処置や検査について、産婦人科等医療機関を紹介するとともに、被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

警察に届け出た場合には警察官が、警察に届け出ない場合には希望により「あおもり性暴力被害者支援センター」の支援員が、支援者として付き添うことができます。

(以上連絡先)

- ・ 警察への届出を悩んでいる場合
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号
#（シャープ）8891（はやくワンストップ）

あおもり性暴力被害者支援センター（りんごの花ホットライン）（P. 87）
017-777-8349（「やさしく」）

- ・ 警察へ届出したい場合
性犯罪被害相談（性犯罪被害 110 番）
#（シャープ）8103（「ハートさん」全国共通番号）
0120-89-7834（フリーダイヤル）
警察署（P. 160）

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間につい立てを置いたり、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言したりすることができます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

（連絡先）

検察庁（P. 161）、裁判所（P. 161）、（公社）あおもり被害者支援センター（P. 83）
あおもり性暴力被害者支援センター（りんごの花ホットライン）（P. 87）

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。専門機関における相談を勧めることが重要です。

（連絡先）

（公社）あおもり被害者支援センター（P. 83）、あおもり性暴力被害者支援センター（りんごの花ホットライン）（P. 87）、警察本部犯罪被害者支援室（P. 75）

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直前に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先)

警察本部・警察署 (P. 76/P. 160)、配偶者暴力相談支援センター (P. 117/P. 163)、医療機関 (P. 110)

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談支援センターの一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先)

福祉事務所 (P. 107/P. 162)、配偶者暴力相談支援センター (P. 117/P. 163)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去等命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処せられます。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを1年間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。(住居の所有者又は賃借人が、被害者のみである場合には申し立てにより6か月間とする特例もある。) 再度の申立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：被害者への無言電話、緊急以外の連続した電話・文書の送付、SNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、GPS装置の取付け、GPSによる位置情報の取得等を禁止するもの。同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令も申し立てることができる。

(連絡先) 警察本部・警察署 (P. 76/P. 160)、配偶者暴力相談支援センター (P. 117/P. 163)、
地方裁判所 (P. 161)

★住民票の写しの交付等の制限 (P. 70)

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 市町村 (P. 165～170)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P. 136 参照

【ストーカー被害に遭った人への対応】

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、見張り、押しかけ、うろつき
- ② 監視していると思わせるようなことを伝えるなどの行為
- ③ 面会、交際等義務のないことを行うことの要求
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、拒否後の連続した電話・FAX・メール・SNS のメッセージ送信等
- ⑥ 汚物などの送付等
- ⑦ 名誉を害する事項を伝えるなどの行為
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を伝えるなどの行為
- ⑨ 承諾を得ないで GPS を取り付けるなどして位置情報を取得する行為

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をすることが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する
- カ) GPS 様のものを発見した場合は、その場から移動せず、警察に連絡する
(連絡先)

警察本部人身安全対策課・警察署の生活安全課(係) (P. 77/ P. 160)、法テラス (P. 81)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警告・禁止命令等

被害者が警察に申出書を提出することにより、加害者に対し、警察から「警告」、公安委員会から「禁止命令等」を行うことができます。

(連絡先)

警察本部人身安全対策課・警察署の生活安全課(係) (P. 77/ P. 160)

★住民票の写しの交付等の制限（再掲 P. 27）

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（連絡先）

市町村（P. 165～170）

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

（連絡先）

N T T、その他の電話会社

★防犯機材等の活用

再被害防止のため、防犯カメラや携帯型緊急通報装置、防犯ブザー等を貸し出しています。

（連絡先）

警察本部人身安全対策課・警察署の生活安全課（係）（P. 77/P. 160）

（公社）あおもり被害者支援センター（防犯ブザー、携帯電話）（P. 83）

【虐待された子どもへの対応】

(特徴)

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながったりする場合があります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告してください。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)、児童相談所 (P. 120/P. 163)

コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所等に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先)

警察署 (P.160)、消防署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

通告先機関等は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※ これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁵等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

⁵ 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項に規定されていた「懲戒権」は、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくないことから、2022年12月に改正され、削除されました。改正後の民法では、親権者は子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないとされています。

児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定して子どもへの体罰は禁止し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★住民票の写しの交付等の制限（再掲 P. 27）

子ども虐待の被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、児童相談所等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)

3. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

(1) 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスについて

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）第3条（基本理念）では、

第1項 すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

第2項 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

第3項 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

とされています。

犯罪被害者等は、被害直後から、

- 被害を受けたことによる精神的、身体的な負担
- 残った障がいやダメージの継続等による日常生活への影響

等により、個々に異なった困難な状況に置かれます。そのため、犯罪被害者等が求める支援は、それぞれの置かれた状況やニーズに応じて変わり、非常に多岐にわたります。

一方で、

- 支援制度・サービスを持つ機関・団体は様々にわたる
- 都道府県や市区町村のように、一つの機関・団体であっても、複数の部署が様々な支援制度・サービスを所管している場合もある

ことから、犯罪被害者等が、

- どのような支援がどこにあって、どこに行けば支援が受けられるかが分からない
- 困難な状況に置かれた状態で、自らが機関・団体を回って、また時には同一の機関・団体内で複数の窓口を回って、被害状況等を繰り返し説明をしなければならず、辛い体験をその都度思い出すなどの二次的被害を受けている

など、支援にたどり着かない、支援を受けるために大きな負担を強いられるという課題があります。

また、支援を行う機関・団体においても、

- 他の機関・団体の持つ支援制度・サービスまで十分に把握しきれず、他の機関・団体に支援をつなげられていないのではないか
- 支援制度・サービスが複数の部署に分かれている機関・団体の場合、他の部署が持つ支援制度・サービスまで提供できていないのではないか

という懸念があります。

そこで、犯罪被害者等支援においては、基本法の理念に基づき、個々の犯罪被害者等が支援を必要とする際に、いずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、その後は必要な支援が様々な機関・団体によって途切れなく提供されるワンストップサービスが求められます。

このワンストップサービスを実現するためには、

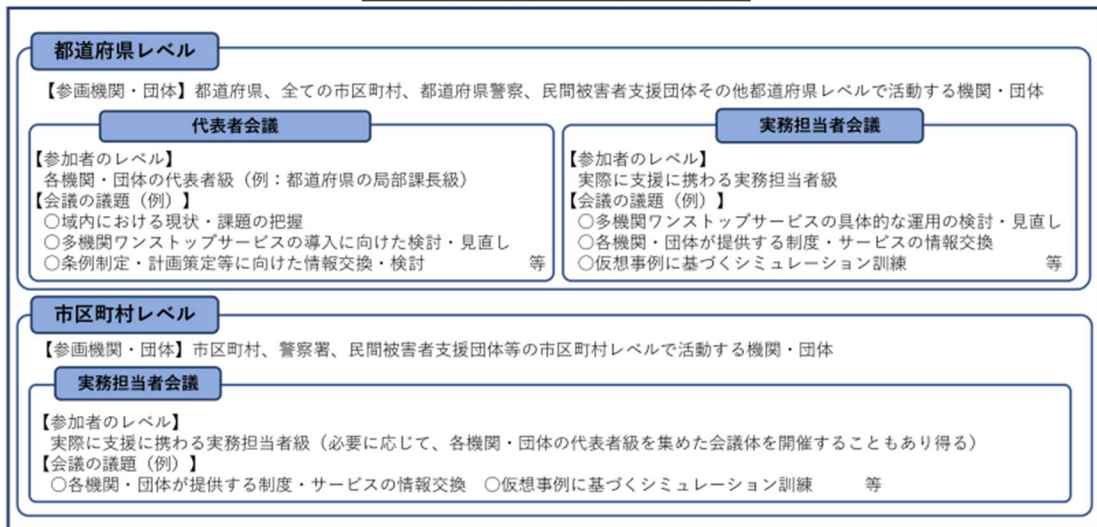
- ① 複数の異なる機関・団体に構成される「多機関ワンストップサービス」
- ② 一つの機関・団体内における複数の部署で構成される「機関内ワンストップサービス」

の双方の確立が求められています。

(2) ワンストップサービスの実現に向けた連携強化

日頃から支援に携わる関係機関・団体が、代表者や実務担当者の各レベルで顔の見える関係を作っておかなければ、個別事案の支援において、円滑な連携・協力による適時適切な支援を行うことはできません。そのため、都道府県レベル・市区町村レベルで連携強化のための会議体を設置することが望まれます。

図 1 : 連携強化のための会議体



都道府県レベルでは、

- 都道府県が中心となり、域内の全ての市区町村のほか、都道府県レベルで活動する機関・団体の参画
- 代表者及び実務担当者それぞれで構成される会議体の設置

が求められ、

市区町村レベルでは、

- 市区町村が中心となり、警察署等の市町村レベルで活動する機関・団体の参画
- 実務担当者で構成される会議体の設置（必要に応じて代表者会議を開催）

が求められます。

加えて、都道府県レベル・市区町村レベル双方において、

- 各機関・団体の実務担当者の連絡先のリスト
- 各機関・団体が提供できる制度・サービスのリスト

を作成・共有し、円滑な連携・協力を行うことができる関係の構築を図ることが望まれます。

(3) 多機関ワンストップサービスの実際

① 多機関ワンストップサービスの目的

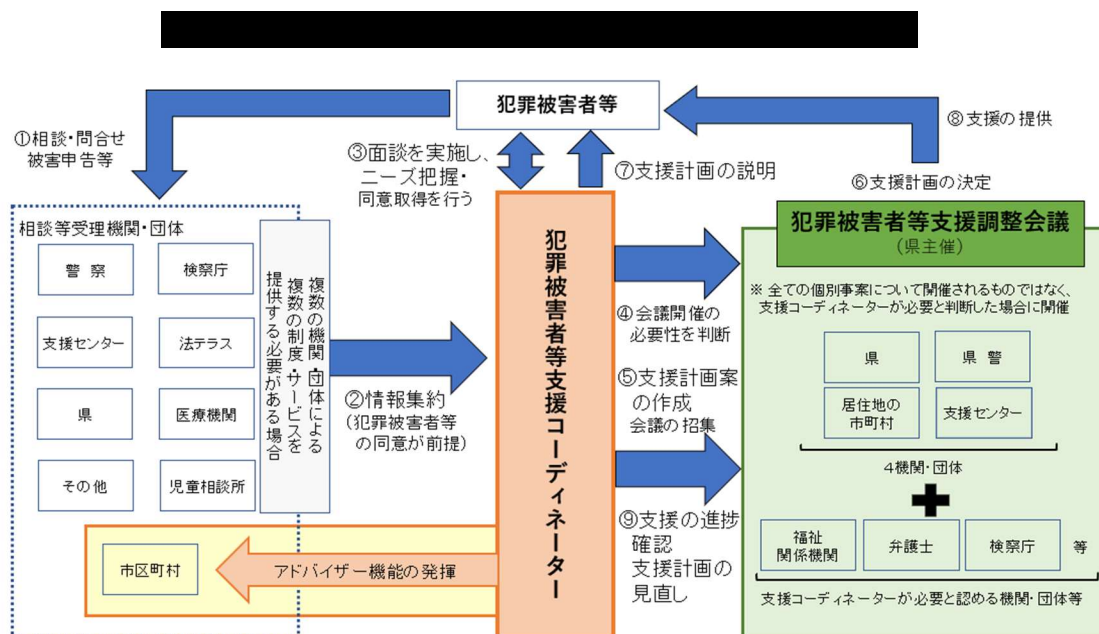
多機関ワンストップサービスの目的は、

- 犯罪被害者等のニーズに応じ、複数の関係機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資することです。

② 多機関ワンストップサービスの仕組み

多機関ワンストップサービスは、個別事案の支援に当たり、その地域の複数の関係機関・団体が持つ制度・サービスを包括して提供することが求められることから、都道府県単位での構築が求められます。

具体的な仕組みは以下のとおりです。



ア 犯罪被害者等のニーズを犯罪被害者支援コーディネーターに情報集約

- 相談等受理機関・団体等は、多機関ワンストップサービスによる支援を検討する必要がある犯罪被害者等を把握すれば、その同意を得て、犯罪被害者

等支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に情報を提供する。【図２－②】

- 情報提供を受けたコーディネーターが、犯罪被害者等と面談し、置かれた状況やニーズを一元的に把握する。【図２－③】
- 面談結果に基づき、コーディネーターが、今後の支援における多機関ワンストップサービスの活用を判断する。【図２－④】

イ 関係機関・団体等の一体となった協議

- 犯罪被害者等のニーズ等を踏まえ、コーディネーターが、関係機関・団体によって提供できる可能性のある制度・サービスを一覧化した支援計画案を作成する。【図２－⑤】
- コーディネーターが、犯罪被害者等の同意を得て、ニーズに応じた制度・サービスを持つ機関・団体に情報を共有する。【図２－③、⑤】
- ニーズに応じた制度・サービスを持つ機関・団体が集まり、犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を開催し、支援計画案に基づき、コーディネーターの調整の下で協議し、調整・協議結果を踏まえ、支援計画を決定する。【図２－⑥】

ウ 適時適切な支援の提供

- コーディネーターが、犯罪被害者等に支援計画を説明する。【図２－⑦】
- 支援計画に基づき、各機関・団体が犯罪被害者等に支援を提供し、コーディネーターが支援の進捗状況を確認する。【図２－⑧、⑨】
- コーディネーターが、犯罪被害者等と定期的に面談や電話連絡を行い、ニーズ等の変化を確認し、支援計画の検証を実施する。
- 必要に応じ、支援計画の見直し、再調整・協議を実施する。【図２－⑨】

③ 多機関ワンストップサービスの対象とする範囲

多機関ワンストップサービスは、各機関・団体に相談や問合せがあった全ての犯罪被害者等を支援対象とすることを想定しているものではなく、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある見込まれる場合が対象となります。

④ コーディネーターの配置

コーディネーターの配置については、公益社団法人あおもり被害者支援センターに委託する。

⑤ コーディネーターの業務

ア 犯罪被害者等との面談

コーディネーターは、相談等受理機関・団体から相談受理票（P. 151）等を用い

て情報提供を受け、犯罪被害者等と面談を行い、アセスメントシートにより、置かれている状況を確認し、その上で、どのような支援を求めているのかというニーズの把握を行います。

イ 調整・協議の必要性の判断

犯罪被害者等との面談結果から、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合、すなわち、複数の機関・団体が幅広く提供する制度・サービスを調整・協議することが必要と認められた場合には、多機関ワンストップサービスによる支援提供の判断を行います。

判断は、被害の種類・程度だけでなく、犯罪被害者等の置かれた状況やニーズを総合的に勘案して行います。

判断要素としては、今後の見込みも含め、

- 経済的負担の増加や収入の減少等により家計が急変している場合
- 心身の負担により仕事や日常生活に影響が出ている場合
- 過熱報道や風評被害が生じている場合
- 転居や転校、転職等の生活環境の変化が見込まれる場合
- 家族の養育や介護が困難になっている場合

等が考えられます。

一方で、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズはそれぞれ異なり、関係機関・団体の様々な視点による多様な支援の検討ができることが多機関ワンストップサービスの利点でもあります。刑事裁判等の終了後も含めた中長期にわたる生活再建を支援するという観点も必要であり、上記の判断要素の例に固執せず、できるだけ幅広く判断することが求められます。

ただし、このような関係機関・団体との情報共有や調整・協議は、犯罪被害者等の同意が前提であり、同意を得ることが必須です。

なお、多機関ワンストップサービスの利用について犯罪被害者等の同意が得られなかったり、調整・協議の必要性がないと判断したりした場合でも、コーディネーターが、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な関係機関・団体につなぎ、必要な支援を提供することが求められます。

ウ 支援計画の立案

支援計画の立案に際しては、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズを踏まえつつ、各機関・団体の持つ制度・サービスを包括して漏れなく提示できるように検討する必要があります。なお、具体的なニーズに対応することはもとより、置かれている状況から利用し得ると考えられる制度・サービスを幅広く提示できるように検討することが求められます。

支援計画は、必ずしもコーディネーターが単独で検討をする必要はなく、所属組織や多機関ワンストップサービスを構成する機関・団体に相談し、多角的な視点で

計画を立案することも想定されます。

また、犯罪被害者等に特化した制度・サービス（以下「特化制度」という。）の活用のみならず、将来的に活用が見込まれる場合も含めて、保健医療・福祉分野や司法分野を始め要件を満たせば犯罪被害者等も利用し得る各種分野の制度・サービス（以下「ユニバーサル制度」という。）の活用について、十分検討を行うことが重要です。

エ 関係機関・団体との調整・協議、支援計画の決定

支援計画を立案した後、提供可能な制度・サービスを持つ機関・団体に対し、犯罪被害者等の情報を共有し、提供する制度・サービスの調整を行います。

この際、制度・サービスを提供する機関・団体が情報を共有し、コーディネーターの調整の下、支援計画に基づき提供する制度・サービスを協議して取りまとめることが重要です。コーディネーターが開催を必要と判断した場合には、支援調整会議において協議して、支援計画を決定します。

なお、関係機関・団体と情報共有する際には、情報共有する機関・団体の範囲や内容について、十分に検討する必要があります。

関係機関・団体との調整・協議結果を踏まえ、支援計画を決定しますが、決定した支援計画を関係機関・団体に共有することも重要です。

オ 犯罪被害者等への説明

支援計画に基づき、犯罪被害者等に提供可能な支援について説明を行います。

説明の際には、支援計画書を見せながら、提供できる制度・サービスの具体的な内容や有用性を丁寧に説明する必要があります。特に、犯罪被害者等が制度・サービスの利用を遠慮していることがうかがわれるなどの場合には、日を置いて再度説明を行うことも検討する必要があります。

また、犯罪被害者等が落ち着いてから見直して検討ができるよう、支援計画書を手渡すことも有効です。

カ 支援の提供、進捗状況の確認

犯罪被害者等への説明結果を支援を提供する機関・団体に共有し、犯罪被害者等が希望した制度・サービスを、可能な限り申請手続を簡略化するなど、負担を軽減した形で提供できるように、調整を行います。

制度・サービスの提供手続に齟齬がないように、各機関・団体に申請を行う際の同行支援も望まれます。

時機を見て、コーディネーターは、各機関・団体の支援の提供状況について把握し、支援の提供に問題が生じていないかについて確認することも大切です。

キ 支援提供後の面談等

実際に支援を提供した後も、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、犯罪被害者等のニーズが変わってくる場合があります。

少なくとも2か月に一回程度の間隔で、定期的に面談や電話連絡を実施し、支援計画検証シートにより、犯罪被害者等の置かれている状況やニーズに変化がないのか確認を行います。

面談等の間隔や期間は、犯罪被害者等の要望や置かれている状況を踏まえ、柔軟な対応が求められますが、支援提供後から少なくとも1年間は定期的に行うことが望まれます。

ク 支援計画の見直し

支援提供後の面談等で、新たなニーズや課題が判明した場合は、関係機関・団体と再調整・協議を行い、支援計画の見直しを図ることが必要です。

そのために、面談等の結果は関係機関・団体と共有することが望まれます。

ケ アドバイザー機能

コーディネーターは、市町村の総合的対応窓口担当者に対するアドバイザーの機能・役割も期待されます。

犯罪被害者等に対応する機会が少なく、なかなか経験値が上がらない市町村の総合的対応窓口担当者は、犯罪被害者等から相談があっても、「どのような制度・サービスの提供を検討すべきか分からない」といった悩みを抱える可能性があります。特に保健医療・福祉分野の制度・サービスを始めとする生活を支援する各種制度・サービスを提供するに当たっての必要な助言等を行うことが期待されています。

⑥ 犯罪被害者等が居住する市区町村の参画

生活を支援するユニバーサル制度の多くは、基礎自治体である市区町村が実施主体です。

犯罪被害者等が利用できる全ての制度・サービスを確実に提供するためには、市区町村が持つ、ユニバーサル制度の活用が必須であり、多機関ワンストップサービスには、犯罪被害者等が居住する市区町村の参画が求められます。

ア 調整・協議への参画

犯罪被害者等に対して支援を提供する上で、生活に関する支援は必須です。市区町村においては、総合的対応窓口が相談等受理機関・団体の役割を果たすことはもちろんのこと、生活を支援するための各種制度・サービスを所管する機関・団体として、支援を検討する支援調整会議等の調整・協議に参画することは必須と考えられます。

調整・協議への参画は、第一に総合的対応窓口が担いますが、既に犯罪被害者等が他の窓口で制度・サービスの提供を受けている場合には、その担当者も併せて出席するなど、状況に応じて市区町村からの複数出席の検討が求められます。

イ ユニバーサル制度を念頭に置いた支援の検討

犯罪被害者等支援に当たって、一部で、特化制度のみの検討に留まり、ユニバーサル制度の検討がされておらず、支援が十分に行き届いていないという懸念があります。支援の検討を行う際には、特化制度のみならず、利用できる可能性があるユニバーサル制度があるかどうかについても、検討を行うことが必要です。

⑦ 支援調整会議

ア 実施主体

多機関ワンストップサービスの中核として、県が実施主体となります。

イ 開催判断

⑤イで述べたとおり、コーディネーターが支援調整会議の開催判断をし、県に開催を要請します。

ウ 参加機関・団体

支援調整会議には、

- 多機関ワンストップサービスの取りまとめ役である県
- 相談を第一次的に受けることが多く、被害直後の初期支援を行う県警察本部
- 専門的知見を踏まえて付添いを始めとする初期から中長期の各種支援を行う（公社）あおもり被害者支援センター
- 生活を支援する各種制度・サービスの実施主体である、犯罪被害者等が巨樹する市町村

の4機関・団体の参加が必須であるほか、犯罪被害者等のニーズによって、その他の機関・団体の制度・サービスの提供が求められる場合は、コーディネーターの判断により、関係する機関・団体に出席を要請します。

ただし、支援調整会議では、犯罪被害者等の個人情報を取り扱うことから、

- 会議出席は、支援提供の可能性がある機関・団体に限定する
- 支援に直接関係のない機関・団体は参加させない（助言を求める場合は事前にコーディネーターが行う）
- 状況によっては、主要な支援を行う機関・団体のみとし、他の機関・団体との支援調整は、必要な情報に絞った上で、コーディネーターが実施する（犯罪被害者等に提示する際に支援計画にまとめる）

などの配慮が求められます。

エ 会議内容

支援調整会議では、コーディネーターの調整の下、犯罪被害者等の置かれた状況やニーズを共有した上で、コーディネーターの作成した支援計画案に基づき、犯罪被害者等にどのような支援を提供できるのかを協議します。

また、⑤キの面談等の結果に基づき、検証のための支援調整会議を開催したときは、必要に応じて支援計画の再調整・協議を図ることもあります。

オ 開催要件

支援調整会議は、次の場合に開催されます。

- ⑤イにあるとおり、コーディネーターが、被害の種類・程度並びに犯罪被害者等の置かれた状況及びニーズを総合的に勘案し、多機関ワンストップサービスの提供を行うことが適当で、支援調整会議に諮る必要性があると判断したとき
- ⑤キの面談等の結果、コーディネーターが、支援計画の検証及び再調整・協議を行うことが適当で、支援調整会議に諮る必要性があると判断したとき
- コーディネーターが、多機関ワンストップサービスの提供を受けている犯罪被害者等の要望・置かれた状況、支援の進捗等を総合的に勘案し、多機関ワンストップサービスの提供を終結することが適当で、支援調整会議に諮る必要性があると判断したとき
- 多機関ワンストップサービスの提供終結後に、当該サービスの提供を受けていた犯罪被害者等から再度相談があり、コーディネーターが、多機関ワンストップサービスの提供を再開することが適当で、支援調整会議に諮る必要性があると判断したとき
- 県、県警察本部又は（公社）あおもり被害者支援センターが、事案の緊急性に応じて支援調整会議の開催が必要と判断したとき
- 支援調整会議が3か月以上未開催となっているとき

⑧ 関係機関・団体との情報共有

ア 犯罪被害者等からの同意

次の場合に、犯罪被害者等から個人情報の取扱いについて同意書（P. 153, 154）により同意を得る必要があります。

- 相談等受理機関・団体が、コーディネーターに情報提供を行おうとするとき
- コーディネーターが、調整・協議を行うため、関係機関・団体と情報共有しようとするとき

いずれの場合も、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、犯罪被害者等との間で十分に意思疎通を図り、

- 情報共有の内容

○ 情報共有を予定している機関・団体等について丁寧な説明を行い、犯罪被害者等に情報共有の必要性を理解してもらい、納得の上で同意を得る必要があります。

特に、情報共有を予定している機関・団体については個別具体的に説明することが犯罪被害者等の不安解消や信頼につながります。

状況によっては、電話で同意を得ることも考えられますが、その際には、同意書の内容を説明した上で、いつ、誰から、誰が同意を得たのかを同意書に記載しておく必要があります。

イ 情報共有と管理

多機関ワンストップサービスで支援を調整・協議するためには、関係機関・団体の迅速な情報共有が重要です。

一方で、犯罪被害者等の個人情報、個人情報保護法においても「要配慮個人情報（犯罪により害を被った事実）」と定められており、取扱いには特に配慮が求められるもので、そのような情報を支援に関係のない機関・団体にまで提供することはあってはならず、当然、その管理は厳格に行わなければなりません。

（ア）情報共有の在り方

調整・協議のために、犯罪被害者等の同意に基づき、関係機関・団体と情報共有をしますが、全ての関係機関・団体に全ての情報を共有することを想定しているものではなく、当該個別支援に必要な機関・団体に必要な情報を共有することを想定しています。

そのため、調整・協議を行う前には、どの機関・団体に、どこまでの情報を共有するのかという共有の範囲・内容について慎重に設置する必要があります。その上で、協議に参加を求める機関・団体を検討することが求められます。

（イ）情報管理の在り方

犯罪被害者等の個人情報は、そもそも、厳格に取り扱うことが求められるところ、加えて、安心してスムーズに情報を共有できるようにするため、関係機関・団体間における共有情報の管理方法や秘密の保持等を設定しておくことが求められます。

例えば、

- 個人情報に関する資料の共有がなされた場合、各機関・団体で施錠できるロッカーに保管するなど、資料の管理を徹底する
- 個人情報を資料に記載して共有するに当たっては、個人を特定する資料とその他の資料に分け、その他の資料では、犯罪被害者等をケース番号で記載して個人を特定できないようにするなどの配慮をする
- 情報の共有を受けた後の機関・団体内部における共有の範囲は、支援に関

係のある職員に留める
など、厳格な情報の取扱いが求められます。

(4) 多機関ワンストップサービス運用上の留意点

① 情報集約の重要性

多機関ワンストップサービスを有効に機能させることができるかは、犯罪被害により困難な問題を抱えた犯罪被害者等の情報が、いかにコーディネーターに集約されるかにかかっています。

相談等受理機関・団体からの情報提供が活発に行われるように、多機関ワンストップサービスを幅広く周知し、情報集約の重要性について理解を得ることが重要です。特に、犯罪被害発生直後から犯罪被害者等の対応を行うことの多い警察とは、日頃からコーディネーターが密に連絡を取り合い、互いに相談ができる関係を構築し、連携を図ることが重要です。

② 喫緊の課題に対する支援の提供

犯罪被害者等が被害後等に直面する喫緊の課題に対する制度・サービスの提供については、各機関・団体で適切に提供することが求められます。また、コーディネーターから支援調整会議による協議の前に支援の提供が求められることも想定され、早期対応が求められます。

そして、支援調整会議では、制度・サービスの協議に当たって、その段階でどの機関・団体からどのような支援が提供されているのか、提供後に状況の変化があったのかといった情報も踏まえ、その上で更に適切な制度・サービスを検討する必要があります。

③ ニーズ把握の方法

犯罪被害者等は、犯罪被害によって様々な困難に直面し、多種多様なニーズを有しています。また、被害による精神的な混乱等で、自らのニーズを自覚（又は言語化）できていない場合も少なくありません。

そのため、犯罪被害者等の心情に配慮しながら、丁寧に話を聴き、置かれた状況と多角的なニーズの把握に努める必要があります。

ア 心情に配慮しながらの把握方法

(ア) 質問の仕方

犯罪被害直後で精神的に混乱している状態や、様々な手続等で疲弊している状況においては、犯罪被害者等に「どんなことでお困りですか？」などの質問をしても、うまく答えられない場合があります。こうした場合は、相談受理票やアセスメントシートを利用し、具体的に「～のことでお困りではないですか?」「～のような問題はありますか?」といった聴き方が有効です。

さらに、犯罪被害者等が話しにくそうな様子を示す場合は、「こうした被害を受けた場合は、多くの方が～についてお困りになることが多いのですが、いかがでしょうか？」などと声をかけることで、心理的なハードルが下がる場合もあります。

(イ) 進め方

緊急時を除いては、相談受理票やアセスメントシートに沿って順番に、機械的に尋ねていくような進め方は、犯罪被害者等に冷たい印象を与えることにもなるため、注意が必要です。犯罪被害者等が置かれている状況を詳細に把握した上で、話せること、話したいことを適宜聴き取るような進め方が望ましいと考えられます。

また、ニーズ把握を一度に行おうとすると、長時間の面談になり、犯罪被害者等の負担になる場合もあります。犯罪被害者等の様子を確認しながら、場合によっては、2回以上の面談で総合的なニーズ把握を行うなどの配慮が必要です。

イ ニーズ把握における留意点

見舞金等の経済的支援等の特化制度がある場合、その制度の利用についての適否を判断することが想定されます。その際には、特化制度のみに着目することなく、支援のニーズ把握を行い、ユニバーサル制度の利用も検討することが必要です。

特化制度の対象にならなくても、犯罪被害者等には多種多様なニーズがあり得ます。保健医療・福祉等のユニバーサル制度が利用できる場合もありますので、丁寧なニーズ把握が望まれます。

相談の場面では、目前にいる犯罪被害者等からニーズを聴き取ることになりませんが、その方だけではなく、同居家族や別に暮らしている家族等についても、ニーズの有無を確認する必要があります。特に犯罪被害者の兄弟姉妹や孫、祖父母といった犯罪被害者と近い関係にある親族についても、状況の確認が必要です。

また、犯罪被害者等のニーズは時間の経過とともに変化していきます。特に刑事及び民事手続の節目や、犯罪被害者等の生活上の変化（進学、就労、退院、転居等）に際しては、注意が必要です。ニーズ把握は一度行えばそれで良い、というものではありません。どの時期に改めてニーズ把握を行うのか、犯罪被害者等の最初の面談である程度の想定をしておくとともに、犯罪被害者等から、いつでも相談に応じられるような体制を整えておくことが大切です。

ウ コーディネーターと市区町村の総合的対応窓口担当者との役割分担

犯罪被害者等の居住地とコーディネーターの拠点が地理的に離れている場合等、コーディネーターによる直接面談が困難である場合には、市区町村の総合的対応窓口担当者等がコーディネーターの助言を受けながら、犯罪被害者等と面談してニーズ把握を行うことも考えられます。

ニーズ把握の方法は、上記と同様です。

④ 大規模事件等の場合

多数の方に被害が及ぶような大規模事件等の場合には、複数の犯罪被害者等が生じますが、その置かれた状況やニーズは、犯罪被害者等ごとに異なるため、犯罪被害者等ごとに置かれた状況やニーズを踏まえた検討が必要です。そのため、多機関ワンストップサービス活用の判断が犯罪被害者等ごとに分かれることも想定されます。

また、遺族には親や配偶者等の様々な立場の方が複数いる場合があります。その場合も、当然、一人ひとり置かれた状況やニーズは異なるため、多機関ワンストップサービス活用の判断は、一括りにすることなく、それぞれで検討を行う必要があります。

⑤ 都道府県間・市区町村間の連携

犯罪被害者等支援を行っていく上で、

- 犯罪被害の場所と犯罪被害者等の居住地である都道府県や市区町村が異なる
- 犯罪被害者等が事件後に転居し、都道府県や市区町村が変わる

といった都道府県・市区町村を跨いだ支援を求められることが想定されます。

都道府県をまたがる場合には、両都道府県のコーディネーターが連携の上、

- 双方の都道府県下で提供できる可能性のある制度・サービスを確認する
- 確認した制度・サービスをまとめて犯罪被害者等に提示する

ことが望まれます。

また、同一都道府県下で市区町村が異なる、あるいは、変わる場合にも、コーディネーターの調整の下、同様の対応が望まれます。

いずれにしても、犯罪被害者等が制度のはざまに落ち、支援を受けることができないという状況が生じないように、コーディネーターを中心に都道府県間・市区町村間を跨いだ連携が望まれます。

⑥ 多機関ワンストップサービスでの支援終結

多機関ワンストップサービスでは、中長期にわたる生活再建を支援するという観点から、支援計画の立案に基づく支援の提供から少なくとも1年間は、面談の継続や支援計画の検証・見直し等が求められます。

以降は、犯罪被害者等の要望、支援の進捗、置かれた状況等により、柔軟に多機関ワンストップサービスでの支援の継続判断をすることが望まれます。その際には、刑事裁判等の係属中や終了後といった長期支援の観点も持つ必要があります。

支援を終結する際には、犯罪被害者等に対し、その旨と再相談が可能であること等を伝える必要があります。なお、精神的負担の大きい犯罪被害者等に対しては、終結後も、電話連絡での記念日反応への対応等の配慮が望まれます。

また、ここで述べた支援終結は、多機関ワンストップサービスを活用した支援の終結であって、関係機関・団体からの支援の提供が終結する意味ではありませんので、

多機関ワンストップサービスによる支援を終結する際には、コーディネーターから支援提供中の関係機関・団体に対し、改めて、以後も必要な支援を提供するように依頼をする必要があります。

⑦ 特定の犯罪被害者等を含むものを対象とした仕組みとの連携

例えば、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、要保護児童対策地域協議会、配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会等の特定の犯罪被害者等を含むものを対象とした支援や連携の仕組みが構築されています。多機関ワンストップサービスは、これらの仕組みで支援が提供される犯罪被害者等も広く支援の対象としています。

上記のような仕組みの対象となる特定の犯罪被害者等に関し、相談等受理機関・団体から情報提供がなされた場合、コーディネーターにおいて、同仕組みも活用することが適切と考えた際には、同仕組みの調整担当機関・団体への情報提供や同仕組みを構成している機関・団体の支援調整会議への参加要請を行うなど、連携した対応が求められます。

また、同仕組みの調整担当機関・団体等からコーディネーターに情報提供がなされる場合も想定されます。その場合にも、多機関ワンストップサービスでは、特に同仕組みで対応が困難な支援の検討を担うなど、コーディネーターを中心に連携・調整が必要です。

いずれにせよ、それぞれの仕組みの趣旨や支援対象者等の違いに十分に留意しつつ、犯罪被害者等に適時適切な支援が提供できるように、連携・調整されることが望まれます。

⑧ 多機関ワンストップサービスを活用しない場合の支援

コーディネーターに情報提供されなかった個別支援であっても、各機関・団体が個別に連携・調整し、犯罪被害者等のニーズに応じた必要な支援を適時適切に提供する必要があります。

その際には、相談等受理機関・団体が起点となって対応することが必要であり、具体的には、

- 犯罪被害者等のニーズに応じて、他の機関・団体と直接、個別に連携・調整を行う
- 犯罪被害者等に対し、将来的に生じる可能性のある課題も念頭に置き、ユニバーサル制度を含めた他の機関・団体の提供できる制度・サービスについて教示する

など、犯罪被害者等が適時適切に必要な支援が受けられるための対応が求められます。

また、犯罪被害者等によっては、犯罪被害から時間が経過した後に置かれた状況の変化に伴い、様々な支援のニーズが生じることが往々にしてあります。当初、コーデ

ィネーターに情報提供していない場合であっても、その後の犯罪被害者等の置かれた状況やニーズの変化に応じて、コーディネーターへの情報提供を再度検討する必要があります。

(5) 機関内ワンストップサービスについて

① 機関内ワンストップサービスの目的

機関内ワンストップサービスの目的は、

- 犯罪被害者等のニーズに応じ、その機関・団体が持つ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届け、かつ、犯罪被害者等が制度・サービスを利用する際の負担軽減に資すること

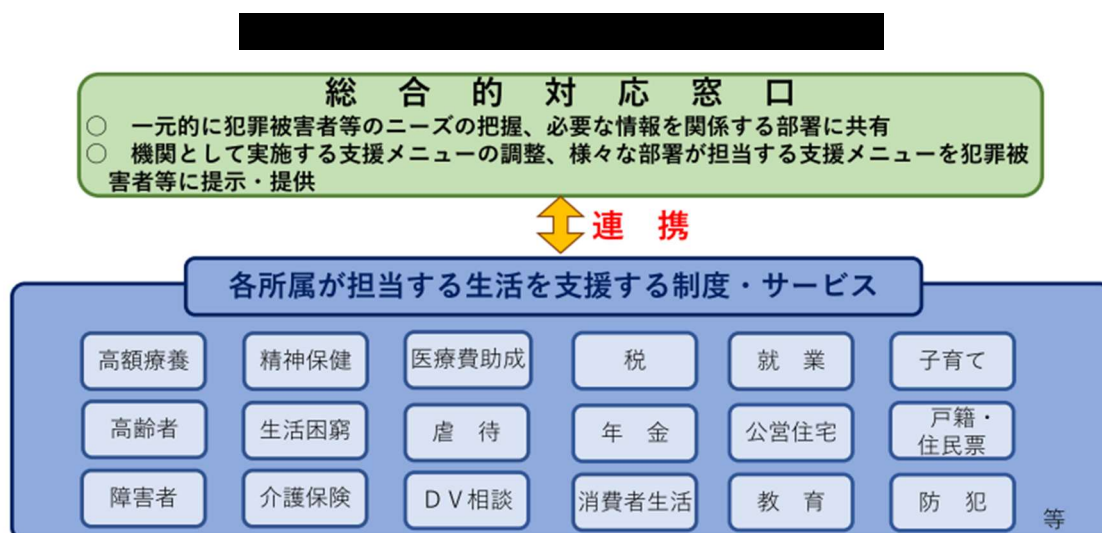
です。

② 機関内ワンストップサービスの仕組み

機関内ワンストップサービスは、特に、医療、生活、教育、納税等の多岐にわたる分野のユニバーサル制度や特化制度等の複数の制度・サービスを所管する都道府県や市区町村において構築されることが求められ、また、全ての犯罪被害者等の相談に対して求められます。

具体的な仕組みは、それぞれの地方公共団体の実情に応じて検討されるべきものですが、総合的対応窓口を中核とした基盤整備の上、相談受理した場合の対応を定めておく必要があります、その詳細は以下のとおりです。

ア 総合的対応窓口を中核とした基盤整備



(ア) 総合的対応窓口設置に関する考え方

機関内ワンストップサービスにおいては、総合的対応窓口が中核的役割を果

たし、総合的対応窓口担当者が、庁内関係課（係）と連携して、犯罪被害者等が利用し得る制度・サービスをあらかじめ網羅的に把握しておく必要があります。具体的には、特化制度だけでなく、特に、犯罪被害者等に対する支援で求められる保健医療・福祉分野を始めとするユニバーサル制度等、幅広い制度・サービスを把握することが必要です。

これらの求められる役割・機能からすれば、総合的対応窓口は、保健医療・福祉分野のものを所掌する部署に設置する、又は、こうした制度・サービスに関する知見を有した者が配置されることが望まれます。

（イ）関係課（係）との連携促進

犯罪被害者等から実際に相談があった際に、機関内ワンストップサービスにより制度・サービスが提供できるよう、総合的対応窓口多中心となって、あらかじめ、庁内関係課（係）との連携促進に取り組むことが必要です。

そのため、庁内関係課（係）に犯罪被害者等支援担当者を設定するとともに、犯罪被害者等から相談があった場合の対応要領について、各種会議等を通じて確認を行うことも求められます。

（ウ）支援メニューリストの作成

総合的対応窓口において網羅的に把握した庁内関係課（係）の持つ制度・サービスの内容について、担当窓口・連絡先を含めて、毎年確認して取りまとめ、支援メニューリストを作成することが望まれます。

また、支援メニューリストに、関係機関・団体の持つ制度・サービスの内容を把握して追記することも有効です。

途切れない支援を行うための基盤整備を目的とした「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成、活用している地方公共団体においては、その内容に支援メニューリストを加え、毎年更新することも有用です。

（エ）理解の増進

犯罪被害者等の相談等に対応する場合、その心身の状況を含め、置かれた状況への理解が欠かせません。

総合的対応窓口担当者は、犯罪被害者等が利用し得る制度・サービスをあらかじめ網羅的に把握しておく必要がありますが、加えて、犯罪被害の実態（犯罪被害者等が置かれる状況、想定されるニーズ、二次的被害等）、支援に携わる関係機関・団体の役割や機能、支援者側の代理受傷等に関して知見を有していることが求められます。これは、施策担当窓口部局職員も同様です。

そのため、総合的対応窓口担当者及び施策担当窓口部局職員は、配置された際、地方公共団体職員が学ぶことができる教材（オンライン教材を含む）等を活用し、上記のような知見の習得に努め、その後も、随時、警察庁や連携強化のための会

議体等が開催する会議・研修に参加し、知見を深める必要があります。

また、施策担当窓口部局は、庁内全職員、特に、庁内関係課（係）の犯罪被害者等支援担当者の理解増進のため、こうした職員を対象として、犯罪被害の実態、犯罪被害者等が利用できる制度・サービスの概要、支援者側の代理受傷等を学ぶ研修を実施することが求められます。

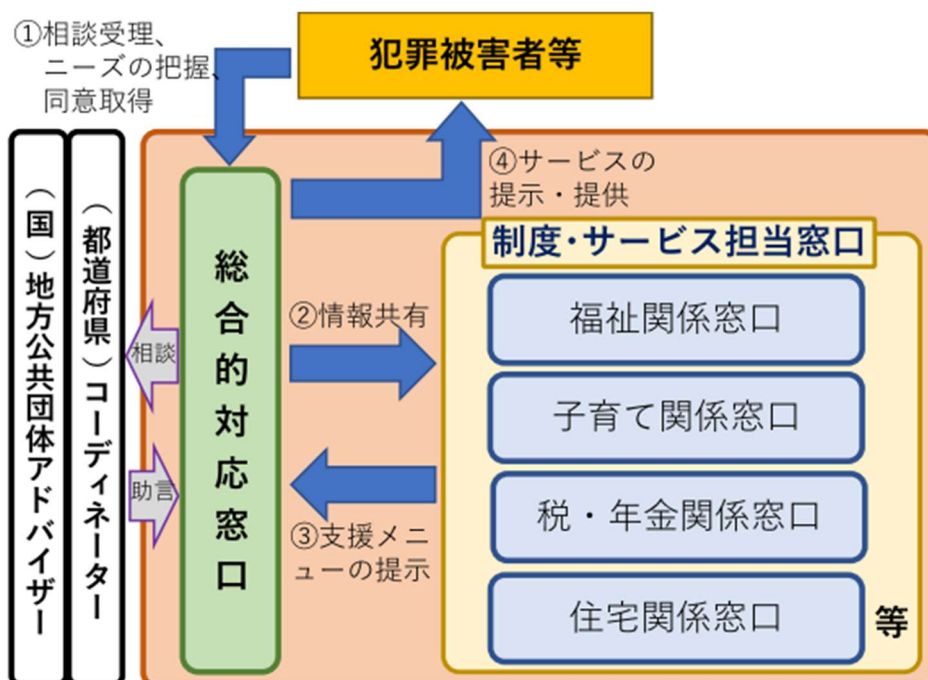
具体的には、総合的対応窓口担当者や施策担当窓口部局職員による会議・研修資料等を用いた説明、犯罪被害者等や有識者による講演・講義等が考えられ、実施方法としては、単独開催のほか、他の地方公共団体や民間被害者支援団体との共同開催、連携強化のための会議体の活用も考えられます。

このような研修は、定期的に人事異動があることも踏まえ、少なくとも年1回実施することが望まれます。

イ 総合的対応窓口が相談受理した場合の対応

犯罪被害者等から相談等を受けた際には、総合的対応窓口が一元的にニーズを把握し、犯罪被害者等の同意の上で、庁内関係課（係）との情報共有、提供可能な制度・サービスの調整等が求められます。

総合的対応窓口が犯罪被害者等から相談を受理した場合求められる対応は、以下のとおりです。



(ア) 総合的対応窓口におけるニーズの一元的な把握【図4-①】

- 犯罪被害者等から相談を受けた総合的対応窓口が、犯罪被害の状況、犯罪

被害者等の置かれた状況やニーズを一元的に把握する

- 庁内関係課（係）の制度・サービス利用の可能性がある場合、犯罪被害者等に対し、関係課（係）との情報共有の必要性を説明の上、その同意を得る

（イ） 庁内関係課（係）への情報共有【図４－②】

- 総合的対応窓口が、犯罪被害者等のニーズ等を踏まえ、提供できる可能性のある制度・サービスを選定する
- 選定した制度・サービスを持つ関係課（係）に情報を共有する

（ウ） 提供可能な制度・サービスの調整【図４－③】

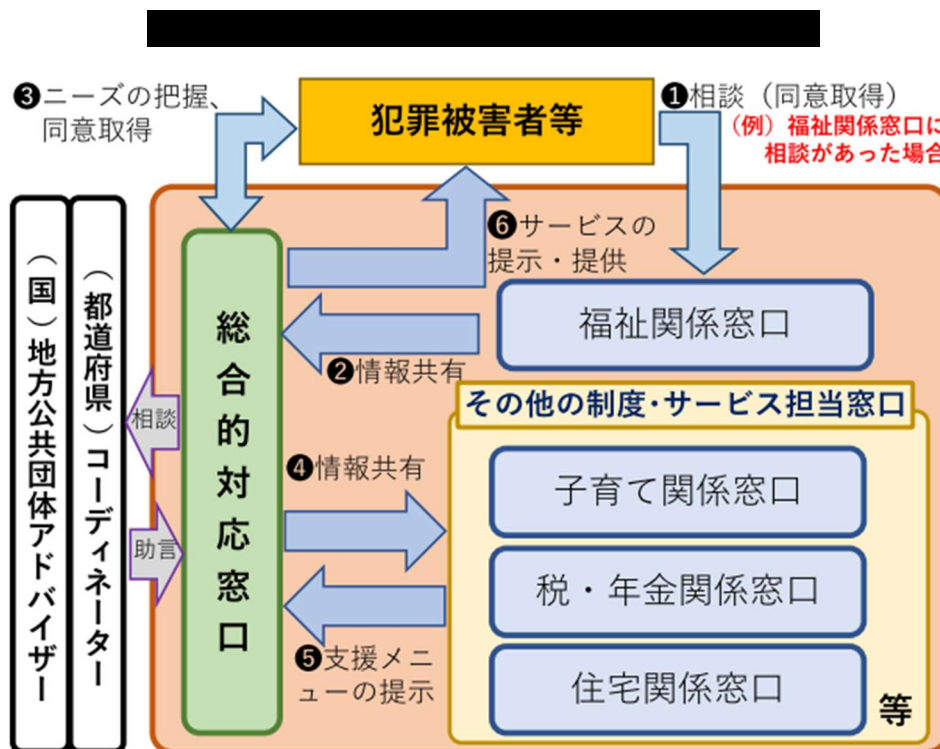
- 情報共有を受けた関係課（係）が、提供できる制度・サービスの有無、要件の該当性を検討する
- 関係課（係）が、総合的対応窓口提供できる制度・サービスを提示する
- 総合的対応窓口が、関係課（係）から提示を受けた制度・サービスを取りまとめ、漏れがないか調整する

（エ） 制度・サービスの提示、提供【図４－④】

- 総合的対応窓口が、取りまとめた制度・サービスを一覧化し、犯罪被害者等に提示・説明する
- 犯罪被害者等が希望した制度・サービスを関係課（係）に伝達し、申請手続を可能な限り簡略化できるように調整する
- 総合的対応窓口及び関係課（係）が、可能な限り簡略化した申請手続に基づき、制度・サービスを提供する

ウ 総合的対応窓口以外が相談受理した場合の対応

総合的対応窓口以外の窓口が犯罪被害者等から当該窓口の制度・サービスの提供について相談を受理した場合に求められる対応は、以下のとおりです。



(ア) 総合的対応窓口への情報提供【図5-①、②】

- 犯罪被害者等の相談を受けた総合的対応窓口以外の窓口担当課(係)が、他の制度・サービスの利用可能性について検討するため、犯罪被害者等に対し、総合的対応窓口への情報共有の必要性を説明の上、その同意を得る(又は、総合的対応窓口担当者呼び、同担当者が説明して、その同意を得る)
- 窓口担当課(係)が、把握している犯罪被害者等の置かれた状況やニーズを含めて犯罪被害者等の情報を総合的対応窓口へ提供する

(イ) 総合的対応窓口におけるニーズの再把握【図5-③】

- 情報提供を受けた総合的対応窓口が、その内容を吟味し、必要に応じて犯罪被害者等との再面談を行い、置かれた状況やニーズを把握する
- 庁内関係課(係)の制度・サービス利用の可能性がある場合、犯罪被害者等に対し、当初相談を受けた窓口担当課(係)以外の関係課(係)との情報共有の必要性を説明の上、その同意を得る

(ウ) 庁内関係課(係)への情報共有【図5-④】

- 総合的対応窓口が、犯罪被害者等のニーズ等を踏まえ、更に提供できる可能性のある制度・サービスを持つ関係課(係)に情報を共有する

(エ) 提供可能な制度・サービスの調整【図5-⑤】

- 情報共有を受けた関係課(係)が、提供できる制度・サービスの有無、要

件の該当性等を検討する

- 関係課（係）が、総合的対応窓口能提供できる制度・サービスを提示する
- 総合的対応窓口が、当初相談を受けた窓口担当課（係）を含む関係課（係）から提示を受けた制度・サービスを取りまとめ、漏れがないか調整する

（オ）制度・サービスの提示、提供【図5-⑥】

- 総合的対応窓口が、取りまとめた制度・サービスを一覧化し、犯罪被害者等に提示・説明する
- 犯罪被害者等が希望した制度・サービスを関係課（係）に伝達し、申請手続を可能な限り簡略化できるように調整する
- 総合的対応窓口及び関係課（係）が、可能な限り簡略化した申請手続に基づき、制度・サービスを提供する

（カ）制度・サービス利用者からの相談受理

既に庁内関係課（係）の制度・サービスの提供を受けている利用者から、その関係課（係）の窓口にて、犯罪被害に遭った旨の相談を受ける場合も想定されます。

対応要領は同様ですが、ニーズの把握は、関係性が構築されている制度・サービス提供中の関係課（係）担当が行い、その結果を踏まえ、総合的対応窓口が調整を図るなど、犯罪被害者等の負担軽減に配慮しながら、対応を進めることが望まれます。

エ 配慮すべき事項

（ア）プライバシーへの配慮

犯罪被害者等の面談を行う際に、窓口で話を聴くと、知人に相談状況を目撃されたり、相談内容を通行中の第三者に聞かれたりするなどのおそれがあり、犯罪被害者等が安心して相談できない可能性があります。

面談を行う際には、人目に付かない相談室や会議室等で実施し、犯罪被害者等のプライバシーに十分配慮する必要があります。

（イ）情報共有の範囲設定と丁寧な説明

機関内ワンストップサービスを機能させるためには、情報共有が必須ですが、例えば、犯罪被害者等や加害者との関係を有する職員等が勤務していること等も考えられますので、情報共有は制度・サービスの提供のために真に必要な職員に限定するなど、共有する範囲を慎重に設定することが求められます。

また、犯罪被害者等の中には、

- 制度・サービスを利用することについて引け目や負い目を感じる
- 相談内容が多くの人に伝わることの懸念がある

といった理由から、提供できる制度・サービスの利用を遠慮してしまう場合も想

定されます。

そのような場合には、懸念点等を十分に聴き取ったうえで、

- 共有する情報の内容や範囲
- 提供できる制度・サービスの具体的内容やその有用性

等を丁寧に説明するなど、寄り添った対応を行うことが求められます。

さらに、犯罪被害者等は、精神的なショックにより判断力が一時的に低下している場合があります。情報共有の同意や制度・サービスの説明の際には、一方的な説明は避け、十分に意思疎通を図り、犯罪被害者等の納得を得られるような配慮も求められます。

(ウ) 負担の軽減

犯罪被害者等が複数の制度・サービスを利用するためには、それぞれの関係課(係)の手続が必要となりますが、

- 各窓口を回ることなく、犯罪被害者等を別室に案内し、それぞれの制度・サービスの担当者が入れ替わって順次手続を実施する
- 事前の情報共有により書類等を簡略化する

などの犯罪被害者等の負担を軽減する配慮・工夫が望まれます。

③ 機関内ワンストップサービス運用上の留意点

ア 総合的対応窓口を委託している場合の在り方

総合的対応窓口を早期援助団体に委託している場合には、施策担当窓口部局が、委託先との密な連携の上で、制度・サービスを持つ庁内関係課(係)と連携・調整を行う必要があります。

イ 多機関ワンストップサービスとの連携

(ア) ニーズ把握と情報提供

総合的対応窓口担当者は、(4)③の「ニーズ把握の方法」を参考にして、犯罪被害者等からの相談に応じて、置かれた状況やニーズを適切に把握することが大切です。

また、その把握したニーズにより、多機関ワンストップサービスによる支援を検討する必要があると判断した場合には、コーディネーターへの情報提供が望まれます。

情報提供が必要と判断した場合は、犯罪被害者等に対し、多機関ワンストップサービスの概要を説明して同意を得た上で、速やかにコーディネーターに情報提供することが求められます。

(イ) 多機関ワンストップサービスへの参画

多機関ワンストップサービスでは、その中核となる県はもちろんのこと、犯罪

被害者等が居住する市区町村も参画が求められます。

多機関ワンストップサービスにより支援を行う場合、県・市区町村においては、コーディネーターからの情報共有に基づき、②イの「総合的対応窓口が相談受理した場合の対応」に倣って、総合的対応窓口が庁内関係課（係）と連携の上、制度・サービスの提供について検討を行います。そして、コーディネーターを通じて、犯罪被害者等に対し、提供できる制度・サービスを提示した上で、それらの制度・サービスを実際に提供することが求められます。

ウ 特定の犯罪被害者等に特化した窓口との連携

例えば、性犯罪・性暴力や児童虐待等、特定の犯罪被害者等に特化した窓口が設置されており、特定の犯罪被害者等からの相談や問合せがそれら特化した窓口になされる場合もあります。そのような場合であっても、それら特化した窓口から、機関内ワンストップサービスによる支援の提供を求められた場合には、②ウの「総合的対応窓口以外が相談受理した場合の対応」に倣い、連携して対応することが求められます。

さらに、多機関ワンストップサービスによる支援を検討する必要がある場合はイの「多機関ワンストップサービスとの連携」を、特定の犯罪被害者等を含むものを対象とした仕組みとも連携する必要がある場合は（４）⑦の「特定の犯罪被害者等を含むものを対象とした仕組みとの連携」を参照してください。

総合的対応窓口担当者と特化した窓口担当者が連携して対応を行うためには、日頃から連絡を取り合うなど緊密な連携が必要であり、実態として、犯罪被害者等の置かれた状況やニーズに応じた途切れない支援の提供を行うことが望まれます。

エ コーディネーター、地方公共団体のアドバイザーの活用

県のコーディネーターには、市区町村の総合的対応窓口担当者からの犯罪被害者等への制度・サービス提供に当たっての相談に対し、必要な助言をすることが期待されています。

また、警察庁に配置された地方公共団体アドバイザーは、コーディネーターや都道府県の総合的対応窓口が抱える疑問・課題等の相談に応じることとしています。支援の提供を始め、施策の進め方が分からないなどの悩みがある場合にも、電話やメールでの相談等、地方公共団体アドバイザーの活用を検討してください。

（６）犯罪被害者等と支援担当者の心理的ケアについて

① 犯罪被害者等の心理的ケア

犯罪被害者等は、普通に日常生活を送っていた人が、犯罪被害により、突然、犯罪被害者等になるのであって、特別な人ではありませんし、特別視されることを望んでいるわけでもありません。

ですので、犯罪被害者等の相談を受けるに際し、特定の担当者のみが対応しなけれ

ばならないわけではなく、また、ことさらに対応をためらう必要もありません。

ただし、犯罪被害に遭うことにより、どのような心理的な問題を抱えるのかを理解した上で、対応をすることは、犯罪被害者等、支援担当者双方にとって大切なことです。

犯罪被害に遭うと、たとえ身体的な外傷を負わなかったとしても、強い精神的なダメージ、トラウマを受けてしまいます。しばらくして回復に向かう場合もありますが、そのダメージが強いと、症状が長期化してしまうことも少なくありません。そして、犯罪被害者等は、往々にして、それらを医学心理学的な問題とは考えず、自分の性格が弱いせいだとか、自業自得であるとか自分自身を責めてしまいます。

心理的ケアにおいては、まず、犯罪被害者等のこうしたショックや苦痛をよく聴き、受け止め、理解を示す姿勢が求められます。そして、犯罪被害者等に対し、犯罪被害に遭うと誰でもこうした心身の問題が生じ得ることや、その場合には、適切なケアや治療を受けることが大切であること等をなるべく早くから伝えておく必要があります。とりわけ、犯罪被害に遭った後に出会う様々な人々から受ける心理的ダメージ、いわゆる二次的被害について留意する必要があります。

ア 心理状況

犯罪被害に遭うことは、多くの場合、あまりに突然で予期しないことであり、犯罪被害者等の生活に大きな影響を及ぼすことであるため、現実の出来事として実感できない場合があります。何より、犯罪被害者等においては理不尽な体験であり、到底受け入れ難い出来事です。そのため、一種の麻痺状態になり、怒りや悲しみといった感情を感じられないような場合や、「他人事のように」「現実感がない」と話す場合もあります。こうした感情の麻痺状態（「解離状態」ともいう。）の場合、一見すると落ち着いているように見え、たいしたトラウマを負っていないと勘違いしてしまうこともあります。一般的には、こうした麻痺状態の強さは、トラウマの強さを表していると考えられるため、注意が必要です。

このほか、犯罪被害に遭った場所、関係する人や物、出来事、またそれを考えたり思い出したりすることを避けようとしたり、逆に思い出したいのに、頭に浮かんで辛くなったり、といったことが起こることがあります。いわば、犯罪被害の記憶に襲われ、コントロールされるような状態です。こうした状態が続く場合には、医学的には心的外傷後ストレス障害（PTSD）といった診断に該当することもあり、専門医療機関での治療を受ける必要もあるかもしれません。

また、不眠や食欲不振、頭痛や腹痛、集中力の低下等の問題が起こることも少なくありません。犯罪被害を防げなかったという自責の念や後悔等から、自己肯定感が下がり、抑うつ症状が強く表れる場合もあります。気分の落ち込みが続くだけでなく、強い怒りを感じたり、情緒不安定な状態になったりする場合もあります。

このような問題は、早期に自然に改善することもあります。長引くことも多く、

その際には、専門家への相談を勧めましょう。臨床心理士や公認心理師等の資格を持つカウンセラーへの相談のほか、精神科や心療内科の受診が有効です。特に、「消えてなくなりたい」といった言動等、抑うつ状態が悪化して希死念慮がある場合や睡眠や食事がとれない場合等は、速やかに専門医療機関につなげることが望まれます。

犯罪被害者等が児童期までのこどもの場合、腹痛等の身体症状に出やすく、落ち着きのなさや大人へのまわりつき等の行動面に表れたりするのが一般的です。幼児は、いわゆる赤ちゃん返りである退行がみられることがよくあります。

こうした心身の不調は、犯罪被害者本人だけでなく、家族等に起こることもありますので、相談に際しては、その点も留意しましょう。

イ 心理教育

犯罪被害者等は、上記のとおり、様々な心理的問題に直面しますが、ほとんどの場合、こうした状態に圧倒され、犯罪被害後に生じる不調に戸惑い、時には「自分は（あるいは家族は）精神的におかしくなってしまったのでは…」と感ずることがあります。

そのため、できるだけ早い段階で、犯罪被害者等にはこうした問題がたびたび起こること、時間とともに少しずつ回復していくこと、場合によっては長期化することもあるが、その場合も適切なケアを受ければ回復していくこと等を伝えておくと、犯罪被害者等は安心し、落ち着くことにつながります。

このような相談者の心理状態に配慮しながら、必要な情報を伝えることを「心理教育」と呼びます。犯罪被害者等に対し、なるべく早く心理教育を行うことで、その後の支援機関・団体との関係作りや症状悪化の予防を行うことが可能となります。

ウ 二次的被害の防止

犯罪被害に遭ったことで、犯罪被害者等は様々な心情を体験します。例えば、

- 「あのときこうすればよかった」「なぜ～してしまったのだろう」といった後悔
- 「助けることができなかった」「自分が～していれば防げたかもしれない」といった自責の念
- 「こんな被害に遭うなんて恥ずかしい」「自分はだめな人間だ」といった羞恥や劣等感

等があります。

このような心情を理解せずに、例えば「なぜ～してしまったのですか？」と犯罪被害者等に問いかけることは、二度とこのような犯罪被害に遭ってほしくないという善意からの言葉であっても、既に後悔や自責の念で苦しんでいる犯罪被害者等を更に傷つけることとなります。

同様に、犯罪被害に遭って感じている怒りの感情を、加害者に直接向けることができないため、安心して話せるからこそ支援担当者にぶつけてしまうこともよくありますが、こうした心情を理解していないと、支援担当者が犯罪被害者等を「対応に苦慮する相談者」と感じてしまい、つい距離を置いてしまう場合もあります。

犯罪被害者等が抱える心情が、このように様々であることを理解していなければ、犯罪被害者等の実際の精神状態や生活上の困難を誤って認識してしまうおそれもあります。

また、犯罪被害者等の精神的不調は時間の経過とともに落ち着いていくことが多いですが、大切な家族や財産、人としての尊厳等を失った悲しみはなくなることはありません。したがって、「時間が解決してくれる」「もう大丈夫そうですね」などの安易な励ましは、やはり犯罪被害者等を傷つけることとなりますので、注意が必要です。

こうした犯罪被害者等への二次的被害を予防することは大切なことであるものの、それを完全に防ぐことはなかなか困難なことでもあります。したがって、支援の最中に犯罪被害者等に適宜気持ちを尋ねることが大切です。いずれにせよ、支援担当者は、犯罪被害者等の心情や対応についての研修を積極的に受講するなど、日頃の研鑽に努める必要があります。

② 支援担当者の心理的ケア

ア 代理受傷

犯罪被害者等に支援担当者として接することは、支援担当者にとっても心理的負担となります。例えば、犯罪被害者等の生々しい体験を聞くことで、自分の身に起きたことのように感じるようになり、自らの感情も犯罪被害者等と同様に揺さぶられてしまうことがあります。支援担当者自身の安全感も損ない、恐怖や無力感、強い悲しみや怒り等を覚えるものだからです。また、支援がうまくいかないと感じることもあり、その際には、支援担当者として自信を失ってしまうこともあります。犯罪被害者等に申し訳ないといった罪責感情を持つことも少なくありません。

支援担当者側に生じるこのような心身のダメージは、「代理受傷」「代理被害」「二次受傷」「共感疲労」等と言われます。

これは支援担当者の多くに起こり得ることであり、特に熱心に活動した場合には、そうしたトラウマも強くなってしまいます。

具体的には、次のようなことを感じたときには気を付けましょう。

- 犯罪被害者等との面談時、気持ちが揺れる
- 犯罪被害者等と必要以上に心理的距離を置きすぎる、もしくは近すぎる
- 些細なことでイライラしたり怒ったりする
- 頭痛、肩こり、不眠等、身体に不調が出る
- 支援担当者として、自分は役に立っていないと感じる
- 事件（被害）のことが頭から離れなくなる

このような代理受傷等は、支援担当者の精神的な弱さに起因するものではなく、誰にでも起こり得ます。

ただし、支援に当たって支援担当者の心身の安全が確保されているかどうか、同僚や上司の支えがあるかどうか、相談できる専門家の有無等によって、代理受傷等が起こる可能性や程度は異なるとされています。

イ 予防と対処

まずは、代理受傷等について、きちんと知ることが大切です。必要以上に恐れるのではなく、誰にでも起こり得ることと認識し、可能な範囲で予防と対処に努めることが大切です。

予防と対処については、次のようなことが考えられます。

- 一人で抱え込まない（同僚や上司と話せる環境を持つ）
- 自分が傷ついていると感じるときは、そのことを率直に認める
- 職場内外で、支援担当者同士で交流できる場を持つ（当然、守秘義務には留意する）
- 対人援助の専門職（公認心理師、臨床心理士、精神科医等）に相談する
- 自分なりのリラクゼーション方法（食事や趣味の活動、軽い運動、家族との時間、ボランティア等の仕事以外の社会活動等）を持つ
- 十分な睡眠を取る
- 仕事と休みのバランスを取り、オンとオフをはっきりさせる

また、何よりも、職場の体制が整っていること、上司や管理監督者によるラインケアが大切です。支援に当たっての重要な判断や対応を支援担当者任せにせず、組織として対処することや、職員のメンタルヘルスの維持についての理解を深めることが求められます。

さらに、代理受傷等のみならず、支援の調整の場面での支援関係者との関係等、様々な面で悩みが生じることがありますし、職場内では相談しにくいと感じることもあるかもしれません。警察庁の地方公共団体アドバイザーは、コーディネーターや都道府県・市区町村の総合的対応窓口担当者からの相談に応じています。不安なことや困ったことがあれば、電話やメールで地方公共団体アドバイザーに相談することも有効です。

4. 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- (1) 青森県
- (2) 市町村
- (3) 青森県警察
- (4) 第二管区海上保安本部
- (5) 法テラス青森
- (6) 公益社団法人 あおもり被害者支援センター
- (7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金
- (8) 被害者団体
- (9) あおもり性暴力被害者支援センター

<司法関連>

- (再掲) 法テラス青森
- (10) 地方裁判所・簡易裁判所
- (11) 家庭裁判所
- (12) 検察庁
- (13) 青森県弁護士会
- (14) 青森県司法書士会

<刑事施設・保護観察所等>

- (15) 矯正管区
- (16) 刑事施設
- (17) 少年院
- (18) 少年鑑別所
- (19) 地方更生保護委員会
- (20) 保護観察所

<人権・外国人対応>

- (21) 青森地方法務局
- (22) 外国人在留総合インフォメーションセンター

<医療・福祉>

- (23) 青森県立精神保健福祉センター
- (24) 福祉事務所
- (25) 保健所
- (26) 市町村保健センター
- (27) 社会福祉協議会
- (28) 地域包括支援センター
- (29) 医療機関
- (30) 青森県公認心理師・臨床心理士協会
- (31) 公益社団法人 青森県社会福祉士会
- (32) 青森県精神保健福祉士協会

<就労関連>

- (33) 労働基準監督署
- (34) ハローワーク
- (35) 総合労働相談コーナー
- (36) 独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構青森支部
- (37) 公共職業能力開発施設

＜女性・子ども＞

- (38) 配偶者暴力相談支援センター
- (39) 青森県男女共同参画センター
- (40) 青森県女性相談支援センター
- (41) 児童相談所
- (42) 青森県子ども家庭支援センター
- (43) 児童家庭支援センター 太陽
- (44) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設
- (45) 母子生活支援施設
- (46) ファミリー・サポート・センター
- (47) 青森県教育委員会
- (48) 学校
- (49) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

＜その他＞

- (61) 公益財団法人
青森県暴力追放県民センター
- (62) 認定 NPO 法人 あおもりいのちの電話

＜交通事件＞

- (50) 青森県交通事故相談所
- (51) 青森県交通安全活動推進センター
- (52) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター青森県支部
- (53) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター仙台支部
- (54) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
- (55) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
- (56) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 青森支所
- (57) 公益財団法人 交通遺児等育成基金
- (58) 公益財団法人 交通遺児育英会

＜インターネットによる誹謗中傷＞

- (59) 違法・有害情報相談センター
- (再掲) 青森地方法務局 (人権相談)
- (60) 誹謗中傷ホットライン

(1) 青森県

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

総合的な相談

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、犯罪被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(問い合わせ先)

青森県交通・地域社会部地域生活文化課 交通・地域安全グループ

〒030-8570 青森市長島 1-1-1

TEL 017-734-9232 FAX 017-734-8046

受付時間：平日 8:30～17:15（年末年始を除く）

ホームページ：

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kotsu/seikatsu/hanzaihigaisoudan.ht>

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV法」という。）第 10 条の規定により保護命令を受けている配偶者から暴力を受けた者
- ②女性相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力を理由として一時保護（DV法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護をいう。以下同じ。）をされている者
- ③女性相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力を理由として一時保護をされていた者であって、現に配偶者からの暴力を受けているもの又は受けるおそ

れがあるもの

- ④配偶者からの暴力のため女性自立支援施設及び母子生活支援施設に入所している者
- ⑤配偶者からの暴力のため女性自立支援施設及び母子生活支援施設に入所していた者であって、現に配偶者からの暴力を受けているもの又は受けるおそれがあるもの

(窓口) 各県土整備事務所建築指導課

- ・東青 TEL 017-728-0226
- ・中南 TEL 0172-32-3801
- ・三八 TEL 0178-27-5157
- ・西北 TEL 0173-35-2117
- ・上北 TEL 0176-23-4398
- ・下北 TEL 0175-22-1231

(問い合わせ先)

青森県県土整備部建築住宅課
〒030-8570 青森市長島 1-1-1
TEL 017-734-9692

消費者トラブルに係る相談

(支援概要)

県消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(専門窓口)

- ・青森県消費生活センター
〒030-0822 青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 5階
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 017-722-3343
受付時間：平日 9:00～17:30
土日祝日 10:00～16:00 (年末年始を除く)
対象地域：全域

(問い合わせ先)

青森県交通・地域社会部地域生活文化課 消費生活・公益法人グループ
〒030-8570 青森市長島 1-1-1
TEL 017-734-9206 FAX 017-734-8046

犯罪被害者等見舞金等

(支援概要)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族、又は重傷病を負った被害者に対して見舞金等を支給する制度です。(県と市町村で同様の制度があります。)

(対象要件等)

- ・遺族見舞金 (30 万円)

犯罪行為により死亡した被害者の家族に支給

- ・重傷病見舞金 (10 万円)

犯罪行為により重傷病を負った被害者に支給

- ・転居費助成金 (上限 20 万円)

殺人等の被害により従前の住居に居住することが困難になった被害者及びご遺族に支給

詳しくは、県、市町村へお問い合わせください。

(窓口) 県犯罪被害者等施策窓口担当課 P. 61 参照

市町村犯罪被害者等施策窓口担当課 P. 165 参照

(2) 市町村

(組織の紹介)

最も住民に身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。支援業務によっては、実施していない市町村もあります。

P. 165～170 参照

相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して、各市町村内で適切に対応できる部署等を紹介するなど、総合的な案内を行っています。

(窓口) 市町村犯罪被害者等施策窓口担当課 P. 165 参照

遺族基礎年金

(支援概要)、(対象要件等)

次のいずれかに該当する方が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給します。

- ① 国民年金加入中の方
- ② 国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所がある方
- ③ 老齢基礎年金の受給権者であった方(保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限る。)

- ④ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方

(※①②については保険料納付要件あり)

(子の年齢要件)

- ・18歳に達した年度の年度末までの子又は国民年金法に定める障害等級1、2級の状態にある20歳未満の子

障害基礎年金

(支援概要)、(対象要件等)

病気やけががもとで一定以上の障がいとなった方で、次のすべてに該当する場合に支給します。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

- ① 国民年金加入中や、20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日のある方
 - ② 初診日の前日において保険料の納付要件を満たしている方(20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合を除く。)
 - ③ 障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日又は1年6か月以内に病気やけがが治った場合(症状が固定し、治療の効果が期待できない場合を含む。))は、その日)又は20歳に達した日に、国民年金法に定める障害等級1、2級の状態にある方
- (※③の時点で障害の状態が軽くても、その後重くなったときに受給できる場合があります。)

特別障害者手当

(支援概要)、(対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅等の20歳以上の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、施設への入(通)所、居宅介護等の障害福祉サービスの給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・手当の給付、各種税の減免及び控除、公共施設等の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられる可能性があります。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

総合的な対応

- ・視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方

精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方本人や家族等の申請により手帳を交付しています。施設への入(通)所、居宅介護等の障害福祉サービスの給付、重度心身障害者医療費の助成、各種税の減免及び控除、公共施設等の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられる可能性があります。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

自立支援医療制度

(支援概要)、(対象要件等)

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援医療は、精神通院医療（精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する方）、育成医療（身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満））、更生医療（身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上））があり、医療費が原則1割負担（自己負担上限額あり）になります。ただし、所得制限があります。

子ども医療費助成

(支援概要)

児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、18歳に達する以後の最初の3月31日までの児童
※市町村によって対象年齢等が異なります。

ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要)

総合的な対応

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額の助成を受けることができます。ただし、健康保険組合等から支給される付加給付金や高額療養費は除きます。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、離婚、死別、遺棄などの理由で父又は母と生計を同じくしていないか、父又は母が一定の障がいの状況にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を監護している方
ただし、所得額により、支給できない場合があります。
※市町村によって対象年齢等が異なります。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、その扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、生活に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子又は男子、寡婦

(相談窓口) 福祉事務所一覧 P. 162 参照

青森市在住者：青森市福祉事務所、八戸市在住者：八戸市こども家庭相談室
上記以外の市町村在住者：県福祉事務所

高等職業訓練促進給付金等事業

(支援概要)

母子家庭の母又は、父子家庭の父が看護師等、経済的に効果的な資格を取得するため、法令の定めにより6ヶ月以上のカリキュラムを修業することが必要とされている養成機関で修業する場合に、修学する全期間（上限4年間）について、毎月給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること（所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。）
- ・就職の際に有利となる資格であって、かつ法令の定めにより6ヶ月以上のカリキュラムを修業することが必要とされている養成機関において修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・過去に訓練促進費や当事業と趣旨を同じくする給付の支給を受けていないこと

(相談窓口) 福祉事務所一覧 P. 162 参照

市在住者：各市の福祉事務所（八戸市はこども家庭相談室）

町村在住者：県福祉事務所

自立支援教育訓練給付金事業

（支援概要）

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

（対象要件等）

以下の要件すべてに該当する方

- ・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること
- ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・過去に訓練給付金を受給していないこと

（相談窓口）福祉事務所一覧 P. 162 参照

市在住者：各市の福祉事務所（八戸市はこども家庭相談室）

町村在住者：県福祉事務所

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

（支援概要）

ひとり親家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（対象要件等）

- ・母子家庭（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）
- ・父子家庭
- ・寡婦等

（相談窓口）

青森市在住者：青森市子育て支援課 TEL 017-734-5334

八戸市在住者：八戸市こども家庭相談室 TEL 0178-38-0703

青森市・八戸市以外在住者：（公財）青森県母子寡婦福祉連合会 TEL 017-735-4152

母子・父子自立支援プログラム策定事業

（支援概要）

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

（対象要件等）

- ・ひとり親家庭の親又は配偶者の暴力により親と子で避難している事例等で、婚姻

の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等（生活保護受給者を除く。）

（相談窓口）福祉事務所一覧 P. 162 参照

青森市、弘前市、八戸市、三沢市在住者：各市の福祉事務所
町村在住者：県福祉事務所

児童手当

（支援概要）

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

- ・市町村内に住所があり、高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

児童扶養手当

（支援概要）

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は養育する者に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

市町村内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（20歳未満で政令で定める程度の障がいをもつ児童を含む。）で、次のいずれかの状態にある児童を監護する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が政令で定める障がいの状態にある児童
- ・婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限がある。

障害児福祉手当

（支援概要）、（対象要件等）

精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅等の20歳未満の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

特別児童扶養手当

（支援概要）、（対象要件等）

精神又は身体に中度以上の障がいをもつ20歳未満の児童を家庭で監護している父母又はその他の養育者に対し、手当を支給します。

要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、医療費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は市町村教育委員会がそれに準ずる保護者と認定した方

保育料減免

(支援概要)

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

※ 住民税決定証明書に要する経費は有料です。

(対象要件等)

- ・在園中災害を受け、保育料の納入が困難となった方
- ・在園中の保護者の死亡又は傷病等のため保育料の納入が困難となった方

一時預かり事業

(支援概要)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

- ・一般型及び余裕活用品型

主として、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児

- ・幼稚園型

主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・ 児童の保護者の疾病
- ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※ 利用料が必要です。

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

住民票の写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカー、子ども虐待から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・ 住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・ 配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命又は身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

消費者トラブルに係る相談

(支援概要)

総合的な対応

各地域の中心市が設置している消費生活センターでは、周辺市町村の住民からの商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどの相談を、専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(窓口)

・青森市民消費生活センター

〒030-0801 青森市新町 1-3-7 駅前庁舎 (アウガ) 1階
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 017-722-2326
受付時間：平日 8:30～18:00 (土・日・祝日休み)
対象地域：青森市・平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町

・弘前市市民生活センター

〒036-8003 弘前市駅前町 9-20 ヒロロ 3階
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 0172-34-3179
受付時間：8:30～17:00 (月曜日休み)
対象地域：弘前市・黒石市・平川市・西目屋村・藤崎町・大鱈町・田舎館村・板柳町

・八戸市消費生活センター

〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 市役所別館 7階
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 0178-43-9216
受付時間：平日 8:15～17:00 (土・日・祝日休み)
対象地域：八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町

・五所川原市消費生活センター

〒037-8686 五所川原市字布屋町 41-1 市役所 2階
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 0173-33-1626
受付時間：平日 9:00～16:00 (土・日・祝日休み)
対象地域：五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町

・十和田市消費生活センター

〒034-8615 十和田市西十二番町 6-1 市役所本館 1階
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 0176-51-6757
受付時間：平日 8:30～16:30 (土・日・祝日休み)
対象地域：十和田市・七戸町・六戸町

・三沢市消費生活センター

〒033-8666 三沢市桜町 1-1-38 市役所 1階
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 0176-53-5350
受付時間：平日 8:30～16:30 (土・日・祝日休み)
対象地域：三沢市・野辺地町・横浜町・東北町・六ヶ所村

・むつ市消費生活センター

〒035-8686 むつ市中央 1-8-1 市役所内
TEL 消費者ホットライン 局番なし 188 又は 0175-22-1353

受付時間：平日 8:30～17:15（土・日・祝日休み）

対象地域：むつ市・大間町・東通村・風間浦町・佐井村

(3) 青森県警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担っています。

○犯罪被害者支援室・犯罪被害者支援係における犯罪被害者支援

警察本部には、犯罪被害者支援に関する業務を行う犯罪被害者支援室が、各警察署には、被害者や御遺族に対して直接支援を行う犯罪被害者支援係がそれぞれあり、以下の支援を行っています。

パンフレットの作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口について分かりやすく記載したパンフレットを作成・配布しています。

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、捜査状況、被疑者の検挙状況、被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、重傷となった傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故、危険運転致死傷罪等に該当する事件などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障がいを負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- 「遺族給付金」：犯罪被害者の第一順位の遺族に支給
- 「重傷病給付金」：重傷病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担

総合的な対応

相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給

- 「障害給付金」：障害等級第1級～第14級の障がいが残った犯罪被害者に対して支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族
 - ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
 - ・障害等級第1級～第14級の障がいが残った犯罪被害者本人
- ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

被害者等の心情を考慮し、性犯罪被害相談窓口の設置などの対応を行っているほか、被害者が希望する性別の警察官による事情聴取、証拠採取における女性職員の付添い、緊急避妊等の性犯罪被害の処置に伴う公費負担などの支援を行っています。

- 性犯罪被害相談（性犯罪被害110番）
 - #（シャープ）8103（「ハートさん」全国共通番号）
 - 0120-89-7834（フリーダイヤル）

精神的被害への対応（公認心理師によるカウンセリング）

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、公認心理師によるカウンセリングを実施しています。

診断書等の公費負担

(支援概要)

強盗致死傷、重傷となった傷害事件等、身体犯の被害を受けた被害者等に対し、事件立証を目的として医師から交付を受ける診断書の料金のほか、殺人等の犯罪により死亡した被害者の遺族が医師から交付を受ける検案書料を公費で負担します。

(対象要件等)

殺人、重傷となった傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

初診料等の公費負担

(支援概要)

強盗致傷、不同意性交等、重傷となった傷害事件等、身体犯の被害を受けた被害者が、事件立証を目的として被害状況を確認するため、医師の診察を受ける場合、初診

総合的な対応

料、初診に伴う処置料、投薬料及び検査料、院外処方せん料及び院外処方せん調剤費用等を公費で負担します。

(対象要件等)

強盗致傷、不同意性交等、重傷となった傷害等の身体犯の被害者

性犯罪被害に伴う処置料等の公費負担

(支援概要)

性感染症検査、緊急避妊処置及び人工妊娠中絶処置が必要と認められた場合、その検査及び処置に要した費用を公費で負担します。

(対象要件等)

不同意性交等や不同意わいせつ等の性犯罪被害者（男女の別を問わず）

被害者等の一時避難に要する経費の公費負担

(支援概要)

犯罪被害により自宅から一時避難を必要とする被害者が、家族や知人・友人などの一時避難場所を確保できない場合、一時的に避難するホテル等の宿泊費（食事代を含まない）を公費で負担します。

(対象要件等)

殺人、重傷となった傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

被害者等の事情聴取場所確保等に要する経費の公費負担

(支援概要)

犯罪被害者等からの事情聴取やカウンセリングなどに際し、警察施設が犯罪被害者等の対応に適していないと認めた場合は、ホテル等の施設借り上げ経費を公費で負担します。

(対象要件等)

警察施設が対応に適していないと認めた場合

司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

犯罪被害者の司法解剖が行われた場合、ご遺体を葬祭業者等に依頼して警察署から自宅等まで搬送するための経費を公費で負担します。

ハウスクリーニングに関する費用

(支援概要)

自宅が殺人等の犯罪現場になった場合において、室内に残された血痕、吐しゃ物等の痕跡の除去を専門業者に委託する費用を公費で負担します。

(対象要件等)

故意により致死の結果が生じ、かつ自宅が犯罪現場となった事件

カウンセリングに関する費用

(支援概要)

被害者等が精神的な被害によって精神科等医療機関において精神科医師等によるカウンセリングを受けた場合の費用を公費で負担します。

再被害防止への対応（再被害防止措置制度）

(支援概要)

被害者等が、警察に被害の届出をしたことや捜査に協力したことで、加害者や関係者から仕返しを受けるおそれがある場合、被害者等が加害者や関係者から再び生命及び身体に危害を加えられないようにするため、関係機関と連携して、その安全を確保しています。

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

殺人、重傷となった傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(以上、問い合わせ先)

- 青森県警察本部警務課犯罪被害者支援室
〒030-0801 青森市新町 2-3-1
TEL 017-723-4211 (代表)
ホームページ: <https://www.police.pref.aomori.jp/>
- 各警察署の問い合わせ先は P. 160 をご覧ください。

総合的な相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察安全相談室、警察署に警察安全相談窓口を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

(専門窓口) ○相談全般 (どこに相談すればよいかわからない場合を含む)

警察安全相談室 (警察本部内)

(シャープ) 9110 又は 017-735-9110

(土・日・祝日・年末年始を除く 8:30~17:00)

警察安全相談窓口 (警察署内) (警察署一覧 P. 160)

こども虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、こどもの保護に当たったり、虐待が犯罪に当たる場合は適切な捜査を行い事件化したりします。

(専門窓口) ○警察本部人身安全対策課 017-723-4211 (代表)
○各警察署の生活安全課 (係) (警察署一覧 P. 160)

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(専門窓口) ○青森県警察少年サポートセンター
青森少年サポートセンター新町センター 0120-58-7867 (フリーダイヤル)
青森少年サポートセンター安方センター 017-776-7676 (直通)
八戸少年サポートセンター 0178-22-7676 (直通)
弘前少年サポートセンター 0172-35-7676 (直通)
○少年サポートメール youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

青森県警察少年サポートセンター

ホームページ:

https://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/jinan/syounen_taisaku/shounen_saposen.html 又は

配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、被害者の要望を踏まえ、加害者の検挙、加害者に対する注意・指導、被害を防止するための方法教示等の対応を行っています。

また、被害者が裁判所に保護命令の申立てをしたときには、相談内容を記録した書面を裁判所に提出したり、加害者に対する保護命令が発令された場合は、加害者に対する指導や申立人に対する防犯指導等を行ったりしています。

(専門窓口) 警察本部人身安全対策課 017-723-4211 (代表)
各警察署の生活安全課 (係) (警察署一覧 P. 160)

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

被害者の意志を踏まえ、ストーカー行為等の規制等に関する法律 (いわゆる「ストーカー規制法」) 又はその他刑罰法令に抵触する場合には、行為者の検挙や行為者に対する行政上の措置 (警告、禁止命令) を講じています。

総合的な対応

また、ストーカー規制法その他刑罰法令に抵触しない場合についても、事案に応じた防犯指導や行為者に対する注意指導等の対応を行っています。

(専門窓口) 警察本部人身安全対策課 017-723-4211 (代表)
各警察署の生活安全課 (係) (警察署一覧 P. 160)

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団員への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉を行う際の心構え、交渉方法等の助言や、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(専門窓口) 警察本部捜査第二課 017-723-4211 (代表)
各警察署の刑事第二課 (係) (警察署一覧 P. 160)

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(専門窓口) 警察本部交通指導課 017-723-4211 (代表)
各警察署の交通課 (警察署一覧 P. 160)

(4) 第二管区海上保安本部

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

事件発生直後から犯罪の被害を受けた方々のための支援を、各海上保安部及び各海上保安署の犯罪被害者等支援主任者が中心となって実施しています。

被害者連絡制度

(支援概要)

捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを、捜査上支障のない範囲で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。

犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後

から犯罪被害者及びその家族への付添い、支援制度の説明などを行っています。

事情聴取における配慮

(支援概要)

犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全確保、精神的負担の緩和に配慮しています。

また、性犯罪による女性被害者に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担しています。

診断書等の公費負担制度

(支援概要)

犯罪被害者の被害に係る診断書料や、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担することで、刑事手続きにおける経済的負担の軽減に努めています。

関係機関との連携協力体制の強化

(支援概要)

全国の「被害者支援連絡協議会」へ参画するなど、犯罪被害者及びその家族の方々への支援に関する情報を共有するとともに、警察、検察庁、民間被害者支援団体などとの連携・協力を行っています。

(問い合わせ先)

第二管区海上保安本部

青森海上保安部

〒030-0811 青森市青柳 1-1-2

TEL 017-734-2423 FAX 017-734-2430

八戸海上保安部

〒031-0831 八戸市築港街 2-16

TEL 0178-33-1222 FAX 0178-33-1223

リーフレット「犯罪被害者等への支援について」（海上保安庁）を作成しています。
ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>

(5) 法テラス青森：日本司法支援センター青森地方事務所

(組織の紹介)

平成 18 年 4 月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①被害後の状況やニーズに応じた相談窓口のご案内や利用できる法制度など犯罪被害者支援に関する情報の提供、②犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、③弁護士費用等に関する援助を行っています。

犯罪被害者支援ダイヤル

(支援概要)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

(電話番号) 0120-079714 (「なくことないよ」) (IP 電話からは、03-6745-5601)

受付時間：平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

・金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル (0570-078374「おなやみなし」) も設け、情報提供しています。

DV等被害者法律相談援助

(支援概要)

DV、ストーカー、児童虐待を受けている方(被害を受けている疑いがある方、被害を受ける可能性がある方を含む。)に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います。被害の防止に必要な相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。

(対象要件等)

法律相談時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が 300 万円を超える方(DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から 1 年以内に支出することとなると認められる治療費などの費用は、現金・預貯金の合計額から控除します。)には、相談料 (5,500 円) をご負担いただけます。

民事法律扶助業務

(支援概要)

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立て替えを行います。

※ 費用は、原則として毎月分割で償還(ご返済)していただきます(無利息)。

(対象要件等)

- ・収入等が一定額以下であること
- ・民事、家事及び行政に関する案件

- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（弁護士費用等の立替えの場合のみ。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

被害者参加人のための国選弁護制度

（支援概要）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて、公判期日に出席したり、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる被害者参加制度において、経済的に余裕のない被害者参加人の方にも、被害者参加弁護士による援助が受けられるよう、被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害、性犯罪、過失運転致死傷等により被害を受けた被害者本人や法定代理人、被害者本人が亡くなった場合等の被害者の配偶者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された被害者参加人であること
- ・被害者参加人の資力（現金・預金等）から、犯罪行為を原因として6か月以内に支出する治療費などを差し引いた額が200万円未満であること

被害者参加旅費等支給制度

（支援概要）

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者参加人に対して、法テラスから旅費（交通費）及び日当等（出席する裁判所が遠方のためなどの理由で宿泊しなければならない場合は宿泊料を含む。）が支払われます。

（対象要件）

被害参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者参加人（被害者参加人の資力は問いません。）

（請求方法）

所定の必要事項を記載した請求書等を出席した裁判所にご提出ください。

犯罪被害者等法律扶助

（支援概要）

殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やそのご家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、原則無料で弁護士による支援を受けられます。

※ 相手方から一定額以上の金銭等が回収できた場合には費用の全部または一部をご負担いただく場合があります。

<法律相談>

弁護士による法律相談を無料で受けることができます。

同一の案件につき3回まで相談できます。

<弁護士による法律事務等（代理援助）>

総合的な対応

捜査機関への同行、刑事裁判への付添い、損害賠償の請求、加害者との示談交渉、犯罪被害者等給付金の申請など様々な活動を弁護士が行います。

(対象要件等)

下記の要件を満たす方

<下記の対象犯罪の被害にあわれた方やそのご家族であること>

- (1) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（殺人、傷害致死、危険運転致死など）
- (2) 刑法における一定の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつなど）
- (3) 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により治療期間が3か月以上または一定の後遺障害（1～14級）の被害を受けた場合の当該犯罪（傷害、危険運転致傷など）

<資力要件を満たすこと>

申込者とその配偶者の現金・預金等を足した額が300万円以下であること

日弁連委託援助

(支援概要)

- ・犯罪被害者法律援助：被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応などの刑事及び少年審判等の手続、行政手続に関する弁護士費用等の援助を行います。
- ・子どもに対する法律援助：児童相談所等の行政機関、虐待親等との交渉代理、刑事告訴手続等の代理に関する弁護士費用等の援助を行います。

(対象要件等)

- ・犯罪被害者法律援助：殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方
- ・子どもに対する法律援助：児童虐待や学校等における体罰・いじめその他の理由により人権救済を必要としている等の子ども（20歳未満）
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口)

日本司法支援センター青森地方事務所（法テラス青森）

〒030-0861 青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 2階

TEL：0570-078387

(ホームページ)

法テラス：<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラス青森：<http://www.houterasu.or.jp/aomori/>

(6) 公益社団法人 あおもり被害者支援センター

(組織の紹介)

青森県公安委員会から、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された民間の被害者支援団体です。

犯罪（身体犯）や重大な交通事故等により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

電話相談・面接相談

(支援概要)

相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談を行っています。必要に応じて、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。

(犯罪や交通事故などの電話) 017-721-0783

受付時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始は留守番電話対応）

(「性暴力被害専用相談電話」りんごの花ホットライン) 017-777-8349

受付時間：平日 9:00～17:00

(上記相談受付時間以外、土・日・祝日・年末年始は国のコールセンターにつながります。)

法律相談

(支援概要)

支援センターに登録されている弁護士による法律相談を行っています。

カウンセリング

(支援概要)

支援センターに登録された臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

直接的支援

(支援概要)

自宅訪問、警察署・病院・検察庁・刑事裁判への付添い等を必要に応じて行っています。

自助グループへの支援

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士の交流場所を提供しています。

(対象要件等)

犯罪・交通事故被害者遺族

あおり性暴力被害者支援センターの運営

(支援概要)

「性暴力被害専用相談電話」(りんごの花ホットライン)を通じ、性暴力・性犯罪被害に関する相談及び各種支援を行っています。

(問い合わせ先)

公益社団法人あおり被害者支援センター

〒030-0822 青森市中央 3-20-30

県民福祉プラザ 3階

TEL 017-718-2085

FAX 017-718-2098

E-mail :

info@aomori-vs.com

ホームページ :

<https://aomori-vs.com>

スマートフォンサイト :

<https://aomori-vs.com/sp/>



(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金等給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障がいを受けた方の子、孫、弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた方の子、孫、弟妹等
- ・学校等に在学（小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生）し、学資の支弁が困難であると認められ、修学意欲を有し、かつ、素行上の問題がない子、孫、弟妹等

(申出先) 警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係（P. 75/P. 160）

支援金支給事業

(支援概要)

犯罪により稼働できない重篤な被害（捜査機関において犯罪被害と認定されているものに限り）を受けた犯罪被害者等で、現に著しく困窮しており、社会連帯共助の精神に則り、特別な救済を図る必要があると認められる方に支援金を支給しています。

(対象者)

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先) 公益財団法人犯罪被害救援基金 03-5226-1020

(窓口)

公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル 2.0

TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

ホームページ：<https://kyuenkikin.or.jp/>

パンフレット：「明日の笑顔のために」

(8) 被害者団体

(組織の紹介)

被害当事者の方たちが自ら立ち上げた被害当事者の方のグループです。目的や活動の内容は、団体によって異なります。

○青森被害者語りの会

殺人事件や交通事故等の撲滅と犯罪被害者遺族への支援等の重要性及び命の重みについての広報活動や、青森県内の犯罪被害者遺族との交流を持ち、地方で孤立しがちな被害者等のメンタルケア・アドバイスをを行いながら、癒しの場として継続した活動を行っている被害者団体です。

(活動内容)

- ・ 犯罪被害者の癒しの場として月1回（不定期）の交流を開催
- ・ 青森県で推進している「命を大切に作る心を育む県民運動推進会議」や市民活動への参画
- ・ 県内の公共施設、学校、被害者支援キャンペーンなどでの、青森県内の被害者遺族のメッセージ「いのちのパネル」の展示活動
- ・ 県内学校、少年院、企業、交通安全協会などでの講演活動

(窓口)

(公社)あおもり被害者支援センター TEL 017-721-0783

(9) あおもり性暴力被害者支援センター

(組織の紹介)

県では、レイプや不同意わいせつなど、性暴力・性犯罪の被害にあわれた方を支援するため、被害を受けたご本人やその家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートする拠点として「あおもり性暴力被害者支援センター」を設置しています。

このセンターは、被害者の意思を尊重しながら、関係機関が連携・協力して支援を行い、被害者の心とからだの負担を軽くし、健康の早期回復を図ることを目的としています。

(対象要件等)

性暴力・性犯罪被害者及びそのご家族等、関係者

相談（電話・面接）

（支援概要）

被害にあわれた方やその家族、関係者などからの「どうしたらいいのかわからない」という相談や、匿名での相談でも構いません。又、年月が経過した被害の相談もお受けいたします。性別は問いません。まずはお電話ください。相談員が寄り添い、今後のことを一緒に考えます。

相談には専門の研修を受けた相談員が対応します。電話を最初に受けた相談員の性別では話しにくいという場合は、相談される方の希望により女性又は男性の相談員が対応します。

（性暴力被害専用相談電話）

やさしく

「りんごの花ホットライン」TEL 017-777-8349

（全国共通短縮ダイヤル #8891）

相談受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

※上記相談受付時間以外、土・日・祝日・年末年始は、国が設置するコールセンターにつながります。

支援のコーディネート

（支援概要）

関係機関と調整して必要な支援をコーディネートし、相談される方の要望に応じて他の支援機関の情報を提供したり、関係機関に相談内容の引継ぎ等を行ったりし、支援をつなぎ、重ねることで、途切れのない支援をします。

専門相談

（支援概要）

相談員と相談し、必要と認められる場合は、臨床心理士による心理カウンセリングや弁護士による法律相談をすることができます。いずれも性暴力被害者支援に精通した専門家が対応します。

産婦人科医療機関等の紹介・付添い

（支援概要）

性暴力被害者対応の準備がある医療機関を紹介し、要望により支援活動員が医療機関に付き添うこともできます。レイプ被害の場合、72時間以内の緊急避妊の処置を受けることが大切です。また、性感染症の感染予防のためにも適切な処置が必要です。

付添い支援

（支援概要）

関係機関での手続き等の不安を軽減し、円滑に支援が受けられるよう、要望により医療機関や警察、裁判所などに支援活動員が同行します。

(窓口)

あもり性暴力被害者支援センター

性暴力被害専用相談電話

「りんごの花ホットライン」TEL 017-777-8349

(ホームページ)

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kenmin/ringonohana.html>

(再掲) 法テラス青森：日本司法支援センター青森地方事務所

P. 79 参照

(10) 地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。(県内の裁判所一覧 P. 161)

公判傍聴に対する配慮

(支援概要)

社会的関心が高く、傍聴希望者が多い刑事事件において、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、できるだけ優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者本人
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの申出手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者本人
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹
- ・ 上記の方から委任を受けた弁護士

(申出先) 事件を審理している裁判所

意見陳述

→ P. 94 参照

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先)

- ・ 検察官（刑事事件のみ）又は事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護

→ P. 93 参照

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→ P. 94 参照

損害賠償命令制度

(支援概要)

犯罪により被害を受けた方々から、刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人が起訴されてから刑事事件の弁論終結までの間、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者本人
- ・ 被害者の一般承継人（相続人など）
- ・ 上記の方から委任を受けた弁護士

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、現に事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者本人
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

(11) 家庭裁判所

(組織の紹介)

少年事件では、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年、刑罰法令に触れる行為をしたがその行為の時14歳未満であった少年、18歳未満で将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、家事事件では、夫婦や親子関係などの親族間の争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。(県内の裁判所一覧 P. 161)

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙150円(コピーをする場合は別途コピー代)が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者本人
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所又は審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者本人

- ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹
- （申出先）事件を審理している裁判所

審判結果の通知

（支援概要）

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることを申し出ることができます。

（対象要件等）

- ・被害者本人
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所又は審理した裁判所

審判状況の説明

（支援概要）

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることを申し出ることができます。

（対象要件等）

- ・被害者本人
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所又は審理した裁判所

審判傍聴

（支援概要）

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負ったりした事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

（対象要件等）

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

- 1 被害者が亡くなった場合
 - ・亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹）
- 2 被害者が生命に重大な危険のある傷害を負った場合

- ・ 被害者本人
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹
- （申出先）事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所による犯罪被害者保護施策：

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

（ 1 2 ） 検 察 庁

（組織の紹介）

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。（県内の検察庁一覧 P. 161）

被害者支援員による支援

（支援概要）

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

（専門窓口）青森地方検察庁の被害者ホットライン 017-722-1234（TEL/FAX）

被害者等通知制度

（支援概要）

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等をお知らせします。

（対象要件等）

- ・ 被害者
- ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）
- ・ 目撃者その他の参考人等（一部の通知を除く。）

（申出先）事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※ 閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁(確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

被害者に関する情報の保護

(支援概要)

被疑者を逮捕・勾留する場合には、被疑者に対し、逮捕状・勾留状を呈示する必要があり、これらの令状には、事件の内容が記載され、被害者の氏名等(個人特定事項)も含まれる場合がありますが、性犯罪等の一定の事件については、被害者の個人特定事項を明らかにしない方法によることができます。

また、性犯罪等の一定の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われ、かつ、被告人の防御に実

質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除いて、被告人に対して被害者の個人特定事項を知らせず、弁護人に対して、被害者の個人特定事項を被告人に知らせてはならないといった条件を付けることなどができます。

さらに、判決後においても、裁判の過程で秘匿された個人特定事項が被告人に知られないようにするための仕組みが設けられています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP. 80 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、危険運転致死傷、不同意性交等、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

- ・ 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、法テラス青森へ（P. 79）

被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

- ・ 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口)

青森地方検察庁

〒030-8545 青森市長島 1-3-25 TEL 017-722-5211

被害者ホットライン 017-722-1234 (TEL/FAX)

メールアドレス : ppo49-aomori_hotline@i.kensatsu.go.jp

ホームページ : <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/aomori/>

法務省 : http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijill.html

(13) 青森県弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務

所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

民事当番弁護士制度

(支援概要)

弁護士による法律相談（面接相談）を行います。

※電話による事前予約が必要です。相談料は、30分5,000円（税別）です。

但し、法テラスの扶助が利用できる場合無料

犯罪被害者センター

(支援概要)

犯罪被害者に対する法律相談を行います。要件を満たす場合には、初回の相談料は無料になります。

(窓口)

青森県弁護士会

〒030-0861 青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 5階

TEL 017-777-7285 FAX 017-722-3181

ホームページ：<http://www.ao-ben.jp/>

- 青森地区、むつ地区の民事当番弁護士予約受付
犯罪被害者支援相談受付
青森県弁護士会 TEL 017-777-7285
- 八戸地区、十和田・三沢地区の民事当番弁護士予約受付
青森県弁護士会八戸支部 TEL 0178-22-8823
- 弘前・五所川原地区の民事当番弁護士予約受付
青森県弁護士会弘前支部 TEL 0172-33-7834

(14) 青森県司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。また、簡裁訴訟代理等関係業務の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（訴額が140万円以下）等の業務を手がけています。

相談センター

(支援概要)

司法書士による法律相談を行います。初回の相談料（相談時間 原則 30 分）は無料になります。

○青森県司法書士会相続登記・遺言相談センター（面談相談・事前申込制）

相談内容 相続登記や遺言に関するご相談

相談申込フォーム



○青森県司法書士会総合相談センター（電話相談）

相談内容 相続登記以外の登記に関するご相談

相談専用電話 0120-940-230

対応時間 毎週水曜日午後 2 時～午後 5 時

（祝日、お盆、年末年始、臨時休業は除きます。）

上記電話相談のほか、加害者に対する 140 万円以下の損害賠償・慰謝料請求等の民事事件等、一般の法律相談についても不定期の無料相談会を実施します。

(窓口)

青森県司法書士会

〒030-0861 青森市長島 3-5-16

TEL 017-776-8398

ホームページ : <https://aomori-shihoshoshi.or.jp/>

(15) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国 8 か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所が適切に管理運営されるよう指導・監督を行っています。

被害者等通知制度

(支援概要)

被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

心情等聴取・伝達制度

(支援概要)

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する説明等のほか、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、刑事施設で受刑中又は少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類の受付を行っています。

(対象要件等)

- ・加害者が受刑中又は在院中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 受刑者～全国の矯正管区又は刑事施設

在院者～全国の矯正管区、少年院又は少年鑑別所

(16) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

心情等聴取・伝達制度

(支援概要)

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する説明等を行っ

ています。また、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、刑事施設で受刑中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類の受付等を行い、被害者等からそのお気持ちなどをお聴きするとともに、ご希望により、これを加害者に伝達します。

(対象要件等)

- ・加害者が受刑中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 受刑者～全国の矯正管区又は刑事施設

加害者との外部交通に関する説明

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する問合せに対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

(17) 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を起こさないよう、健全な育成及び円滑な社会復帰を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致の保護処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年が収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別矯正教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 少年鑑別所

心情等聴取・伝達制度

(支援概要)

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する説明等を行っています。また、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類の受付等を行い、被害者等からそのお気持ちなどをお聴きするとともに、ご希望により、これを加害者に伝達します。

(対象要件等)

- ・加害者が在院中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 在院者～全国の矯正管区、少年院又は少年鑑別所

(18) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について鑑別等を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所の審判のほか、少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致の保護処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）又は兄弟姉妹

心情等聴取・伝達制度

(支援概要)

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する説明等のほか、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があ

った場合、申出書や申出に必要な書類の受付を行っています。

(対象要件等)

- ・加害者が在院中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 在院者～全国の矯正管区、少年院又は少年鑑別所

(19) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放等を取り消す旨の決定等をする権限を有する法務省所管の合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所からの仮釈放や少年院からの仮退院等を許すか否かに関する審理において、仮釈放等、生活環境の調整、保護観察に関するご意見や被害についてのお気持ちを伝えることができます。

(対象要件等)

- ・加害者が仮釈放等審理中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
- ・被害者

- ・被害者の親族又はそれに準ずる者

(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

2 少年院に収容され、仮退院等審理を行う場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族(親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁

2については、少年鑑別所

(20) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等聴取・伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見をお聴きし、さらに、ご希望がある場合には、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・加害者が保護観察中であること
- ・被害者
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族(親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

保護観察の開始年月日、遵守事項・生活行動指針の内容、保護観察官及び保護司との接触状況、保護観察の終了年月日等について通知を行います。

(対象要件等)

1 加害者が成人の場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)

2 加害者が少年の場合

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族(親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁

2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(問い合わせ先)

青森保護観察所

〒030-0861 青森市長島 1-3-25 TEL 017-776-6419

被害者専用電話 017-732-1049

法務省保護局ホームページ : <http://www.moj.go.jp/HOGO/index.html>

(21) 青森地方法務局

(組織の紹介)

青森地方法務局及びその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(専門窓口) 青森地方法務局又はその支局

受付時間：平日 8:30～17:15

TEL 0570-003-110 (みんなの人権 110 番)

インターネット人権相談受付窓口

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、24 時間 365 日相談を受け付けています。

(専門窓口)

<http://www.jinken.go.jp> (パソコン・携帯電話共通)



こどもの人権 110 番

(支援概要)

フリーダイヤルで子どもに関する人権相談に応じています。

(専門窓口) 0120-007-110

受付時間：平日 8:30～17:15

(窓口)

- ・青森地方法務局人権擁護課 TEL 017-776-9025
〒030-8511 青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎
- ・青森地方法務局むつ支局 TEL 0175-23-3202
〒035-0072 むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎
- ・青森地方法務局五所川原支局 TEL 0173-34-2330
〒037-8655 五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-10
- ・青森地方法務局弘前支局 TEL 0172-26-1150
〒036-8087 弘前市大字早稲田 3-1-1
- ・青森地方法務局八戸支局 TEL 0178-24-3351
〒039-1181 八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎
- ・青森地方法務局十和田支局 TEL 0176-23-2571
〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎

(ホームページ)

青森地方法務局 : <http://houmukyoku.moj.go.jp/aomori>

法務省人権擁護局 : <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

(22) 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

相談受付

(支援概要)

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

- ・詳細については、以下を参照。
 - ・外国人在留総合インフォメーションセンターについて
<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>
 - ・人身取引について
<http://www.immi-moj.go.jp/zinsin/index.html>

(23) 青森県立精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健の向上や精神障がい者の福祉の増進を図るため、都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、精神科デイ・ケア（ショート・ケア）に関する相談を始め、ひきこもり、依存症（アルコール、ギャンブル、薬物）思春期、認知症等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

(専門窓口)

「こころの電話」 017-787-3957 又は 017-787-3958

受付時間：平日 9:00～16:00（年末年始を除く）

※来所相談・診療は予約制。あらかじめ「こころの電話」で予約。

自助グループの紹介

(支援概要)

ひきこもりや依存症のご本人、家族を対象としたグループ支援、自助グループに関する情報や交流場所を提供しています。

(対象要件等)

自助グループによって異なります。

(専門窓口)

「こころの電話」 017-787-3957 又は 017-787-3958

「青森県ひきこもり地域支援センター相談電話」 017-787-3953

受付時間：平日 9:00～16:00（年末年始を除く）

(問い合わせ先)

青森県立精神保健福祉センター

〒038-0031 青森市三内字沢部 353-92

TEL 017-787-3951 FAX 017-787-3956

ホームページ：

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/seifuku/index.html>

(24) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。)

(連絡先) 各福祉事務所(福祉事務所一覧 P. 162)

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要)、(対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全てに生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

(25) 保健所

(組織の紹介)

地域住民の健康や衛生等を支える行政機関で、医師や薬剤師、獣医師、保健師、管理栄養士等の医療保健の専門職が配置されています。県内には圏域ごとに6つの県保健所と2つの中核市(青森市・八戸市)保健所があります。

(連絡先) 各保健所(保健所一覧 P. 160)

相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関する不安や不調等の相談に対して助言するとともに、必要に応じて保健・医療・福祉の関係機関と連携して援助します。

メールや電話相談の他、来所相談では別室で面接する等プライバシーも保護されます。また、状況に応じ、自宅を関係機関と同行訪問することも可能です。

(26) 市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

(問い合わせ先) 各市町村 (P. 165 参照)

相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(27) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する連絡調整並びに福祉サービスの提供や相談事業等を実施しています。(市町村社会福祉協議会一覧 P. 171～172)

連絡調整

行政区域を単位として福祉に関する事業者、施設、団体等との連絡調整や情報提供を行います。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

介護、子育て支援等に係る制度上のサービスや住民参画による法定外のサービスを市町村の実情に応じて提供しています。※支援に係る費用の一部負担があります。

(専門窓口) 各市町村社会福祉協議会

福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

生活上の心配ごとの相談に応じ、必要な支援につなげます。

(専門窓口) 各市町村社会福祉協議会

また、福祉サービスの苦情に関しては中立的立場から助言・あっせんを行っていません。

(専門窓口) 青森県運営適正化委員会

〒030-0822 青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 2 階
TEL 017-731-3039 受付時間：平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

日常生活自立支援事業

（支援概要）

認知症や知的障がい、精神障がい等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 原則、支援に係る費用の負担があります。

（対象要件等）

- ・ 加齢や認知症、知的障がい・精神障がい等により判断能力が低下している方（成年後見制度対象者は除く。）

（窓口）各市町村社会福祉協議会

生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障がい者世帯、又は高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

（専門窓口）各市町村社会福祉協議会

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

〒030-0822 青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 2 階

TEL 017-723-1391 FAX 017-723-1394

ホームページ：<http://aosyakyu.or.jp/>

（28）地域包括支援センター

（組織の紹介）

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように支援するための保健、医療、福祉等についての地域の相談窓口です。

（問い合わせ先）各市町村地域包括支援センター（P. 173, 174 参照）

総合相談支援業務

（支援概要）

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなど、総合的な相談・支援を行います。

権利擁護業務

（支援概要）

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護

護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(29) 医療機関（病院・診療所等）

青森県では、医療機関が持つ医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表しています。

- ・あおもり医療情報ネットワーク <https://www.qq.pref.aomori.jp/>

性犯罪被害者への対応

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

(30) 青森県公認心理師・臨床心理士協会

(組織の紹介)

公認心理師は、心理支援職の国家資格として2017年に誕生した資格です。また、臨床心理士は、民間資格ながら、1988年から心の専門家として皆様のお手伝いをし続けてまいりました。

どちらの資格も、下記のような形で心の支援に携わっております。

- ・心の問題を抱えている人及びその周囲の人に対して、改善に向けた相談、助言、援助をする。
- ・心の健康についての知識や情報の発信・提供を行う。
- ・医療・福祉・行政などと連携して問題改善に向けた支援を行う。

(窓口)

青森県公認心理師・臨床心理士協会 事務局

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目2-11 東奥日報新町ビル2F sevenC's内

FAX 017-771-4969

E-mail jimu@aomorisccp.jp ホームページ <https://aomorisccp.jp/>

(31) 公益社団法人 青森県社会福祉士会

(組織の紹介)

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- ・福祉施設（介護老人福祉施設生活相談員、障害者施設等の生活支援員、障害児施設等の児童指導員、児童養護施設の家家庭支援相談専門員等）
- ・相談支援機関（地域包括支援センター社会福祉士、居宅介護支援事業所のケアマネージャー、障害者相談支援事業所の相談支援専門員等）
- ・行政機関（自治体の福祉関係課職員、福祉事務所ケースワーカー、児童相談所児童福祉司等）
- ・医療機関（病院の医療ソーシャルワーカー）
- ・教育機関（学校のスクールソーシャルワーカー）
- ・司法機関（矯正施設の福祉専門官、地域定着支援センター職員等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法・行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。被害者支援については、自治体の総合対応窓口の担当者として配置されたりしています。

成年後見人等の養成・受任

会員を成年後見人等候補者として養成し、家庭裁判所からの推薦依頼に対して受任調整を行い、受任会員が適正に後見活動を行うようサポートしています。

(問い合わせ先)

公益社団法人 青森県社会福祉士会

〒030-0822 青森市中央 3-20-30 県民福祉プラザ 5階

TEL 017-723-2560 FAX 017-752-6877 E-mail aacsw@nifty.com

開局時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

ホームページ：<https://www.aacsw.or.jp/>

(32) 青森県精神保健福祉士協会

(組織の紹介)

「精神保健福祉士（MHSW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。精神障害者への支援のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支障を必要とする方や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える方への支援

等を行うために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関（精神科病院、精神科クリニック、等）
- ・生活支援施設（介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設）
- ・福祉行政の関連機関（保健所、都道府県・区市役所、児童相談所など）
- ・その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など）

青森県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

(問い合わせ先)

青森県精神保健福祉士協会 事務局

〒036-0321 黒石市あけぼの町 60

医療法人社団 来蘇圓会 黒石あけぼの病院デイケアという内

E-mail aomori_psw@yahoo.co.jp

ホームページ：<https://aomori-psw.com>

事務員が常駐しておりませんので、メールでお問い合わせください。

(33) 労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(専門窓口)

- ・ 青森労働基準監督署 TEL 017-715-5452
〒030-0861 青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎 8階
- ・ 弘前労働基準監督署 TEL 0172-33-6411
〒036-8172 弘前市大字南富田町 5-1
- ・ 八戸労働基準監督署 TEL 0178-46-3311
〒039-1166 八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 1階
- ・ 五所川原労働基準監督署 TEL 0173-35-2309
〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎 3階
- ・ 十和田労働基準監督署 TEL 0176-23-2780
〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3階
- ・ むつ労働基準監督署 TEL 0175-22-3136
〒035-0072 むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎 4階

(34) ハローワーク（公共職業安定所）

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(専門窓口)

- ・ハローワーク青森 TEL 017-776-1561
〒030-0822 青森市中央 2-10-10
- ・ハローワーク八戸 TEL 0178-22-8609
〒031-0071 八戸市沼館 4-7-120
- ・ハローワーク弘前 TEL 0172-38-8609
〒036-8502 弘前市大字南富田町 5-1
- ・ハローワークむつ TEL 0175-22-1331
〒035-0063 むつ市若松町 10-3
- ・ハローワーク野辺地 TEL 0175-64-8609
〒039-3128 野辺地町字昼場 12-1
- ・ハローワーク五所川原 TEL 0173-34-3171
〒037-0067 五所川原市敷島町 37-6
- ・ハローワーク三沢 TEL 0176-53-4178
〒033-0031 三沢市桜町 3-1-22
- ・ハローワーク十和田 TEL 0176-23-5361
〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 1 階
- ・ハローワーク黒石 TEL 0172-53-8609
〒036-0383 黒石市緑町 2-214

(35) 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

青森労働局、労働基準監督署庁舎内に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。

(窓口)

- ・青森労働局総合労働相談コーナー TEL 017-734-4212
〒030-8558 青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 8 階青森労働局雇用環境・均等室内
- ・青森総合労働相談コーナー TEL 017-715-5448
〒030-0861 青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎 8 階 青森労働基準監督署内
- ・弘前総合労働相談コーナー TEL 0172-33-6411

- 〒036-8172 弘前市大字南富田町 5-1 弘前労働基準監督署内
- ・八戸総合労働相談コーナー TEL 0178-46-3311
〒039-1166 八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 1 階 八戸労働基準監督署内
 - ・五所川原総合労働相談コーナー TEL 0173-35-2309
〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎 3 階 五所川原労働基準監督署内
 - ・十和田総合労働相談コーナー TEL 0176-23-2780
〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階 十和田労働基準監督署内
 - ・むつ総合労働相談コーナー TEL 0175-22-3136
〒035-0072 むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎 4 階 むつ労働基準監督署内

(36) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部

(組織の紹介)

職業能力開発に関する各種の相談・支援に加え、職業能力開発短期大学校及び職業能力開発促進センターを併設して、各種の相談業務から職業訓練業務に至るまでのワンストップサービスを実施しています。

また、青森障害者職業センターでは、障がいのある方の就職促進と職場定着に向けた相談・支援を行っています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/aomori/>

求職者支援訓練

(支援概要)

雇用保険の失業等給付を受給できない求職者の方の早期就職を支援する職業訓練を行っています。

(窓口)

求職者支援課 〒030-0822 青森市中央 3-20-2 TEL 017-777-1185

障がいの者の就職・職場定着に関する相談

(支援概要)

ハローワークや地域の関係機関と連携しながら、障がいの者の就職や職場定着、職場復帰に向けた相談・支援を行っています。

(窓口)

青森障害者職業センター 〒030-0845 青森市緑 2-17-2 TEL 017-774-7123

(37) 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

青森県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、設置、運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校があります。

職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための訓練コースなどを提供しています。

(対象要件等)

求職者等

(相談窓口等)

◇職業能力開発校（職業に必要な技能や知識の習得）

○青森県立青森高等技術専門校

〒030-0122 青森市大字野尻字今田 43-1

TEL 017-738-5727

○青森県立弘前高等技術専門校

〒036-8253 弘前市大字緑ヶ丘 1-9-1

TEL 0172-32-6805

○青森県立八戸工科学院

〒039-2246 八戸市桔梗野工業団地 2-5-30

TEL 0178-28-6811

○青森県立むつ高等技術専門校

〒035-0082 むつ市文京町 31-1

TEL 0175-24-1234

◇職業能力開発短期大学校（就職に必要な高度な技能や知識の習得）

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部

東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校（ホリテクレッジ青森）

〒037-0002 五所川原市飯詰字狐野 171-2

TEL 0173-37-3201

◇職業能力開発促進センター（職業に必要な技能や知識の習得）

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部

青森職業能力開発促進センター（ホリテクセンター青森）

〒030-0822 青森市中央 3-20-2

TEL 017-777-1234

◇障害者職業能力開発校（障がい者の就職に必要な技能や知識の習得）

○青森県立障がい者職業訓練校

〒036-8253 弘前市大字緑ヶ丘 1-9-1

TEL 0172-36-6882

◇青森県庁（県立施設で行う職業訓練についての相談）

○青森県経済産業部産業イノベーション推進課

〒030-8570 青森市長島 1-1-1

TEL 017-734-9415

(38) 配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。県の女性相談支援センターなどの施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

(連絡先)

各配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター一覧 P. 163）

相談業務等

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

カウンセリング

(支援概要)

配偶者からの暴力により精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施しています。

緊急時における安全の確保及び一時保護

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供したりするものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

配偶者からの暴力被害者支援情報（内閣府HP）

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

(39) 青森県男女共同参画センター

(組織の紹介)

男女共同参画社会の形成に向けて、男女平等意識の確立や男女の自立、女性のエンパワーメントなどを図るため、情報提供、交流、自主活動支援、相談事業等を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力被害者からの相談業務や情報提供を行っています。

相談業務

夫婦・親子の関係、人間関係や心とからだのことなど、様々な問題の相談に当たるため、相談員による電話相談、面接相談、弁護士及び臨床心理士による専門相談を実施しています。

(相談電話) 017-732-1022

○電話相談

受付時間：9：00～16：00（水曜日及び年末年始を除く。）

○面接相談（予約制）

受付時間：9：00～16：00（水曜日及び年末年始を除く。）

○専門相談（予約制）

弁護士による法律相談（月2回）

臨床心理士によるこころの相談（月1回）

男性専用相談（毎月第1金曜日）14:00～16:00

性的マイノリティ専用相談（毎月第2金曜日）14:00～16:00

(問い合わせ先)

青森県男女共同参画センター

〒030-0822 青森市中央3-17-1

TEL 017-732-1085 FAX 017-732-1073

ホームページ：<http://www.apio.pref.aomori.jp/gender/>

(40) 青森県女性相談支援センター

(組織の紹介)

女性相談支援センターは、女性の抱える様々な問題に関する相談業務、一時保護等を実施する機関です。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの役割を担うとともに、ストーカー行為等の被害者や人身取引被害者等の支援・保

護も行っています。

相談業務

(支援概要)

各般の問題を抱えた女性からの相談に応じるほか、各種援護制度の紹介、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援など、自立に向けた様々な支援を行います。

(対象者)

- ・配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・ストーカー行為等の被害を受けた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(電話相談) 017-781-2000

受付時間：平日 8:30～20:00 土日祝日 9:00～18:00

(通報専用) 0120-87-3081 (DV ホットライン)

受付時間：24 時間対応

一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の同意の上、施設入所するまでや短期間の生活指導、自立に向けての援助が有効と認められる場合等に行います。

なお、配偶者からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行います。

※一般生活にかかる費用（医療費は除く）については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要な最小限のものを給付します。）

(対象者)

「相談業務」と同じ。

(窓口)

青森県女性相談支援センター

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1

TEL 017-781-0708 FAX 017-781-2200

ホームページ：

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/jsodan/josou2.html>

(41) 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

(連絡先) 各児童相談所 (児童相談所一覧 P. 163)

相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(専門窓口) 189 (児童相談所全国共通ダイヤル)

(42) 青森県子ども家庭支援センター

(組織の紹介)

「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」を推進するため、将来の社会を担う子どもを真ん中に、子どもの権利や利益を尊重しつつ、家庭、地域、社会環境がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを支援していく社会の形成を目指すことを基本理念とし、情報提供、総合相談、調査・研究などの事業を行っています。

相談業務

子育ての悩みや子どもの問題など、子どもと家庭に関わるさまざまな相談に電話及び面接で対応しています。

(相談電話) 017-775-8080

○電話相談

受付時間：9：00～16：00 (水曜日及び年末年始を除く)

○面接相談 (予約制)

受付時間：9：00～16：00 (水曜日及び年末年始を除く)

(問い合わせ先)

青森県子ども家庭支援センター

〒030-0822 青森市中央 3-17-1

TEL 017-732-1011 FAX 017-732-1073

ホームページ：http://www.apio.pref.aomori.jp/kodomo/

(43) 児童家庭支援センター 太陽

(組織の紹介)

児童家庭支援センターは児童福祉法（第44条の2）に基づく児童福祉施設です。子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設です。また、児童相談所、児童福祉施設等、関係する機関との連絡調整も行います。

相談業務

(支援概要)

しつけや発達等子どもについての相談、育児不安等の保護者の方ご自身についての相談、DV・虐待等家族関係についての相談等、子どもと家族に関する問題にソーシャルワーカー、保育士、心理担当員等の職員が対応いたします。必要に応じて、カウンセリングや心理検査等を行います。

○電話相談 0172-33-3611

○来所相談（予約制）

受付時間：9：00～17：00（月～土）



(窓口)

児童家庭支援センター 太陽

〒036-8154 弘前市大字豊原 1-1-3

TEL 0172-33-3611 FAX 0172-36-4443

E-mail taiyou@sh-aiseien.jp

ホームページ：<https://aiseikai1902.wixsite.com/taiyo>

(44) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

○児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です

○児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所又は通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった子どもを、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口) 児童相談所 (P. 120/P. 163 参照)

(45) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地を所管する福祉事務所に対して行うことになります。

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 居住地を所管する福祉事務所 (P. 162 参照)

(46) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。(全ての市町村に設置されているわけではありません。)

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料は有料ですが、各ファミリー・サポート・センターにより異なります。

(対象要件等)

登録をした会員

(問い合わせ先) 各市町村 (P. 165 参照)

(47) 青森県教育委員会

(組織の紹介)

進路、学習、いじめ、不登校及び問題行動等、学校生活にかかわること全般及び家庭教育の不安や悩みについて、各種相談電話を設置して相談に応じています。

相談業務

○青森県教育庁学校教育課

〒030-8540 青森市長島 1-1-1

①「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310

子どものいじめ、虐待、不登校等に関する悩み相談

受付時間：夜間・祝日を問わず24時間対応しています。

○青森県総合学校教育センター

〒030-0123 青森市大矢沢字野田 80-2

②「一般教育相談」 017-728-5575

子どもの成長過程で起こるさまざまな教育上の問題に関する相談
受付時間：平日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）

○青森県総合社会教育センター

〒030-0111 青森市大字荒川字藤戸 119-7

③「すこやかほっとライン（家庭教育相談）」 017-739-0101

子育て等の悩みや家庭教育全般に関する相談

受付時間：毎週月・水・木曜日 13:00～15:00（祝日・年末年始を除く）

【メールでの相談】（24 時間受付）

<https://www.alis.pref.aomori.lg.jp/gakusyu/e-learning/kosodate-a/soudan/>

（48）学校

（組織の紹介）

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

また、スクールソーシャルワーカーによる保護者の支援・相談対応に努めます。

相談業務

（支援概要）

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーを配置し、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

また、スクールソーシャルワーカーが配置された学校においては、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、保護者の支援・相談対応を行います。

（問い合わせ先）

青森県教育庁学校教育課

〒030-8540 青森市長島 1-1-1

TEL 017-734-9897

ホームページ：

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-seisaku/main.html>

(49) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所があります。

災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害(負傷、疾病、障がい又は死亡)に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(支所)に対して行い、給付金はセンター(支所)から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

(窓口)

在籍する学校にお問い合わせください。

(50) 青森県交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

(窓口)

青森県交通事故相談所

〒030-8570 青森市長島 1-1-1 青森県庁舎北棟 1階

TEL/FAX 017-734-9235

受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～16:00（年末年始を除く）

※移動相談

相談者から希望があった場合に、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の5市（弘前市は弘前市民生活センター、他の4市は各市民相談室）で移動相談を実施しています。相談希望者は、交通事故相談所へ相談日時等の予約が必要です。

ホームページ：

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kotsu/seikatsu/koutujikosoudanzyo.html>

(51) 青森県交通安全活動推進センター（一般財団法人 青森県交通安全協会）

(組織の紹介)

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(窓口)

一般財団法人 青森県交通安全協会

〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4 青森県運転免許センター内

TEL 017-782-5012 FAX 017-782-5059

受付時間：平日 9:00～16:00（年末年始を除く）

ホームページ：<http://www.jomon.ne.jp/~ankyo/>

(52) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター青森県支部

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談を無料で行っています。

面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(窓口)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター青森県支部

〒030-0861 青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 5階

TEL 017-777-7285 FAX 017-722-3181

受付時間（事務対応時間）：平日 9:00～17:00

(53) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター仙台支部

(組織の紹介)

交通事故関係者の利益の公正な保護を図るため、交通事故に関する紛争の適正な処理と公共の福祉を目的として全国に11か所の拠点を設けて活動しています。

和解のあっ旋等

(支援概要)

交通事故(自動車事故)にあわれた方が損害賠償の問題でお困りのときに、相談担当弁護士等が中立公正な立場で、無償で相手方との和解あっ旋等を行います。当センターの弁護士費用は無料です。事前に必要書類を提出すれば初回は電話による対応も可能です。ただし、2回目以降は担当弁護士の判断でお越しいただくこともあります。ご利用の際に電話にてお問い合わせください。

(対象要件等)

- ・電話予約の際に案内します。

(専門窓口) 022-263-7231

- ・予約受付時間：月～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

9:00～17:00

- ・詳細は下記ホームページ

<https://www.jcstad.or.jp/>

(54) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【損害保険相談・紛争解決サポートセンター】

(支援概要)

損害保険に関する一般的なご相談・お困りごとに対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

(専門窓口) TEL 03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：月～金曜日(祝日・休日及び12月30日～1月4日を除く)

9:15～17:00

(55) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による自動車事故被害者の保護を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、自賠責保険金・共済金の支払に関する事項に限り、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

紛争処理

(支援概要)

自賠責保険金・共済金の支払に係る紛争について、自動車事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料（電話通話料や郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担。）です。

(対象要件等)

自動車事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人（弁護士等）

(窓口)

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

○本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階
TEL 03-6825-6022

電話受付時間：月～金（土日、祝日、12/28～1/4 は除く）
9:00～12:00／13:00～17:00

○大阪支部 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モリスコ本町ビル 2 階

※詳細については、ホームページ参照 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(56) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 青森支所

(組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- ②自損事故等により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方

- ・①と同程度の障がいを受けたと認められる方
- ・事故後 18 ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- ③平成 12 年 12 月以前に自賠責保険等において、後遺障害等級として「併合 1 級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

生活資金貸付

（支援概要）、（対象要件等）

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付

自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の子（中学校卒業まで）に対する貸付

- ・不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付

- ・保険金等立替貸付

自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

- ・保障金立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

相談業務

（支援概要）、（対象要件等）、（専門窓口）

- ・介護料受給資格を有する方を対象に介護等に関する相談に応じています。

青森支所 017-739-0551

- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。

青森支所 017-739-0551

- ・交通事故に関する各種相談窓口、N A S V A のサービスについて案内します。

N A S V A 交通事故被害者ホットライン 0570-000738

※ 受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く）

※ 通話料は負担していただきます。

(窓口)

独立行政法人 自動車事故対策機構青森支所

〒030-0843 青森市浜田字豊田 139-21 青森県交通会館 3 階

TEL 017-739-0551 FAX 017-739-0552

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

(但し、第1・第3土曜日開業、翌週月曜日休業)

ホームページ：<https://www.nasva.go.jp/index.html>

(57) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的として、自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、「交通遺児育成基金事業」、「交通遺児等支援給付事業」を行っています。

育成給付金の給付

(支援概要)

お子様が拠出した拠出金を安全・確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えて、お子様が満19歳に達するまで定期的に育成給付金の給付を行います。

※加入時の年齢により拠出金の金額は異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

(対象要件等)

交通事故により死亡された方の遺族であって、満16歳未満のお子様かつ一定額の拠出金を拠出できる方

生活資金等の給付

(支援概要)

「^{えつねん}越年資金」、「入学支度金」、「進学等支援金」、「緊急時見舞金」の給付を行います。

(対象要件等)

交通事故により保護者を亡くした義務教育終了前のお子様又は交通事故によって重度後遺障害が残った方の子弟である義務教育終了前のお子様がいる、特に生活状態が困窮しているご家庭

(窓口)

公益財団法人 交通遺児等育成基金 事務局

〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

TEL 0120-16-3611 又は 03-5212-4511

FAX 03-5212-4512

受付時間 (事務対応時間) : 平日 9:00~17:00

最寄り駅 JR・南北線・丸ノ内線 四ッ谷駅、有楽町線 麴町駅

ホームページ : <https://www.kotsuiji.or.jp/>

(58) 公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいがある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与 (一部給付あり) します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時 25 歳までの方)

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

(窓口)

公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階

TEL 03-3556-0771 (代表) FAX 03-3556-0775

最寄り駅 地下鉄永田町駅 4 番出口 (半蔵門線・有楽町線・南北線)

ホームページ : <https://www.kotsuiji.com/>

(59) 違法・有害情報相談センター

(組織の紹介)

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口です。

インターネット上の誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害、著作権侵害などに関する書き込みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについてご案内します。

(窓口) 専用の入力フォームから相談を受け付けています。

違法・有害情報相談センター <https://ihaho.jp/>

(再掲) 青森地方法務局 (人権相談)

→P. 104 参照

(60) 誹謗中傷ホットライン

(組織の紹介)

インターネット企業有志によって運営される一般社団法人セーファーインターネット協会 (SIA) が運営しています。インターネット上の誹謗中傷に対して、一定の基準に該当すると判断されるものについては、掲載されているサイトに利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。

(窓口) 専用の入力フォームから相談を受け付けています。

誹謗中傷ホットライン <https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

(61) 公益財団法人 青森県暴力追放県民センター

(組織の紹介)

青森県公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益法人であり、県民の暴力追放意識と暴力追放運動の高揚を図るとともに、暴力団の存在を許さない社会基盤を確立するなどして、暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的として設立された団体です。

暴力相談事業

(支援概要)

暴力団が不当に介入した交通事故等の示談、暴力団が絡んだ不当な債権取り立て、暴力団からの寄附金や賛助金の要求、その他暴力団による不当な要求等の相談受理及びアドバイスをを行っています。

(専門窓口) TEL 017-723-8930

暴力団被害者に対する見舞金の支給

(支援概要)

暴力団から暴行を受けて怪我をされた方や物的損害を受けた方に対し、見舞金を支給しています。

(専門窓口) TEL 017-723-8930

訴訟費用及び損害修復費用の貸付

(支援概要)

暴力団を相手とする民事訴訟費用、暴力団からの被害に係る治療費用、物的被害の修復費用等は無利子で貸し付けしています。

(専門窓口) TEL 017-723-8930

(窓口)

公益財団法人 青森県暴力追放県民センター

〒030-0801 青森市新町 2-2-7 青森みちのく銀行新町ビル 4階

TEL 017-723-8930 FAX 017-723-8931

(62) 認定NPO法人 あおもりいのちの電話

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

(支援概要)

さまざまな問題をかかえて孤立と不安に苦しみ、ひとりで悩み、生きる力を失いかけている人の相談に応じます。

(電話番号)

あおもりいのちの電話 0172-33-7830 (毎日 12:00～21:00)

メール相談 ホームページから入室

「いのちの電話」ナビダイヤル 0570-783-556 (毎日 10:00～22:00)

県民フリーダイヤル 0120-063-556 (毎月1日と15日、12:00～21:00)

自殺予防フリーダイヤル 0120-783-556 (毎月10日 8:00～翌日8:00)

(窓口)

認定NPO法人 あおもりいのちの電話

<https://inochi-a.net>

5. ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った職員が相談に応じます。

(連絡先)

(公社)あおもり被害者支援センター (P. 83)、法テラス青森(P. 81)、警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)、青森県 (P. 61)、市町村 (P. 165)、あおもり性暴力被害者支援センター (P. 87)

(2) 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

犯罪被害による心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った職員が対応します。

(連絡先)

青森県立精神保健福祉センター (P. 106)、警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)、市町村保健センター (P. 108/ P. 165)、保健所 (P. 107/P. 162)、(公社)あおもり被害者支援センター (P. 83)、あおもり性暴力被害者支援センター (P. 87)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

(公社)あおもり被害者支援センター (P. 83)、被害者団体(P. 85)、青森県立精神保健福祉センター (P. 106)

(3) 生活上の問題

① 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P. 114)、青森県弁護士会(P. 96)

★労働争議の調整(青森県労働委員会のみ)及び個別労働関係紛争の解決(総合労働相談コーナー及び青森県労働委員会)

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P. 114)

働かなければならないが、就職先がみつからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(P. 113)、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(P. 115)、青森県(P. 116)

★ハロートレーニング(公的職業訓練)

就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(P. 113)、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(P. 115)、青森県(P. 116)

★ひとり親家庭等就業・自立支援事業(P. 67)

ひとり親家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

青森市在住者 : 青森市子育て支援課 TEL 017-734-5334

八戸市在住者 : 八戸市こども家庭相談室 TEL 0178-38-0703

青森市以外在住者 : (公財)青森県母子寡婦福祉連合会 TEL 017-735-4152

★母子・父子自立支援プログラム策定事業(P. 67)

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先) 福祉事務所一覧 P. 162 参照

青森市、弘前市、八戸市、三沢市在住者：各市の福祉事務所
町村在住者：県福祉事務所

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金(P. 66)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の経済的に効果的な資格を取得するため、法令の定めにより6ヶ月以上のカリキュラムを修業することが必要とされている養成機関で修業する場合に、修学する全期間(上限4年間)について、毎月給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。

(連絡先) 福祉事務所一覧 P. 162 参照

市在住者：各市の福祉事務所(八戸市はこども家庭相談室)

町村在住者：県福祉事務所

★自立支援教育訓練給付金事業(P. 67)

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先) 福祉事務所一覧 P. 162 参照

市在住者：各市の福祉事務所

町村在住者：県福祉事務所

働きたいが、子どもの世話がある

→P. 142 参照

② 不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★公営住宅への一時入居

犯罪等の被害により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方や単身者については、原則として1年を超えない期間で、公営住宅を使用できます。

(連絡先)

市町村(P. 165~170)

★被害直後における一時避難場所の確保

殺人、重傷となった傷害、性犯罪等の身体犯等の被害を受けた直後又は間がないなど、一時避難を必要とする被害者等が、家族や知人・友人などの一時避難場所を確保できない場合において、ホテル等の食事代を含まない宿泊費を公費で負担します。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係(P. 75/P. 160)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居

犯罪等の被害により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅の公募時に優先入居枠があります。

(連絡先)

青森県 (P. 61)、市町村 (P. 165～170)

③ 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、給付金を支給します。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)

★犯罪被害者等見舞金等

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者に対し、被害に遭ったことで生じる経済的負担の軽減を図るため、見舞金等を支給します。

(連絡先) 県 (P. 61)、市町村 (P. 165～170)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署 (P. 113)

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先)

在籍する学校・(独)日本スポーツ振興センター (P. 125)

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会青森支部(P. 164)、健康保険組合(組合健保)、市町村(国民健康保険)(P. 165~170)、各種共済保険(共済組合)、青森県後期高齢者医療広域連合、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付(立替)制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。

(連絡先)

事業主、全国健康保険協会青森支部(P. 164)、健康保険組合(組合健保)、市町村(国民健康保険)(P. 165~170)、各種共済保険(共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

★医療費控除

本人又は扶養親族等のために支払った年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分について所得控除が受けられます。

(連絡先)

税務署(P. 164)

★自立支援医療制度(P. 65)

精神通院医療(精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者)、育成医療(身体に障がいをもつ児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満))、更生医療(身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいをもつ児童を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上))があり、医療費が原則1割負担(自己負担上限あり)になります。

(連絡先)

市町村(P. 165~170)、保健所(P. 107/P. 162)、通院している医療機関

★子ども医療費助成(P. 65)

児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先)

市町村(P. 165~170)

★ひとり親家庭等医療費助成(P. 65)

母子・父子家庭等に対して、保険診療分の自己負担額を助成します。

(連絡先)

市町村(P. 165~170)

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度(P. 109)

生活や就業時に必要な資金（生活福祉資金）を低利又は無利子で貸し付けます。
総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

（連絡先）

社会福祉協議会（P. 171～172）

★児童扶養手当（P. 68）

ひとり親家庭等で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（20歳未満で政令で定める程度の障がいをもつ児童を含む。）を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、又は養育する者に対し、手当を支給します。

（連絡先）

市町村（P. 165～170）

★母子父子寡婦福祉資金貸付金（P. 66）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、その扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、生活に必要な資金などの貸付けを行います。

（連絡先）

福祉事務所（P. 162）

★ひとり親・寡婦控除

納税者自身が所得税法上のひとり親又は寡婦に該当する場合に、その態様に応じて、一定額の所得控除が受けられます。

（連絡先）

税務署（P. 164）

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費（P. 69）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、医療費、学用品費等を就学援助費として支給します。

（連絡先）

市町村（P. 165～170）

★保育料減免（P. 69）

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

（連絡先）

市町村（P. 165～170）

★高等学校等就学支援金

世帯収入に関わらず高等学校等に通う生徒を対象に、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給します。

（連絡先）

各高等学校

★高校生等奨学のための給付金

一定の要件※を満たす高校生等の保護者等に対して、教科書費や教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金を給付します。

※一定の要件

- ・生活保護（生業扶助）受給世帯
- ・低・中所得（年収 490 万円程度まで）世帯

（連絡先）

各高等学校

④ 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたりしたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

（連絡先）

児童相談所（P. 163）、青森県教育委員会（P. 123）、青森県子ども家庭支援センター（P. 120）、児童家庭支援センター太陽（P. 121）、市町村（P. 165～170）

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

（連絡先）

ファミリー・サポート・センター（P. 123）

子どもを預けたい

★一時預かり事業（P. 69）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園等へ一時的に預けることができます。

（連絡先）

市町村（P. 165～170）

★トワイライトステイ、ショートステイなど（P. 70）

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かったりします。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先)

市町村 (P. 165～170)、児童相談所 (P. 163)

⑤ 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えてください

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

市町村(福祉事務所) (P. 165～170/P. 162)、地域包括支援センター(P. 109/ P. 173～174)、社会福祉協議会(P. 108/P. 171～172)

⑥ 報道やインターネットサイトに関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

警察本部犯罪被害者支援室、各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 75/P. 160)、青森県弁護士会 (P. 96)、法テラス青森(P. 81)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」(連絡先: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220) に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

青森県弁護士会 (P. 96)、法テラス青森(P. 81)

インターネット上で誹謗中傷を受けている

自分や家族の個人情報や写真が無断で掲載されている

●不適切な書き込みの削除依頼

不適切な書き込みが掲載されているインターネットサイトの管理者に情報の削除を求めます。

管理者と連絡が取れない場合、又は管理者が対応しない場合には、インターネットサイトがアップロードされているサーバを管理するプロバイダ(通信事業者)に削除を依頼します。

なお、身の危険を感じるような書き込みを発見した場合は、速やかに最寄りの警察署 (P. 160)、警察安全相談室 (P. 75) に連絡してください。

(連絡先)

違法・有害情報相談センター (P. 133)、人権相談 (P. 104)、誹謗中傷ホットライン (P. 133)

インターネット上で誹謗中傷した相手に損害賠償請求等をしたい

→P. 148 参照

(4) 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★警察官による被害者訪問・連絡活動

担当者が犯罪被害者等の居住地を訪問し、被害の回復や被害の拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先)

各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 160)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、各種対策を行います。

(連絡先)

各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 160)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定などを通知します。

(連絡先)

検察庁 (P. 95)

加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先)

各警察署の犯罪被害者支援係 (P. 160)、第二管区海上保安本部 (P. 78)

★被害者等通知制度

刑事事件の処分結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年保護事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

検察庁 (P. 95)、矯正管区 (P. 98)、少年院 (P. 99)、少年鑑別所 (P. 100)、地方更生保護委員会 (P. 101)、保護観察所 (P. 102)

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 95)、法テラス青森(P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

(連絡先)

検察庁 (P. 95)、法テラス青森(P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P. 144 参照

(連絡先)

裁判所 (P. 161)、検察庁 (P. 95)、法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P. 144 参照

(連絡先)

家庭裁判所 (P. 90)、法テラス青森(P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

→P. 147 参照

(連絡先)

検察庁 (P. 95)、(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 90)、法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 148 参照

(連絡先)

検察庁 (P. 95)、法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先)

刑事施設 (P. 98)

★意見等聴取制度

地方更生保護委員会に対して、加害者の刑務所からの仮釈放や少年院からの仮退院等に関する意見や、被害に関する心情等を述べるすることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会 (P. 101)、保護観察所 (P. 102)

★心情等聴取・伝達制度

刑事施設又は少年院を通して、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、刑事施設で受刑中又は少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見を、受刑又は在院中の加害者に伝えることができます。

(連絡先)

矯正管区 (P. 98)、刑事施設 (P. 98)、少年院 (P. 99)、少年鑑別所 (P. 100)

被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を保護観察所がお聴きし、さらに、ご希望がある場合はこれを保護観察中の加害者に伝えることができます。

(連絡先)

保護観察所 (P. 102)

(5) 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス青森 (相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、無料法律相談 (予約制) を行っています。) (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)、検察庁 (P. 95)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス青森 (P. 81)

警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

(公社)あおもり被害者支援センター (P. 83)、検察庁 (法廷のみ) (P. 95)、法テラ

ス青森(P.81)、青森県弁護士会 (P.96)、(少年事件につき) 家庭裁判所(P.90) 、
あおもり性暴力被害者支援センター (P.87)

事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度 →P.144 参照

(連絡先)

各警察署の犯罪被害者支援係 (P.160)

★被害者等通知制度 →P.144 参照

(連絡先)

検察庁 (P.95)、矯正管区(P.98)、少年院(P.99)、少年鑑別所(P.100)、地方更生
保護委員会(P.101)、保護観察所(P.102)

★公判記録 (起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年保護事件
の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件につい
ても同様の制度があります。

(連絡先)

地方裁判所・簡易裁判所(P.88)、検察庁 (P.95)、(少年事件につき) 家庭裁判所
(P.90)、法テラス青森(P.81)、青森県弁護士会 (P.96)

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P.90)、法テラス青森(P.81)、青森県弁護士会 (P.96)

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受ける
ことができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P.90)、法テラス青森(P.81)、青森県弁護士会 (P.96)

★審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先)

家庭裁判所(P.90)

刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事
件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を
述べるすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 95)、(少年事件につき) 家庭裁判所 (P. 90)、法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

★刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P. 95)、法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

青森県弁護士会 (P. 96)、法テラス青森 (P. 81)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士 (被害者参加弁護士) を選定することを、(法テラスを経由し) 裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

法テラス青森 (P. 81)、市町村 (P. 165~170)、青森県弁護士会 (P. 96)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託したりする費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立

てをすることができます。

(連絡先)

地方裁判所 (P. 88)、法テラス青森 (P. 81)、青森県弁護士会 (P. 96)

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先)

検察庁 (P. 95)

6. 資料

「犯罪被害申告票」書式(モデル案)

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概 要	被害 発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害当事者との 関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

要 望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

※ 「犯罪被害者申告票」は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行する。

相談受理票(兼 情報提供票)

		受理機関名				
		受理者職氏名				
受理日等	年 月 日() : ~ :			<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> FAX		
相談者	フリガナ 氏名:	生年月日	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他		
	住所:	電話	FAX			
		メール				
	職業等:	確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他()			
<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 関係機関(名称: 職名等:) <input type="checkbox"/> 不明						
被害者	フリガナ 氏名:	生年月日	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他		
	住所:	電話	FAX			
		メール				
職業等:						
その他の情報	(家族構成・制度利用状況等)					
被害状況	種別	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 強盗致死傷 <input type="checkbox"/> 逮捕・監禁 <input type="checkbox"/> 略取・誘拐 <input type="checkbox"/> DV・ストーカー <input type="checkbox"/> 傷害致死 <input type="checkbox"/> 傷害(全治 月) <input type="checkbox"/> 性暴力() <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> 財産犯罪 <input type="checkbox"/> 交通犯罪() <input type="checkbox"/> その他()				
	発生日	年 月 日	発生場所			
	被害届	<input type="checkbox"/> 提出済み(受理警察署: 受理番号: 提出日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未提出 <input type="checkbox"/> 不明				
	加害者	<input type="checkbox"/> 特定(氏名: 関係性: <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 非特定				
	刑事手続	逮捕: <input type="checkbox"/> 済(年 月 日) <input type="checkbox"/> 未 送致: <input type="checkbox"/> 済(年 月 日) <input type="checkbox"/> 未 起訴: <input type="checkbox"/> 済(年 月 日) <input type="checkbox"/> 未 その他()				
	被害の概況					
	心身の状態	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止 後遺症: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (具体的状態)				

(裏面)

相談内容	
これまでに受けた支援	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 警察被害者支援室の支援員() <input type="checkbox"/> 警察部内カウンセラー() <input type="checkbox"/> 警察の公費負担制度() <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 民間被害者支援団体による支援() <input type="checkbox"/> 県の支援制度() <input type="checkbox"/> 市町村の支援制度() <input type="checkbox"/> 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター() <input type="checkbox"/> 法テラス() <input type="checkbox"/> その他() (特記事項)
求めている支援	<input type="checkbox"/> 安全の確保() <input type="checkbox"/> マスコミ等個人情報保護() <input type="checkbox"/> 住居() <input type="checkbox"/> 心身の健康() <input type="checkbox"/> 後遺症() <input type="checkbox"/> 仕事・雇用・学校() <input type="checkbox"/> 家事・育児・介護() <input type="checkbox"/> 家族と家族関係() <input type="checkbox"/> 経済的支援() <input type="checkbox"/> 医療費・保険・年金() <input type="checkbox"/> 刑事手続() <input type="checkbox"/> 民事・損害賠償() <input type="checkbox"/> 刑事裁判() <input type="checkbox"/> その他() (特記事項) 【情報伝達・共有の必要性】 コーディネーター: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 他機関等紹介等: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 自機関内の他部署等: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (特記事項) 【自由記載欄】
結果	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 傾聴・情報収集・助言等 <input type="checkbox"/> 電話・面談等の予約(内容: 年 月 日 :) <input type="checkbox"/> 自機関の支援制度調整・利用(内容: 担当:) <input type="checkbox"/> 情報提供(内容: 担当:) <input type="checkbox"/> 紹介・引継ぎ(年 月 日 紹介先機関: 担当:) <input type="checkbox"/> 他機関等との連絡調整(年 月 日 連絡先: 担当:) <input type="checkbox"/> その他()
相談経路	直接相談 <input type="checkbox"/> 広報媒体() <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> その他() 関係機関等から紹介 <input type="checkbox"/> 警察() <input type="checkbox"/> 地方公共団体() <input type="checkbox"/> 民間支援団体() <input type="checkbox"/> その他関係機関等() その他 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 再相談
備考	

個人情報提供同意書

私は、() が受けた犯罪被害に関し、青森県、青森県警察、公益社団法人あおもり被害者支援センター、関係市町村その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等による支援を受けるに当たり、

- 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
- 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
- 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（相談でお伺いしたこと）を、

- 青森県交通・地域社会部地域生活文化課
- 青森県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室
- 公益社団法人あおもり被害者支援センター（犯罪被害者等支援コーディネーター）
- 市●●課
-

へ提供することに同意します。

年 月 日

住 所 （〒 - ）

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います

氏 名

<電話による確認の場合>

() に対し、上記のとおり個人情報の提供に関する説明を行い、関係機関・団体等への情報提供の同意を得た。

年 月 日 担当者：所属()

氏名()

**犯罪被害者等支援調整会議開催申出書
兼 個人情報提供同意書**

私は、青森県犯罪被害者等支援調整会議に関する説明を受け、() が受けた犯罪被害に関し、当該会議を開催し、支援内容の協議を行うことに同意します。

また、協議を行うに当たり、

- 被害者及び家族等の氏名、住所、生年月日、連絡先
 被害状況（発生日時・場所、被害の罪種、取扱い警察署等）
 希望する支援制度・サービス

等の支援を受けるに当たって必要な情報（犯罪被害者等支援コーディネーターに相談した内容）を、

青森県犯罪被害者等支援調整会議に参加する機関・団体等

- 青森県の関係課（係）
 青森県警察本部の関係課（署）
 公益社団法人あおもり被害者支援センター
 ●●市の関係課（係）
 その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等
 ()

で共有することについて同意します。

年 月 日

住 所 (〒 -)

連絡先

氏 名

※未成年の場合、保護者又は代理人の方も記名願います

氏 名

<電話による確認の場合>

() に対し、青森県犯罪被害者等支援調整会議の開催に関する説明を行い、上記のとおり開催に当たっての参加機関・団体等との情報の共有及び支援内容の協議についての同意を得た。

年 月 日 担当者：所属()

氏名()

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式(モデル案)

受理年月日	年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄 ()) <input type="checkbox"/> その他()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	年 月 日
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

【参考文献等】

(書籍)

「心的トラウマの理解とケア 第2版」金 吉晴

「犯罪被害者の心理と支援」長井 進

「犯罪被害者のメンタルヘルス」小西 聖子

「被害者支援ボランティアのための研修マニュアル」全国被害者支援ネットワーク

「2008 社会福祉の手引」東京都

「配偶者からの暴力 相談の手引」男女共同参画局

「犯罪被害者支援ガイドブック」警視庁

「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き（地方における途切れない支援の提供体制の強化）」警察庁

「犯罪被害者支援ハンドブック～犯罪被害者の援助のために～」京都府犯罪被害者支援連絡協議会

「犯罪被害者支援のために 被害者支援ハンドブック」NPO 法人被害者こころのセンターえひめ、愛媛県警察本部警務部警務課犯罪被害者対策室

「犯罪被害者等支援の手引き」東京都

「犯罪の被害に遭われた方への被害者等支援マニュアル」千葉県

「被害者支援ガイドブック」大阪府被害者支援会議

「被害者支援ハンドブック」茨城県警察

「被害者支援ハンドブック～犯罪被害者の支援のために～」山口県被害支援連絡協議会

「奈良県犯罪被害者等支援ハンドブック」奈良県

「犯罪被害者支援ハンドブックあいち」愛知県・愛知県被害者支援連絡協議会

「犯罪被害者等に関する国民意識調査報告書」内閣府

「犯罪被害類型別調査結果報告書」警察庁

「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引ー精神保健福祉センター・保健所等における支援ー」地域精神保健福祉機関における犯罪被害者支援 研究班 分担研究者 山下 俊幸

(ホームページ)

「日本家族計画協会ホームページ」 日本家族計画協会

<http://www.jfpa.or.jp/>

「日本弁護士連合会ホームページ」 日本弁護士会

<http://www.nichibenren.or.jp/>

「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」 国立精神・神経センター精神保健研究所

<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>

「犯罪被害者等施策ホームページ」 警察庁

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>

「インターネット上の誹謗中傷への対策」総務省

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.ht

【用語等索引】

<ア行>

意見陳述・・・9, 10, 89, 90, 94, 145, 146, 147
意見等聴取制度・・・101, 145
遺族基礎年金・・・17, 63
遺族厚生（共済）年金・・・17
一時預かり・・・69, 142
一時保護・・・27, 31, 61, 117, 118, 119, 120
医療費控除・・・140
うつ病・・・4, 19, 23, 65

<カ行>

カウンセリング・・・73, 74, 75, 76, 77, 82,
86, 117, 121, 124
確定記録の閲覧・・・93, 144
寡婦控除・・・141
機関内ワンストップサービス
・・・34, 47, 48, 53, 54
求職者支援訓練・・・115
緊急避妊・・・24, 73, 74, 86
禁止命令・・・28, 77
警告・・・28, 77
刑事裁判への参加・・・80, 89, 93, 94, 145, 148
刑事和解・・・89
検視・・・16
権利擁護業務・・・110
公営住宅への一時入居・・・138
公営住宅への優先入居・・・61, 139
高等職業訓練促進給付金等事業・・・66
高額療養費・・・66, 139, 140
公判記録の閲覧・コピー・・・95, 145, 147
子ども医療費助成・・・65, 140

<サ行>

災害共済給付・・・125, 139

再被害防止・・・27, 28, 29, 32, 75, 93, 144
事件記録の閲覧・コピー・・・88, 90, 92
自助グループ・・・82, 106, 136
児童手当・・・68
児童扶養手当・・・66, 68, 141
司法解剖・・・16, 74, 78
死亡診断書（死体検案書）・・・16
住民票の写しの交付等の制限
・・・27, 29, 32, 70
障害基礎年金・・・20, 64
障害厚生（共済）年金・・・17, 20
障害児福祉手当・・・20, 68
障害者控除・・・20
奨学金・・・17, 22, 84, 132
証言・・・7, 25, 89, 146
職業訓練・・・115, 116, 137
ショートステイ・・・69, 142
自立支援医療制度・・・65, 140
自立支援教育訓練給付金事業・・・67, 138
心情等聴取・伝達制度・・・98, 99, 100, 102, 146
身体障害者手帳・・・19, 64, 65, 140
診断書・・・16, 19, 21, 24, 26, 65, 73, 78
審判結果の通知・・・91, 145, 147
審判状況の説明・・・91, 145, 147
スクールカウンセラー・・・124
スクールソーシャルワーカー・・・124
生活福祉資金・・・109, 140
生活保護制度・・・107
性感染症検査・・・24, 74
精神障害者保健福祉手帳・・・65
政府保障事業・・・21
成年後見人・・・110
接近禁止命令・・・27
相談受理票・・・36, 43, 44, 151
損害賠償・・・5, 7, 8, 21, 22, 73, 77, 89, 93, 95, 97,
126～130, 144, 148

損害保険相談・紛争解決
サポートセンター・・・128

<タ行>

退去命令・・・27
多機関ワンストップサービス
・・・34～37, 39～43, 45, 46, 53, 54
直接的支援・・・82
付添い・・・24, 25, 40, 73, 78, 82, 86, 92, 146
電話等禁止命令・・・27
同意書・・・42, 153, 154
特別児童扶養手当・・・20, 68
特別障害者手当・・・19, 64
トワイライトステイ・・・70, 142

<ナ行>

二次被害・・・5
日常生活自立支援事業・・・109
日弁連委託援助・・・81, 146, 148

<ハ行>

パニック障害・・・4, 23
犯罪被害申告票・・・12, 150
犯罪被害給付制度・・・72, 139
犯罪被害者等給付金・・・17, 19
犯罪被害者等法律援助・・・80, 81
犯罪被害者等見舞金・・・17, 63, 139
被害回復給付金支給制度・・・95, 149
被害者参加・・・8, 9, 80, 89, 93, 94, 145, 148
被害者支援員・・・25, 89, 92

被害者等通知制度
・・・92, 98～102, 144, 147

被害者等の一時避難に要する経費の
公費負担・・・74

被害者連絡制度・・・72, 77, 144, 147

被害少年・・・76

ひとり親家庭等医療費助成・・・65, 140

ひとり親家庭等就業・自立支援事業
・・・67, 137

誹謗中傷・・・6, 133, 143, 144

P T S D・・・4, 19, 23, 30, 73

不起訴記録の閲覧・・・93, 145

福祉サービス・・・108, 109

保育料減免・・・69, 141

傍聴・・・7, 9, 10, 88, 89, 91, 92, 145, 147

防犯機材・・・29

保護命令・・・27, 61, 76, 117, 119

母子父子寡婦福祉資金貸付金・・・66, 141

母子・父子自立支援プログラム策定事業
・・・67, 137

<マ行>

民事法律扶助・・・79, 146, 148

無言電話や執拗な電話の対応・・・29

<ヤ行>

要保護及び準要保護児童生徒援助費・・・69, 141

<ラ行>

労働争議・・・137

7. 関係機関・団体一覧

(1) 犯罪被害者支援の主な相談窓口一覧

相談内容	機関・団体名	電話番号	掲載頁
犯罪被害者等の全般的な相談及び具体的な相談窓口の紹介等	青森県交通・地域社会部 地域生活文化課	017-734-9232	P. 61
犯罪被害者や家族、遺族の方からの各種相談	警察本部 犯罪被害者支援室 県内の各警察署	017-723-4211 (警察本部代表電話) 各警察署の代表電話	P. 75 P. 160
被害相談、事件に関する問い合わせ	青森地方検察庁 被害者ホットライン	017-722-1234	P. 95
相談窓口や法制度のご案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、経済的に余裕のない方への弁護士費用等に関する援助	日本司法支援センター 青森地方事務所（法テラス青森）	0570-078387	P. 81
殺人、傷害、交通事故、DV、ストーカーなど身体犯の被害についての相談及び直接支援について	公益社団法人 あおもり被害者支援センター	017-721-0783	P. 83
男女を問わず、レイプや不同意わいせつなど、性暴力・性犯罪被害者等からの相談を受け、支援をコーディネート	あおもり性暴力被害者支援センター	りんごの花ホットライン 017-777-8349	P. 87

(2) 警察署一覧

警察署名	所在地	電話番号	管轄区域	備考
青森警察署	〒030-0803 青森市安方 2-15-9	017-723-0110	青森市（青森市浪岡の区域を除く）、平内町	
八戸警察署	〒031-0072 八戸市城下 1-16-25	0178-43-4141	八戸市、階上町	
弘前警察署	〒036-8057 弘前市大字八幡町 3-3-2	0172-32-0111	弘前市、藤崎町、板柳町、西目屋村	
五所川原警察署	〒037-0046 五所川原市字栄町 6-1	0173-35-2141	五所川原市、鶴田町、中泊町	
黒石警察署	〒036-0541 黒石市北美町 2-47-1	0172-52-2311	黒石市、平川市、大鱈町、田舎館村	
十和田警察署	〒034-0038 十和田市西六番町 1-41	0176-23-3195	十和田市、六戸町	
三沢警察署	〒033-0012 三沢市平畑 1-1-38	0176-53-3145	三沢市、おいらせ町、六戸町の一部	
むつ警察署	〒035-0073 むつ市中央 1-19-1	0175-22-1321	むつ市、東通村	
野辺地警察署	〒039-3163 野辺地町字新町裏 1-1	0175-64-2121	野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東北町の一部	
つがる警察署	〒038-3142 つがる市木造赤根 1-4	0173-42-3150	つがる市	
三戸警察署	〒039-0141 三戸町大字川守田関根 4-3	0179-22-1135	三戸町、田子町、南部町	
鱒ヶ沢警察署	〒038-2753 鱒ヶ沢町大字本町 207	0173-72-2151	鱒ヶ沢町、深浦町	
七戸警察署	〒039-2502 七戸町字大沢 57-49	0176-62-3101	七戸町、東北町	
青森南警察署	〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	青森市のうち青森市浪岡の区域	
外ヶ浜警察署	〒030-1302 外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢 3	0174-22-2211	外ヶ浜町、今別町、蓬田村	
五戸警察署	〒039-1518 五戸町字下モ沢向 13-6	0178-62-3241	五戸町、新郷村	
大間警察署	〒039-4601 大間町大字大間字大間平 20-91	0175-37-2211	大間町、佐井村、風間浦村	

(3) 検察庁一覧

検察庁名	郵便番号	所在地	電話番号
青森地方検察庁 ※被害者ホットライン	030-8545	青森市長島 1-3-25	017-722-5211 017-722-1234
〃 弘前支部	036-8207	弘前市大字上白銀町 5-6	0172-32-3434
〃 八戸支部	039-1166	八戸市根城 9-13-9	0178-43-8308
〃 五所川原支部	037-0004	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-5	0173-34-2325
〃 十和田支部	034-0082	十和田市西二番町 14-12	0176-23-2362
青森区検察庁	030-8545	青森市長島 1-3-25 青森地検内	017-722-5211
むつ区検察庁	030-8545	青森市長島 1-3-25 青森地検内	017-722-5211
野辺地区検察庁	030-8545	青森市長島 1-3-25 青森地検内	017-722-5211
弘前区検察庁	036-8207	弘前市大字上白銀町 5-6 弘前支部内	0172-32-3434
八戸区検察庁	039-1166	八戸市根城 9-13-9 八戸支部内	0178-43-8308
五所川原区検察庁	037-0004	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原支部内	0173-34-2325
鱒ヶ沢区検察庁	037-0004	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原支部内	0173-34-2325
十和田区検察庁	034-0082	十和田市西二番町 14-12 十和田支部内	0176-23-2362

(4) 裁判所一覧

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号
青森地方裁判所	030-8522	青森市長島 1-3-26	017-722-5351
〃 弘前支部	036-8356	弘前市大字下白銀町 7	0172-32-4321
〃 八戸支部	039-1166	八戸市根城 9-13-6	0178-22-3104
〃 五所川原支部	037-0044	五所川原市字元町 54	0173-34-2927
〃 十和田支部	034-0082	十和田市西二番町 14-8	0176-23-2368
青森家庭裁判所	030-8523	青森市長島 1-3-26	017-722-5351
〃 弘前支部	036-8356	弘前市大字下白銀町 7	0172-32-4321
〃 八戸支部	039-1166	八戸市根城 9-13-6	0178-22-3104
〃 五所川原支部	037-0044	五所川原市字元町 54	0173-34-2927
〃 十和田支部	034-0082	十和田市西二番町 14-8	0176-23-2368
〃 むつ出張所	035-0073	むつ市中央 1-1-5	0175-22-2712
〃 野辺地出張所	039-3131	野辺地町字野辺地 419	0175-64-3279
青森簡易裁判所	030-8524	青森市長島 1-3-26	017-722-5351
弘前簡易裁判所	036-8356	弘前市大字下白銀町 7	0172-32-4321
八戸簡易裁判所	039-1166	八戸市根城 9-13-6	0178-22-3104
五所川原簡易裁判所	037-0044	五所川原市字元町 54	0173-34-2927
十和田簡易裁判所	034-0082	十和田市西二番町 14-8	0176-23-2368
むつ簡易裁判所	035-0073	むつ市中央 1-1-5	0175-22-2712
野辺地簡易裁判所	039-3131	野辺地町字野辺地 419	0175-64-3279
鱒ヶ沢簡易裁判所	038-2754	鱒ヶ沢町大字米町 38	0173-72-2012

(5) 福祉事務所一覧

福祉事務所名		郵便番号	所在地	電話番号
青森県	中央福祉事務所	030-0861	青森市長島 2-10-3	017-734-9950
	中南福祉事務所	036-8356	弘前市大字下白銀町 14-2	0172-35-1622
	三戸福祉事務所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-4435
	西北福祉事務所	037-0046	五所川原市栄町 10	0173-35-2156
	上北福祉事務所	039-2594	七戸町字蛇坂 55-1	0176-62-2145
	下北福祉事務所	035-0073	むつ市中央 1-3-33	0175-22-2296
青森市福祉事務所		030-0801	青森市新町 1-3-7	017-734-1111
弘前市福祉事務所		036-8551	弘前市大字上白銀町 1-1	0172-35-1111
八戸市福祉事務所		031-8686	八戸市内丸 1-1-1	0178-43-2111
(八戸市子ども家庭相談室)		031-0011	八戸市田向 3-6-1 八戸市総合保健センター内	0178-38-0703
黒石市福祉事務所		036-0396	黒石市市ノ町 2-1	0172-52-2111
五所川原市福祉事務所		037-8686	五所川原市布屋町 41-1	0173-35-2111
十和田市福祉事務所		034-8615	十和田市西十二番町 6-1	0176-23-5111
三沢市福祉事務所		033-0011	三沢市幸町 3-11-5 三沢市総合社会福祉センター内	0176-51-8770
むつ市福祉事務所		035-8686	むつ市中央 1-8-1	0175-22-1111
つがる市福祉事務所		038-3192	つがる市木造若緑 61-1	0173-42-2111
平川市福祉事務所		036-0104	平川市柏木町藤山 25-6	0172-44-1111

(6) 保健所一覧

保健所名		郵便番号	所在地	電話番号
青森県	東津軽保健所	030-0113	青森市第二間屋町 4-11-6	017-739-5421
	中南保健所	036-8356	弘前市大字下白銀町 14-2	0172-33-8521
	三戸保健所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-5111
	西北保健所	037-0056	五所川原市字末広町 14	0173-34-2108
	上北保健所	034-0082	十和田市西二番町 10-15	0176-23-4261
	下北保健所	035-0073	むつ市中央 1-3-33	0175-31-1388
青森市保健所		030-0962	青森市佃 2-19-13	017-743-6111
八戸市保健所		031-0011	八戸市田向 3-6-1 八戸市総合保健センター内	0178-38-0713

(7) 児童相談所一覧

児童相談所名	郵便番号	所在地	電話番号
中央児童相談所	038-0003	青森市石江字江渡 5-1	017-781-9744
中南児童相談所	036-8356	弘前市大字下白銀町 14-2	0172-36-7474
三八児童相談所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-2271
西北児童相談所	037-0046	五所川原市栄町 10	0173-38-1555
上北児童相談所	039-2594	七戸町字蛇坂 55-1	0176-60-8086
下北児童相談所	035-0073	むつ市中央 1-3-33	0175-23-5975

※児童相談所全国共通ダイヤル（管轄児童相談所に転送）：189

(8) 配偶者暴力相談支援センター一覧

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
青森県女性相談支援センター	038-0003	青森市石江字江渡 5-1	017-781-2000
※DVホットライン（通報・緊急時）			0120-87-3081
青森県男女共同参画センター 「アピオあおもり」	030-0822	青森市中央 3-17-1	017-732-1022
中央福祉事務所	030-0861	青森市長島 2-10-3	017-734-9951
中南福祉事務所	036-8345	弘前市大字下白銀町 14-2	0172-33-3211
三戸福祉事務所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0178-27-4435
西北福祉事務所	037-0046	五所川原市栄町 10	0173-35-2156
上北福祉事務所	039-2594	七戸町字蛇坂 55-1	0176-62-2145
下北福祉事務所	035-0073	むつ市中央 1-3-33	0175-22-2296
青森市配偶者暴力相談支援センター			017-734-5318
八戸市配偶者暴力相談支援センター			0178-38-7339

※「DV相談ナビ」（自動音声による相談窓口案内）：#8008

(9) 年金事務所一覧

年金事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
青森年金事務所	030-8554	青森市中央 1-22-8 日進青森ビル 1～2 階	017-734-7495
八戸年金事務所	031-8567	八戸市城下 4-10-20	0178-44-1742
弘前年金事務所	036-8538	弘前市大字外崎 5-2-6	0172-27-1339
むつ年金事務所	035-0071	むつ市小川町 2-7-30	0175-22-4947

(10) 全国健康保険協会

名称	郵便番号	所在地	電話番号
全国健康保険協会青森支部	030-8552	青森市長島 2-25-3 ニッセイ青森センタービル 8 階	017-721-2799

(11) 税務署一覧

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号
青森税務署	030-0861	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	017-776-4241
黒石税務署	036-0388	黒石市西ヶ丘 66	0172-52-4111
五所川原税務署	037-0004	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎	0173-34-3136
十和田税務署	034-8613	十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-3151
八戸税務署	031-8611	八戸市江陽 2-9-45	0178-43-0141
弘前税務署	036-8689	弘前市大字本町 2-2	0172-32-0331
むつ税務署	035-0072	むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎	0175-22-3294

(12) 市町村犯罪被害者等施策窓口担当課一覧

(令和8年6月末現在)

	市町村名	郵便番号	住 所	担当課 (暫定含む)	電話番号 (代表)
1	青森市	030-0801	青森市新町 1-3-7	生活安心課	017-734-1111
2	弘前市	036-8551	弘前市大字上白銀町 1-1	市民協働課	0172-35-1111
3	八戸市	031-8686	八戸市内丸 1-1-1	くらし交通安全課	0178-43-2111
4	黒石市	036-0396	黒石市大字市ノ町 11-1	コミュニティ推進課	0172-52-2111
5	五所川原市	037-8686	五所川原市字布屋町 41-1	環境対策課	0173-35-2111
6	十和田市	034-8615	十和田市西十二番町 6-1	くらし環境課	0176-23-5111
7	三沢市	033-8666	三沢市桜町 1-1-38	生活環境課	0176-53-5111
8	むつ市	035-8686	むつ市中央 1-8-1	市民連携課	0175-22-1111
9	つがる市	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	防災危機管理課	0173-42-2111
10	平川市	036-0104	平川市柏木町藤山 25-6	市民課	0172-44-1111
11	平内町	039-3393	平内町大字小湊字小湊 63	町民課	017-755-2113
12	今別町	030-1502	今別町大字今別字今別 167	総務企画課	0174-35-2001
13	蓬田村	030-1211	蓬田村大字蓬田字汐越 1-3	総務課	0174-27-2111
14	外ヶ浜町	030-1393	外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2	総務課	0174-31-1111
15	鱒ヶ沢町	038-2792	鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321	総務課	0173-72-2111
16	深浦町	038-2324	深浦町大字深浦字苗代沢 84-2	町民課	0173-74-2111
17	西目屋村	036-1492	西目屋村大字田代字神田 57	住民課	0172-85-2111
18	藤崎町	038-3803	藤崎町大字西豊田 1-1	福祉課	0172-75-3111
19	大鰐町	038-0211	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	住民生活課	0172-48-2111
20	田舎館村	038-1113	田舎館村大字田舎館字中辻 123-1	厚生課	0172-58-2111
21	板柳町	038-3692	板柳町大字板柳字土井 239-3	介護福祉課	0172-73-2111
22	鶴田町	038-3595	鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1	住民環境課	0173-22-2111
23	中泊町	037-0392	中泊町大字中里字紅葉坂 209	総務課	0173-57-2111
24	野辺地町	039-3131	野辺地町字野辺地 123-1	介護・福祉課	0175-64-2111
25	七戸町	039-2792	七戸町字森ノ上 131-4	総務課	0176-68-2111
26	六戸町	039-2392	六戸町大字犬落瀬字前谷地 60	総務課	0176-55-3111
27	横浜町	039-4145	横浜町字寺下 35	総務課	0175-78-2111
28	東北町	039-2492	東北町上北南 4-32-484	総務課	0176-56-3111
29	六ヶ所村	039-3212	六ヶ所村大字尾駸字野附 475	総務課	0175-72-2111
30	おいらせ町	039-2192	おいらせ町中下田 135-2	まちづくり防災課	0178-56-2111
31	大間町	039-4692	大間町大字大間字奥戸下道 20-4	住民福祉課	0175-37-2111
32	東通村	039-4292	東通村大字砂子又字沢内 5-34	防災安全課	0175-27-2111
33	風間浦村	039-4502	風間浦村大字易国間字大川目 28-5 (令和8年7月20日まで) 風間浦村大字易国間字古野 44-7 (令和8年7月21日から)	総務課	0175-35-2111
34	佐井村	039-4711	佐井村大字佐井字糠森 20	住民生活課	0175-38-2111
35	三戸町	039-0198	三戸町大字在府小路町 43	総務課	0179-20-1111
36	五戸町	039-1513	五戸町字古館 21-1	総務課	0178-62-2111
37	田子町	039-0292	田子町大字田子字天神堂平 81	住民課	0179-32-3111
38	南部町	039-0592	南部町大字平字広場 28-1	住民生活課	0178-38-5963
39	階上町	039-1201	階上町大字道仏字天当平 1-87	町民生活課	0178-88-2111
40	新郷村	039-1801	新郷村大字戸来字風呂前 10	総務課	0178-78-2111

(13) 市町村における条例の制定等の状況

(令和8年6月末現在)

	市町村名	担当課 (暫定含む)	条例の制定 年月日	見舞金支給	転居費 助成金支給	心理相談料 助成金支給
1	青森市	生活安心課	令和7年3月24日	○	○	○
2	弘前市	市民協働課	令和4年4月1日	○	○	○
3	八戸市	くらし交通安全課	令和5年10月1日	○	—	—
4	黒石市	コミュニティ推進課	令和7年3月17日	○	—	—
5	五所川原市	環境対策課	令和7年4月1日	○	○	○
6	十和田市	くらし環境課	令和6年3月21日	○	○	○
7	三沢市	生活環境課	令和6年4月1日	○	○	○
8	むつ市	市民連携課	令和3年10月22日	○	—	—
9	つがる市	防災危機管理課	令和6年4月1日	○	○	○
10	平川市	市民課	令和5年4月1日	○	○	○
11	平内町	町民課	令和7年10月1日	○	○	○
12	今別町	総務企画課	令和6年2月29日	○	○	○
13	蓬田村	総務課	令和6年3月8日	—	—	—
14	外ヶ浜町	総務課	令和6年3月14日	○	○	○
15	鱒ヶ沢町	総務課	令和5年9月16日	○	○	○
16	深浦町	町民課	令和5年9月15日	○	○	○
17	西目屋村	住民課	令和5年6月22日	○	○	○
18	藤崎町	福祉課	令和4年9月16日	○	○	○
19	大鰐町	住民生活課	令和5年4月1日	○	—	○
20	田舎館村	厚生課	令和4年6月9日	○	○	○
21	板柳町	介護福祉課	令和5年4月1日	○	○	○
22	鶴田町	住民環境課	令和7年4月1日	○	○	○
23	中泊町	総務課	令和7年3月13日	○	○	○
24	野辺地町	介護・福祉課	令和7年9月17日	○	○	—
25	七戸町	総務課	令和6年12月6日	○	○	○
26	六戸町	総務課	令和7年4月1日	○	○	—
27	横浜町	総務課	令和7年9月11日	○	○	○
28	東北町	総務課	令和6年12月11日	○	○	○
29	六ヶ所村	総務課	令和5年9月15日	○	○	—
30	おいらせ町	まちづくり防災課	令和6年12月17日	○	○	○
31	大間町	住民福祉課	令和7年4月1日	○	○	○
32	東通村	防災安全課	令和6年12月12日	○	—	—
33	風間浦村	総務課	令和6年12月17日	○	—	—
34	佐井村	住民生活課	令和6年12月13日	○	○	○
35	三戸町	総務課	令和7年4月1日	○	—	—
36	五戸町	総務課	令和5年9月15日	○※	○	—
37	田子町	住民課	令和6年12月9日	○	—	—
38	南部町	住民生活課	令和7年4月1日	○	—	—
39	階上町	町民生活課	令和7年3月6日	○	—	—
40	新郷村	総務課	令和6年3月8日	○※	○	—

※五戸町・新郷村：遺族支援金・重傷病等支援金

(14) 市町村支援業務実施状況一覧

(令和8年6月末現在)

対象等	支援業務	掲載頁	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市
公営住宅	公営住宅への一時入居	138	—	—	○	—	○	—	○	—	—	—
公営住宅	公営住宅への優先入居	139	○	—	—	—	—	○	○	—	—	—
遺族	死亡の届出	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	国民健康保険	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	遺族基礎年金（国民年金）	17 63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	高額療養費制度（国民健康保険）	139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療（乳幼児）	子ども医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療・福祉	市町村保健センター	108 136	○	○	—	—	—	○	○	—	○	○
医療・福祉	地域包括支援センター	109 143	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	身体障害者手帳の交付	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	精神障害者保健福祉手帳の交付	65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	障害基礎年金（国民年金）	20 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	特別障害者手当	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	自立支援医療制度	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	就労移行／継続支援	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者 （子ども）	障害児福祉手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者 （子ども）	特別児童扶養手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	児童扶養手当	68 141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	児童手当	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	69 141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	保育料減免	69 141	—	○	—	○	○	—	—	—	○	—
子育て支援	一時預かり事業	69 142	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	69 142	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○
子育て支援	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	70 142	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
子育て支援	ファミリー・サポート・センター	123 142	○	—	○	—	○	○	○	○	—	—
子育て支援	子育てに関する相談	142	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DV・ストーカー	住民票の写しの交付等の制限	27 29 32 70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童虐待	虐待を受けたと思われる子ども発見時の通告	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法律相談	無料法律相談	70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

(令和8年6月末現在)

対象等	支援業務	掲載頁	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			平内町	今別町	蓬田村	外ヶ浜町	鯨ヶ沢町	深浦町	西目屋村	藤崎町	大鰐町	田舎館村
公営住宅	公営住宅への一時入居	138	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—
公営住宅	公営住宅への優先入居	139	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
遺族	死亡の届出	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	国民健康保険	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	遺族基礎年金（国民年金）	17 63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	高額療養費制度（国民健康保険）	139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療（乳幼児）	子ども医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療・福祉	市町村保健センター	108 136	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—
医療・福祉	地域包括支援センター	109 143	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	身体障害者手帳の交付	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	精神障害者保健福祉手帳の交付	65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	障害基礎年金（国民年金）	20 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	特別障害者手当	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	自立支援医療制度	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	就労移行／継続支援	20	○	—	—	—	○	—	—	○	—	○
障がいが残った被害者 （子ども）	障害児福祉手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者 （子ども）	特別児童扶養手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	児童扶養手当	68 141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	児童手当	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	69 141	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
子育て支援	保育料減免	69 141	—	—	○	○	—	—	—	○	○	—
子育て支援	一時預かり事業	69 142	○	—	—	—	—	○	○	○	—	○
子育て支援	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	69 142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
子育て支援	夜間養護等（トリバドステイ）事業	70 142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て支援	ファミリー・サポート・センター	123 142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て支援	子育てに関する相談	142	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DV・ストーカー	住民票の写しの交付等の制限	27 29 32 70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童虐待	虐待を受けたと思われる子ども発見時の通告	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法律相談	無料法律相談	70	—	○	—	—	○	—	—	—	○	○

(令和8年6月末現在)

対象等	支援業務	掲載頁	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			板柳町	鶴田町	中泊町	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	おいらせ町
公営住宅	公営住宅への一時入居	138	—	○	○	○	○	○	—	○	—	—
公営住宅	公営住宅への優先入居	139	—	○	○	○	○	○	—	○	○	—
遺族	死亡の届出	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	国民健康保険	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	遺族基礎年金（国民年金）	17 63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	高額療養費制度（国民健康保険）	139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療（乳幼児）	乳幼児等医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療・福祉	市町村保健センター	108 136	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○
医療・福祉	地域包括支援センター	109 143	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	身体障害者手帳の交付	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	精神障害者保健福祉手帳の交付	65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	障害基礎年金（国民年金）	20 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	特別障害者手当	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	自立支援医療制度	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	就労移行／継続支援	20	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—
障がいが残った被害者 （子ども）	障害児福祉手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者 （子ども）	特別児童扶養手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	児童扶養手当	68 141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	児童手当	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	69 141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	保育料減免	69 141	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○
子育て支援	一時預かり事業	69 141	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○
子育て支援	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	69 142	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○
子育て支援	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	70 142	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
子育て支援	ファミリー・サポート・センター	123 142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て支援	子育てに関する相談	142	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
DV・ストーカー	住民票の写しの交付等の制限	27 29 32 70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童虐待	虐待を受けたと思われる子ども発見時の通告	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法律相談	無料法律相談	70	—	—	○	○	○	○	—	—	—	○

(令和8年6月末現在)

対象等	支援業務	掲載頁	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
			大間町	東通村	風間浦村	佐井村	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村
公営住宅	公営住宅への一時入居	138	○	—	○	○	—	○	○	○	—	○
公営住宅	公営住宅への優先入居	139	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○
遺族	死亡の届出	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	国民健康保険	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺族	遺族基礎年金（国民年金）	17 63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	高額療養費制度（国民健康保険）	139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療（乳幼児）	子ども医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療・福祉	市町村保健センター	108 136	—	○	○	—	○	—	○	○	—	○
医療・福祉	地域包括支援センター	109 143	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	身体障害者手帳の交付	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	精神障害者保健福祉手帳の交付	65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	障害基礎年金（国民年金）	20 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	特別障害者手当	19 64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	自立支援医療制度	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者	就労移行／継続支援	20	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—
障がいが残った被害者 （子ども）	障害児福祉手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障がいが残った被害者 （子ども）	特別児童扶養手当	20 68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	児童扶養手当	68 141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成	65 140	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	児童手当	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子育て支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	69 141	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
子育て支援	保育料減免	69 141	○	—	○	—	○	—	—	○	○	—
子育て支援	一時預かり事業	69 142	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○
子育て支援	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	69 142	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
子育て支援	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	70 142	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子育て支援	ファミリー・サポート・センター	123 142	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
子育て支援	子育てに関する相談	142	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DV・ストーカー	住民票の写しの交付等の制限	27 29 32 70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童虐待	虐待を受けたと思われる子ども発見時の通告	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法律相談	無料法律相談	70	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(15) 市町村社会福祉協議会一覧

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	青森市社会福祉協議会	030-0802	青森市本町 4-1-3 青森市福祉増進センター「しあわせプラザ」内	017-723-1340
2	弘前市社会福祉協議会	036-8063	弘前市大字宮園 2-8-1 弘前市社会福祉センター内	0172-33-1161
3	八戸市社会福祉協議会	039-1166	八戸市根城 8-8-155 八戸市総合福祉会館内	0178-47-2940
4	黒石市社会福祉協議会	036-0389	黒石市境松 1-1-1 黒石市社会福祉センター「きずな」内	0172-52-2674
5	五所川原市社会福祉協議会	037-0065	五所川原市幾世森 218-6	0173-34-3494
6	十和田市社会福祉協議会	034-0011	十和田市稲生町 18-33 市民交流プラザ「トワール」内	0176-23-2992
7	三沢市社会福祉協議会	033-0011	三沢市幸町 3-11-5 三沢市総合社会福祉センター内	0176-53-3422
8	むつ市社会福祉協議会	035-0073	むつ市中央 1-8-1	0175-33-3023
9	つがる市社会福祉協議会	038-3138	つがる市木造若緑 52 つがる市木造福祉センター「かっこうの館」内	0173-42-4886
10	平川市社会福祉協議会	036-0104	平川市柏木町藤山 16-1 平川市役所第2庁舎内	0172-88-7639
11	平内町社会福祉協議会	039-3321	平内町大字小湊字小湊 83-2	017-755-3956
12	外ヶ浜町社会福祉協議会	030-1308	外ヶ浜町字下蟹田 43-2 外ヶ浜町総合福祉センター「などわーる」内	0174-22-2250
13	今別町社会福祉協議会	030-1502	今別町大字今別字中沢 165-12 今別町開発センター内	0174-35-3081
14	蓬田村社会福祉協議会	030-1202	蓬田村瀬辺地字山田 35-84 いきいき交流館内	0174-27-2828
15	鱒ヶ沢町社会福祉協議会	038-2761	鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0173-82-1602
16	深浦町社会福祉協議会	038-2324	深浦町大字深浦字中沢 34-1 深浦町フィットネスプラザ「ゆとり」内	0173-74-3111
17	西目屋村社会福祉協議会	036-1411	西目屋村大字田代字神田 57	0172-85-2255
18	藤崎町社会福祉協議会	038-1214	藤崎町大字常盤字富田 70-1 常盤老人福祉センター内	0172-65-2056
19	大鰐町社会福祉協議会	038-0212	大鰐町大字蔵館字川原田 37-6 大鰐町総合福祉センター内	0172-47-5151
20	田舎館村社会福祉協議会	038-1122	田舎館村大字八反田字古館 206-1 田舎館村老人デイサービスセンター内	0172-43-8111
21	板柳町社会福祉協議会	038-3661	板柳町大字福野田字実田 11-7 板柳町公民館内	0172-72-1161
22	中泊町社会福祉協議会	037-0305	中泊町大字中里字亀山 170-1 中泊町総合福祉健康センター「湯らばーく」内	0173-57-4841
23	鶴田町社会福祉協議会	038-3503	鶴田町大字鶴田字沖津 193 鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」内	0173-22-3394

	市町村社協名	郵便番号	所在地	電話番号
24	野辺地町社会福祉協議会	039-3164	野辺地町字前田 5-2 野辺地町健康増進センター内	0175-64-0401
25	七戸町社会福祉協議会	039-2505	七戸町字立野頭 139-1 七戸町総合福祉センターゆうざらんど内	0176-62-6790
26	おいらせ町社会福祉協議会	039-2222	おいらせ町下前田 158-1 地域福祉センターいきいき館内	0178-52-7066
27	六戸町社会福祉協議会	039-2371	六戸町大字犬落瀬字柴山 3-9 六戸町老人福祉センター内	0176-55-2943
28	横浜町社会福祉協議会	039-4141	横浜町字三保野 57-8 横浜町老人福祉センター内	0175-78-2067
29	東北町社会福祉協議会	039-2661	東北町字上笹橋 45-10 東北町老人福祉センター内	0175-63-2717
30	六ヶ所村社会福祉協議会	039-3214	六ヶ所村大字平沼字二階坂 92-7 六ヶ所村老人福祉センター内	0175-75-3000
31	大間町社会福祉協議会	039-4601	大間町大字大間字寺道 16 大間町健康福祉センター「スマイリー」内	0175-37-4558
32	東通村社会福祉協議会	039-4292	東通村大字砂子又字沢内 5-32	0175-28-5115
33	風間浦村社会福祉協議会	039-4502	風間浦村大字易国間字大川目 11-2 風間浦村総合福祉センター「げんきかん」内 (令和8年7月20日まで) 風間浦村福祉センター「げんきかん」内 (令和8年7月21日から)	0175-35-2243
34	佐井村社会福祉協議会	039-4711	佐井村大字佐井字大佐井川目 39-12 佐井村高齢者生活福祉センター内	0175-38-4181
35	三戸町社会福祉協議会	039-0132	三戸町大字在府小路町 17 総合福祉センターふくじゅそう内	0179-22-0262
36	五戸町社会福祉協議会	039-1511	五戸町字鍛冶屋窪上ミ 36 五戸町社会福祉センター内	0178-62-2547
37	田子町社会福祉協議会	039-0201	田子町大字田子字前田 2-1 「せせらぎの郷」2階	0179-32-4045
38	南部町社会福祉協議会	039-0503	南部町大字平字広場 28-1 南部町名川老人福祉センター内	0178-76-2662
39	階上町社会福祉協議会	039-1201	階上町大字道仏字天当平 1-182 ハートフルプラザ・はしかみ内	0178-88-3067
40	新郷村社会福祉協議会	039-1801	新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下 17-1 新郷村総合福祉センター内	0178-78-3456

(16) 青森県地域包括支援センター一覧

(令和8年4月1日現在)

	市町村	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	青森市	青森市基幹型地域包括支援センター	030-0801	青森市新町一丁目 3-7	017-734-5206
2	青森市	青森市地域包括支援センターおきだて	038-0004	青森市富田 5-18-3	017-761-4580
3	青森市	青森市地域包括支援センターすずかけ	038-0032	青森市里見 2-13-1	017-761-7111
4	青森市	青森市中央地域包括支援センター	030-0801	青森市新町 2-1-8	017-723-9111
5	青森市	青森市東青森地域包括支援センター	030-0967	青森市浜館 6-4-5	017-765-3351
6	青森市	青森市南地域包括支援センター	030-0121	青森市妙見 3-11-14	017-728-3451
7	青森市	青森市東部地域包括支援センター	030-0936	青森市矢田前字弥生田 47-2	017-726-5288
8	青森市	青森市おおの地域包括支援センター	030-0847	青森市東大野 2-1-10	017-711-7475
9	青森市	青森市地域包括支援センター寿永	030-0151	青森市高田字川瀬 187-14	017-739-6711
10	青森市	青森市地域包括支援センターのぎわ	038-0058	青森市羽白字野木和 45	017-763-2255
11	青森市	青森市地域包括支援センターみちのく	030-0901	青森市港町 3-6-3	017-765-0892
12	青森市	青森市地域包括支援センター浪岡	038-1311	青森市浪岡大字浪岡字稲村 274	0172-69-1117
13	弘前市	弘前市第一地域包括支援センター	036-8045	弘前市大字野田二丁目 2-1	0172-31-1203
14	弘前市	弘前市第二地域包括支援センター	036-8326	弘前市大字藤野二丁目 6-1	0172-31-3811
15	弘前市	弘前市第三地域包括支援センター	036-8154	弘前市大字豊原一丁目 1-3	0172-39-2515
16	弘前市	弘前市東部地域包括支援センター	036-8082	弘前市大字福村字早稲田 27-1	0172-26-2433
17	弘前市	弘前市西部地域包括支援センター	036-1313	弘前市大字賀田二丁目 4-2	0172-82-1516
18	弘前市	弘前市南部地域包括支援センター	036-8243	弘前市大字小沢字山崎 44-9	0172-87-6779
19	弘前市	弘前市北部地域包括支援センター	036-8302	弘前市大字高杉字山下 298-1	0172-95-2100
20	八戸市	八戸市地域包括支援センター	031-8686	八戸市内丸一丁目 1-1	0178-43-9189
21	八戸市	市川・根岸地区高齢者支援センター ミライフル	039-1169	八戸市日計四丁目 8-47 オフィースアルタ 101	0178-38-7465
22	八戸市	下長・上長地区高齢者支援センター はくじゅ	039-1161	八戸市大字河原木字北沼 22-39	0178-20-4400
23	八戸市	田面木・館・豊崎地区高齢者支援センター ハピネスやくら	039-1105	八戸市大字八幡字下樋田 1-1	0178-27-8990
24	八戸市	長者・白山台地区高齢者支援センター ちょうじゃの森	031-0022	八戸市大字糠塚字下道 7-32	0178-46-0817
25	八戸市	三八城・根城地区高齢者支援センター みやぎ	031-0075	八戸市内丸一丁目 1-30	0178-71-2271
26	八戸市	小中野・江陽地区高齢者支援センター アクティブ 24	031-0802	八戸市小中野一丁目 1-14	0178-73-3337
27	八戸市	柏崎・吹上地区高齢者支援センター 八戸市医師会	031-0081	八戸市柏崎六丁目 26-1	0178-38-3820
28	八戸市	是川・中居林地区高齢者支援センター ミライフル	031-0002	八戸市大字中居林字道合 25-4	0178-70-5802
29	八戸市	大館・東地区高齢者支援センター みやぎ	031-0088	八戸市岩泉町 7	0178-32-0316
30	八戸市	白銀・湊地区高齢者支援センター えがお	031-0822	八戸市大字白銀町字右岩淵通 23-1	0178-38-1328
31	八戸市	白銀南・鮫・南浜地区高齢者支援センター 瑞光園	031-0833	八戸市大字大久保字大山 32-1	0178-25-0103
32	八戸市	南郷地区高齢者支援センター なんごう	031-0111	八戸市南郷大字市野沢字市野沢 22-3	0178-70-5102

	市町村	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
33	黒石市	黒石市地域包括支援センター	036-0396	黒石市大字市ノ町 2-1	0172-52-2111
34	五所川原市	五所川原市地域包括支援センター	037-8686	五所川原市字布屋町 41-1 市役所 介護福祉課内	0173-35-2111
35	十和田市	十和田市東地域包括支援センター	034-0023	十和田市東十三番町 18-1	0176-27-1513
36	十和田市	十和田市北地域包括支援センター	034-0082	十和田市西二番町 4-3	0176-51-6056
37	十和田市	十和田市西南地域包括支援センター	034-0037	十和田市穂並町 6-27	0176-51-4250
38	三沢市	三沢市地域包括支援センター	033-0011	三沢市幸町 3 丁目 11-5	0176-51-8773
39	むつ市	むつ市地域包括支援センター	035-8686	むつ市中央一丁目 8-1	0175-22-1111
40	むつ市	むつ市地域包括支援センター社協	035-0073	むつ市中央一丁目 8-1	0175-33-2355
41	むつ市	むつ市地域包括支援センターみちのく	035-0072	むつ市金谷二丁目 20-1	0175-23-7930
42	つがる市	つがる市地域包括支援センター	037-0104	つがる市稲垣町豊川富川 42-3	0173-69-7117
43	平川市	平川市地域包括支援センター	036-0104	平川市柏木町藤山 25-6	0172-44-1111
44	平内町	平内町地域包括支援センター	039-3393	平内町大字小湊字小湊 63	017-755-2114
45	今別町	今別町地域包括支援センター	030-1502	今別町大字今別字今別 167	0174-35-2122
46	蓬田村	蓬田村地域包括支援センター	030-1212	蓬田村大字阿弥陀川字汐干 126-1	0174-31-0162
47	外ヶ浜町	外ヶ浜町地域包括支援センター	030-1308	外ヶ浜町字下蟹田 43-2	0174-22-3380
48	鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町地域包括支援センター	038-2753	鱒ヶ沢町大字本町 209-2 中央公民館内	0173-82-0111
49	深浦町	深浦町地域包括支援センター	038-2321	深浦町大字広戸字家野上 104-1	0173-74-4421
50	西目屋村	西目屋村地域包括支援センター	036-1411	西目屋村大字田代字稲元 143-2	0172-85-3123
51	藤崎町	藤崎町地域包括支援センター	038-1214	藤崎町大字常盤字富田 67-1	0172-65-4155
52	大鰐町	大鰐町地域包括支援センター	038-0211	大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3	0172-55-6569
53	田舎館村	田舎館村地域包括支援センター	038-1122	田舎館村八反田字古館 206-1	0172-58-3704
54	板柳町	板柳町地域包括支援センター	038-3661	板柳町福野田字実田 11-7	0172-79-2116
55	鶴田町	鶴田町地域包括支援センター	038-3503	鶴田町大字鶴田字沖津 193	0173-22-3918
56	中泊町	中泊町地域包括支援センター	037-0305	中泊町大字中里字亀山 170-1	0173-57-3601
57	野辺地町	野辺地町地域包括支援センター	039-3141	野辺地町字鳴沢 9-12	0175-72-1018
58	七戸町	七戸町地域包括支援センター	039-2827	七戸町字森ノ上 359-5	0176-68-3500
59	六戸町	六戸町地域包括支援センター	039-2371	六戸町大字犬落瀬字後田 19-1	0176-27-6688
60	横浜町	横浜町地域包括支援センター	039-4145	横浜町字寺下 35	0175-78-2111
61	東北町	東北町地域包括支援センター	039-2492	東北町上北南四丁目 32-484	0176-56-3111
62	六ヶ所村	六ヶ所村地域包括支援センター	039-3212	六ヶ所村大字尾駈字野附 475	0175-72-4457
63	おいらせ町	おいらせ町地域包括支援センター	039-2192	おいらせ町中下田 135-2	0178-56-2132
64	大間町	大間町地域包括支援センターくろまつ	039-4601	大間町大字大間字大間平 20-78	0175-37-5111
65	東通村	東通村地域包括支援センター	039-4222	東通村大字砂子又字里 17-2	0175-28-5700
66	風間浦村	風間浦村地域包括支援センター	039-4502	風間浦村易国間字大川目 11-2 (令和 8 年 7 月 20 日まで) 風間浦村大字易国間字古野 44-7 (令和 8 年 7 月 21 日から)	0175-35-3111
67	佐井村	佐井村地域包括支援センター	039-4711	佐井村佐井字糠森 20	0175-38-4193
68	三戸町	三戸町地域包括支援センター	039-0198	三戸町大字在府小路町 43	0179-20-1153
69	五戸町	五戸町地域包括支援センター	039-1513	五戸町字古館 21-1	0178-62-2111
70	田子町	田子町地域包括支援センター	039-0201	田子町大字田子字前田 2-1	0179-20-7100
71	南部町	南部町地域包括支援センター	039-0595	南部町大字下名久井字白山 91-1	0178-76-2555
72	階上町	階上町地域包括支援センター	039-1201	階上町大字道仏字天当平 1-87	0178-88-2115
73	新郷村	新郷村地域包括支援センター	039-1801	新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下 17-1	0178-61-7560